

第2期中期目標（平成18年度～22年度）

事業報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目 次

1.	国民の皆様へ	1
2.	基本情報	3
	(1) 法人の概要	
	(2) 本部・地域センター等の住所	
	(3) 資本金の状況	
	(4) 第2期中期目標期間における役員の状況	
	(5) 常勤職員の状況	
3.	第2期中期目標期間における予算計画等	9
	(1) 予算計画	
	(2) 収支計画	
	(3) 資金計画	
4.	財務情報	11
	(1) 財務情報の経年比較	
	(2) 予算・決算の概況	
5.	事業の説明	12
	(1) 財源構造	
	(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	

1. 国民の皆様へ

(1) 農林水産消費安全技術センターについて

「食」は私たちの「命」を支える源であり、食品の安全と消費者の信頼を確保するためには、科学的知見に基づく食品安全行政の推進が重要となっています。

このため、肥料、農薬、飼料といった農業生産に欠かせない生産資材の安全の確保、消費者が食品の情報を的確に把握するための表示の適正化などの取組が求められています。

このような中、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、平成19年4月1日に、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「旧センター」という。）、独立行政法人肥飼料検査所（以下「旧肥飼検」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「旧農薬検」という。）（以上の3法人を総称して以下「旧3法人」という。）が統合し、役職員が国家公務員の身分を有する新たな特定独立行政法人として、科学的な検査・分析により、農業生産資材の安全の確保や農林水産物の表示の適正化など農林水産省の行政と一体となって取り組んできました。

(2) 第2期中期目標期間の主な業務の取組・成果について

第2期中期目標期間においては、主要業務である農業生産資材や食品等の検査業務について、農林水産省の指示の下、適切に実施しました。登録申請に係る調査や立入検査結果の報告に要する期間を短縮し、所定の期間内に事務処理を行いました。また、肥料・飼料の収去品の分析や食品表示の科学的検査に要する時間の削減等効率的に業務を推進しました。加えて、事務処理方法の改善、進行管理の徹底、検査分析の集中的な実施、分析法の改善等を図り、中期目標で示された目標を達成しました。また、業務の重点化については、農業生産資材の安全性を確保する観点から立入検査対象事業者を選定するとともに、調査研究課題の選定に当たり農業生産資材の安全性の確保や食品表示の適正化の観点到重点を置き、成果を上げています。

また、第2期中期目標期間に旧3法人が統合したことのメリットを生かすよう、一般管理部門の効率化、地方組織の統合等を行うとともに、旧3法人が有する情報を提供する業務の一元化、案件に応じた横断的なプロジェクトチームの設置等による課題の解決等に取り組みました。検査業務において統合メリットが発揮された事例としては、牛挽肉偽装事案（平成19年）、非食用事故米穀の不正流通事案（平成20年）、輸入飼料用穀物への未承認遺伝子組換え作物の混入事案（平成20年、21年）などがあります。これらの事案に対しては、旧3法人が有する検査分析等の知見を結集して、農林水産省の指示の下に的確・迅速に調査を行いました。

この他、第2期中期目標期間においては、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく立入検査が開始（平成21年12月）されました。また、米国の有機食品等の認証制度である「米国国家有機計画の技術的基準」（NOP基準）を我が国で運用することが合意され、認証機関の監査や指導監督を始めました。国際獣疫事務局（OIE）から飼料の安全と分析分野における世界で初のコラボレーティング・セン

ターとして指定（平成21年5月）を受け、飼料の安全や分析等に関する国内外の情報を収集・整理し、提供する等の活動を始めました。

(3) 独立行政法人の整理合理化計画への対応について

平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人の整理合理化計画」への対応については、次の取組を実施しました。

- ① 事務及び事業の見直しについては、平成21年2月28日をもって生系のJAS規格による格付業務を廃止するとともに、独立行政法人国民生活センターとは、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の端末を適切に運用することで、情報を共有化するとともに、研修会、講習会への講師派遣等について連携を図りました。
- ② 組織の見直しについては、平成20年度をもって大阪・岡山の両事務所を廃止し、平成21年4月に神戸センターへ統合しました。また、小樽事務所については、検査等業務に支障が生じないように計画的に廃止の準備を進め、同事務所を平成21年度末に廃止し、札幌に移転統合しました。
- ③ 契約の点検・見直しについては、原則として一般競争入札とするよう見直しを行いました。また、随意契約によることができる額の限度額等については国と同じ基準としています。さらに、農林水産大臣の指示により、入札監視委員会及び契約監視委員会を設置し、入札手続等の運用状況や、契約状況の点検・見直し等について審議を行いました。
- ④ 内部統制の充実・強化については、内部統制機能の更なる強化を図るため、財務・会計に関する専門的な内部監査を行う仕組みを構築するとともに、役職員のコンプライアンスを徹底させるための仕組みの整備等を行いました。

(4) 事務・事業の見直しについて

平成22年11月26日に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された主要な事務及び事業の改廃に関する「勧告の方向性」においては、相談窓口業務の見直し、国民生活センター等との連携構築、保有資産の見直し等について指摘され、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」においては、依頼検査や講習事業における自己収入の拡大、国民生活センターの商品テスト事業に係る協定の締結、情報提供業務の縮減、不要資産の国庫返納、事務所等の見直し等について指摘されました。

(5) 今後の取組について

第2期中期目標期間においては、旧3法人の統合による新たな組織体制の下で、食品・肥飼料・農薬の各部門が持つ技術力やマンパワーを結集して迅速かつ的確に対応するとともに、中期目標の確実なる達成に向け、農林水産省の行政と一体となって効率的かつ効果的に業務を推進して参りました。

その一方で、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示されるとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定さ

れ、これらへの対応が求められています。

平成23年度から始まる第3期中期目標期間においても、国民の皆様からの期待に応えるべく、引き続き役職員一同その果たすべき役割を十分に認識し、高い使命感と倫理観を持つて的確に業務を推進して参りますので、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

FAMICは、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

② 業務内容

ア FAMICは、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

(ア) 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

(ウ) 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。

(エ) 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

(オ) (ウ)に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

(カ) (エ)及び(オ)に掲げるもののほか、(ウ)に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

(キ) 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。

(ク) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

(ケ) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

(コ) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

(ク) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

イ FAMICは、前項の業務のほか、次の業務を行います。

- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査及び同法第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査
- (イ) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問
- (ロ) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査
- (エ) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去
- (オ) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取
- (カ) 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査
- (キ) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③ 沿革

（旧センター関係）

平成 3 年4月 農林水産省農林規格検査所から農林水産省農林水産消費技術センターに改組

平成13年4月 独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

（旧肥飼検関係）

昭和38年1月 農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して農林省肥飼料検査所となる

平成13年4月 独立行政法人肥飼料検査所として設立

（旧農薬検関係）

昭和22年6月 農林省農薬検査所設置

平成13年4月 独立行政法人農薬検査所として設立

平成19年4月 上記旧 3 法人を統合して独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立

④ 設立根拠法

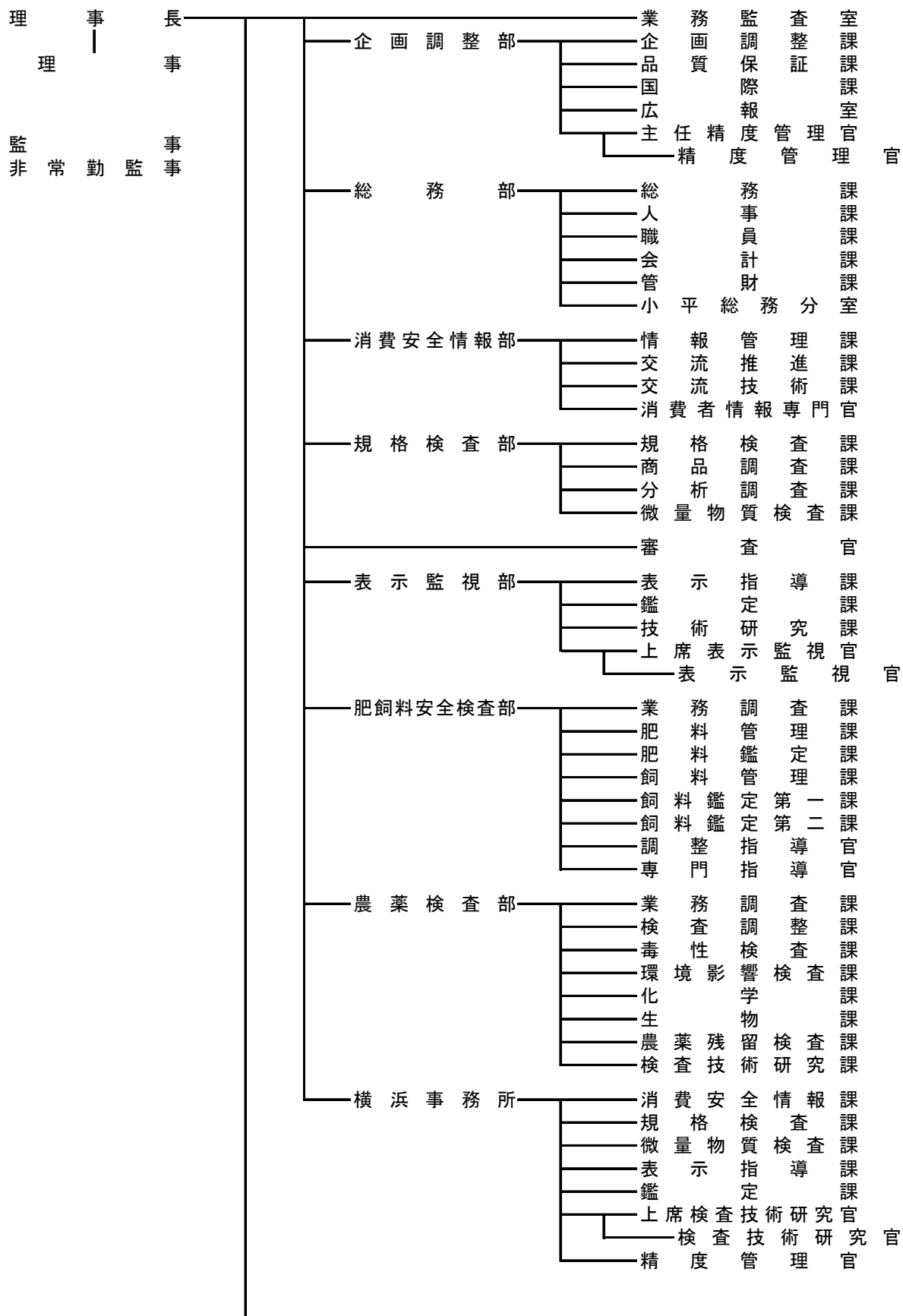
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

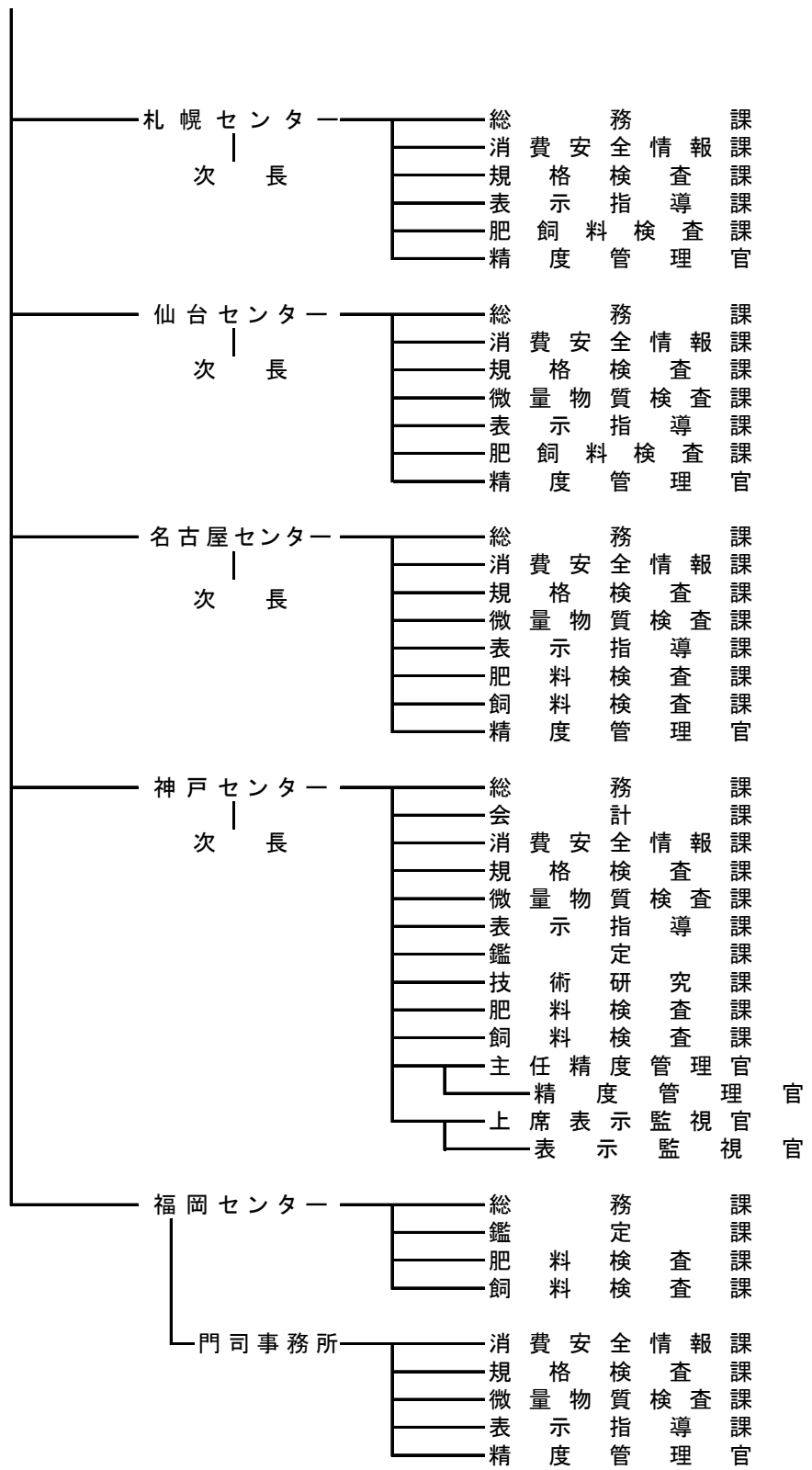
⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課、表示・規格課、農産安全管理課、畜水産安全管理課）

⑥ 組織図

平成23年3月31日 現在





官
官

(2) 本部・地域センター等の住所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部：小平市鈴木町2-772
横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
札幌センター：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
福岡センター：福岡市東区千早3-11-15
門司事務所：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

(注1) 神戸センターは平成21年4月1日で神戸市中央区港島南町1丁目3番7に移転し、大阪事務所、岡山事務所は廃止しました。

(注2) 札幌センター小樽事務所（小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎）は平成22年3月末日で廃止となりました。

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
政府出資金	3,541	10,386	10,386	10,386	10,386
その他出資金	—	—	—	—	—
資本金合計	3,541	10,386	10,386	10,386	10,386

各計数は単位未満を四捨五入して記載しています。

(注) 平成19年4月1日に旧肥飼検及び旧農薬検との統合により平成19年度から資本金が増額しています。

(4) 第2期中期目標期間における役員状況

役職	氏名	在職期間	担当	経歴
理事長	山口 勇	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日		元 独立行政法人農業検査所理事長
	吉羽雅昭	自 平成20年 4月 1日 至 平成23年 3月31日		元 学校法人東京農業大学(応用生物科学部教授)
理事	戸谷 亨	自 平成19年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 (平成21年4月1日再任)	総合調整・食品等検査担当	昭和50年 4月 農林省採用 平成15年10月 独立行政法人農畜産業振興機構総括調整役 平成17年 4月 独立行政法人農林水産消費技術センター理事長
理事	杉浦勝明	自 平成19年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 (平成21年4月1日再任)	評価・肥飼料検査担当	昭和53年 4月 農林省採用 平成17年10月 消費・安全局畜水産安全管理課長
理事	阪本 剛	自 平成19年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 (平成21年4月1日再任)	農薬検査担当	昭和47年 4月 農林省採用 平成16年 4月 独立行政法人農業検査所検査部長
監事	本田一郎	自 平成19年 4月 1日 至 平成21年 3月31日		昭和51年 4月 農林省採用 平成18年 1月 生産局総務課予算調整官
	小山武文	自 平成21年 4月 1日 至 平成23年 3月31日		昭和45年 4月 農林省採用 平成19年 4月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター企画管理部審議役
監事 (非常勤)	碓井憲男	自 平成19年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 (平成21年4月1日再任)		現 公認会計士

【参考】平成18年度における旧3法人の役員状況

役 職	旧センター	旧肥飼検	旧農薬検
理事長	戸谷 亨	上原 孝吉	山口 勇
理 事	湯川 剛一郎	今井 伸治	森田 征士
監 事	齋藤 勉	阿部 亮	赤堀 文昭
監事 (非常勤)	矢野 俊正	小林 公英	助川 正文

(5) 常勤職員の状況

(単位：人)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
常勤職員数	694	688	688	667	673
うち出向者(国等から)	—	111	108	101	104
うち出向者(独法から)	—	2	4	4	4
平均年齢	—	40.9	41.4	41.5	42.0

(注1) 常勤職員数は国会へ報告を行った人数(1月1日現在)を計上しています。

(注2) 平成18年度は旧3法人の合計数です。

3. 第2期中期目標期間における予算計画等

第2期中期目標期間(平成18年度～平成22年度)のうち平成18年度については旧3法人の平成19年4月1日統合後の金額を合計値として計上しています。

(1) 予算計画

(単位:百万円)

区分	中期計画額	年度計画 額累計	決算額累計	中期計画額と 決算額累計と の差額	中期計画額と	年度計画額累
					予算額累計との 差	計と決算額累計 との差額
【収入】	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(B)-(A)	(C)-(B)
運営費交付金	38,727	37,942	38,093	△ 634	△ 785	151
自己収入	163	164	281	118	1	117
その他の収入	0	0	258	258	0	258
施設整備費補助金	1,870	1,801	2,947	1,077	△ 69	1,146
旧神戸売却収入	960	380	400	△ 560	△ 580	20
前年度からの繰越額	0	1,236	1,236	1,236	1,236	0
収入計	41,721	41,523	43,215	1,494	△ 198	1,692
【支出】	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(B)-(A)	(C)-(B)
業務経費	5,149	5,163	5,049	△ 100	14	△ 114
一般管理費	3,632	4,161	3,773	141	529	△ 388
人件費	30,256	30,006	27,607	△ 2,649	△ 250	△ 2,399
その他の支出	0	0	259	259	0	259
旧神戸移転経費	960	380	400	△ 560	△ 580	20
施設整備費	1,882	1,812	2,956	1,074	△ 70	1,144
統合に伴う減	△ 158	0	0	158	158	0
支出計	41,721	41,523	40,044	△ 1,677	△ 198	△ 1,479

- ※1 講習事業収入、GMP検査手数料等の収入増
- ※2 国等からの受託研究等の実施による収入増
- ※3 平成18年度補正予算で措置された神戸センター新庁舎建設費の決算額の増加
- ※4 旧神戸センターの売却額と売却見込額との差額
- ※5 効率化による経費節減により減
- ※6 行政改革推進法に基づく人員減による減
- ※7 国等からの受託研究等の実施による支出増
- ※8 旧神戸センターの売却額と売却見込額との差額
- ※9 平成18年度補正予算で措置された神戸センター新庁舎建設費の決算額の増

(2) 収支計画

(単位:百万円)

区分	中期計画額	年度計画 額累計	決算額累計	中期計画額と 決算額累計と の差額	中期計画額と	年度計画額累
					予算額累計との 差	計と決算額累計 との差額
	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(B)-(A)	(C)-(B)
費用の部	38,775	39,037	36,873	△ 1,902	262	△ 2,164
経常費用	38,769	39,029	36,637	△ 2,132	260	△ 2,392
人件費	30,256	30,006	27,607	△ 2,649	△ 250	△ 2,399
業務費	3,307	3,280	5,897	2,590	△ 27	2,617
一般管理費	3,507	3,831	1,420	△ 2,087	324	△ 2,411
減価償却費	1,857	1,911	1,712	△ 145	54	△ 199
統合に伴う減	△ 158	0	0	158	158	0
財務費用	0	2	6	6	2	4
臨時損失	6	6	231	225	0	225
	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(B)-(A)	(C)-(B)
収益の部	38,744	39,005	38,840	96	261	△ 165
運営費交付金収益	36,762	36,970	34,846	△ 1,916	208	△ 2,124
受託収入	0	0	229	229	0	229
諸収入	163	163	285	122	0	122
補助金等収益	0	0	21	21	0	21
施設費収益	0	0	23	23	0	23
資産見返運営費交付金戻入	1,788	1,811	1,507	△ 281	23	△ 304
資産見返物品受贈額戻入	31	61	68	37	30	7
臨時利益	0	0	1,862	1,862	0	1,862
純利益	△ 32	△ 32	1,905	1,937	0	1,937
前中期目標期間繰越積立金取崩額	33	33	35	2	0	2
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	1	1	1,941	1,940	0	1,940

- ※1 行政改革推進法に基づく人員減による減
 ※2 決算整理に伴う一般管理費からの振替による増、収入見合等の支出による増
 ※3 決算整理に伴う業務費への振替による減、効率化等による経費節減による減
 ※4 運営費交付金で取得した有形固定資産が計画額より減少したため。
 ※5 旧神戸センター土壌改良工事他による有形固定資産の撤去(平成21年度)及び除売却損が生じたため。
 ※6 国等からの受託研究等の実施による収入増
 ※7 講習事業収入、GMP検査手数料等の収入増
 ※8 国からの補助事業の実施による収入増
 ※9 国からの施設整備費補助金の執行に伴う収益
 ※10 運営費交付金で取得した有形固定資産が計画額より減少したため。
 ※11 前中期目標期間最終年度(平成22年度)における運営費交付金残の精算による収益

(3) 資金計画

(単位:百万円)

区分	中期計画額	年度計画 額累計	決算額累計	中期計画額と 決算額累計と の差額	中期計画額と	年度計画額累
					予算額累計との 差	計と決算額累計 との差額
	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(B)-(A)	(C)-(B)
資金支出	41,721	41,750	24,669	△ 17,052	29	△ 17,081
業務活動による支出	37,065	37,115	27,689	△ 9,376	50	△ 9,426
統合に伴う減	△ 158	0	0	158	158	0
投資活動による支出	4,814	4,599	5,188	374	△ 215	589
財務活動による支出	0	37	6	6	37	△ 31
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	3	3	0	3
	(A)	(B)	(C)	(C)-(A)	(B)-(A)	(C)-(B)
資金収入	41,721	41,750	43,215	1,494	29	1,465
業務活動による収入	38,890	38,256	38,632	△ 258	△ 634	376
運営費交付金による収入	38,727	38,093	38,093	△ 634	△ 634	0
食の安全・消費者の信頼確保対策事業費	0	0	21	21	0	21
受託収入	0	0	237	237	0	237
その他の収入	163	163	280	117	0	117
投資活動による収入	2,830	2,258	3,347	517	△ 572	1,089
施設整備費補助金による収入	1,870	1,878	2,947	1,077	8	1,069
有形固定資産の売却による収入	0	380	400	400	380	20
その他の収入	960	0	0	△ 960	△ 960	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	0	1,236	1,236	1,236	1,236	0

- ※1 効率化による経費節減による減、行政改革推進法に基づく人員減による減
 ※2 平成18年度補正予算で措置された神戸センター新庁舎建設費の決算額の増
 ※3 国からの補助事業の実施による収入増
 ※4 国等からの受託研究等の実施による収入増
 ※5 講習事業収入、GMP検査手数料等の収入増
 ※6 施設整備費補助金(神戸センター新庁舎建設費)が平成18年度補正予算で措置されたことによる収入増
 ※7 旧神戸センターの売却額と売却見込額との差額

4. 財務情報

(1) 財務情報の経年比較

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	当中期目標期間				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常費用	7,603	7,640	7,435	7,041	6,988
経常収益	7,806	7,640	7,459	7,064	7,013
当期総利益	219	19	25	24	1,654
資産	13,792	13,962	12,903	12,589	12,567
負債	2,931	4,021	3,154	3,193	2,008
利益剰余金（又は繰越欠損金）	236	34	59	82	1,736
業務活動によるキャッシュ・フロー	164	477	528	583	539
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 270	△ 194	△ 894	△ 82	△ 317
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27	△ 27	△ 14	△ 18	△ 18
資金期末残高	1,618	1,874	1,493	1,976	2,180

(※) 計数については、各年度の事業報告書の値を計上しています。

② セグメント事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区分	当中期目標期間				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
肥料及び土壌改良資材関係経費	60	△ 7	0	1	2
農薬関係経費	28	△ 2	0	△ 0	△ 0
飼料及び飼料添加物関係経費	65	2	16	18	19
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	0	0	0	△ 0	△ 1
農林物資の検査、指導業務関係経費	2	1	1	△ 0	△ 1
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	10	4	5	3	4
一般管理費（共通経費）	37	2	2	2	2
合計	203	0	24	23	25

(※) 計数については、各年度の事業報告書の値を計上しています。

③ セグメント総資産の経年比較

(単位：百万円)

区分	当中期目標期間				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
肥料及び土壌改良資材関係経費	661	976	876	847	830
農薬関係経費	5,792	2,515	2,345	2,188	2,104
飼料及び飼料添加物関係経費	492	817	739	797	807
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	1,394	1,180	1,041	952	926
農林物資の検査、指導業務関係経費	1,296	1,535	1,535	1,393	1,480
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	170	253	245	288	258
一般管理費（共通経費）	3,987	6,687	6,121	6,123	6,162
合計	13,792	13,962	12,903	12,589	12,567

(※) 計数については、各年度の事業報告書の値を計上しています。

④ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較

(単位：百万円)

区分	当中期目標期間				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
業務費用	7,493	7,542	7,325	7,122	6,940
うち損益計算書上の費用	7,610	7,647	7,465	7,211	7,004
うち自己収入	△ 117	△ 105	△ 140	△ 89	△ 64
損益外減価償却相当額	441	435	618	453	554
損益外固定資産除売却相当額	13	13	1,634	9	9
損益外減損損失相当額	5	—	48	13	2
損益外利息費用相当額	—	—	—	—	22
引当外賞与見積額	—	2	51	△ 74	△ 10
引当外退職給付増加見積額	△ 184	128	74	164	105
機会費用	917	819	801	701	587
行政サービス実施コスト	8,685	8,939	10,552	8,388	8,209

(※) 計数については、各年度の事業報告書の値を計上しています。

(2) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	当中期目標期間										中期目標期間合計	
	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		18年度～22年度合計	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入												
運営費交付金	8,166	8,166	7,858	7,858	7,555	7,555	7,544	7,544	6,969	6,969	38,092	38,092
施設整備費補助金	136	607	731	752	775	1,380	134	111	102	96	1,878	2,946
食の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金	0	0	0	0	0	0	0	17	0	5	0	22
無利子借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受託収入	0	61	0	48	0	74	0	33	0	13	0	229
諸収入	36	57	36	57	36	66	28	57	28	51	164	288
検査手数料収入	8	2	8	1	8	1	3	2	3	1	30	7
検定手数料収入	24	36	21	17	21	18	21	11	21	10	108	92
その他の収入	4	19	7	39	7	46	4	44	4	40	26	188
神戸庁舎・土地売却収入	0	0	0	0	380	400	0	0	0	0	380	400
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	485	485	343	343	408	408	1,236	1,236
計	8,338	8,892	8,625	8,716	9,231	9,960	8,049	8,104	7,507	7,542	41,750	43,214
支出												
業務経費	1,051	1,083	1,040	1,028	1,182	946	1,025	1,038	1,015	954	5,313	5,049
生産段階の安全性等確保関係経費	423	479	418	412	505	375	413	491	408	420	2,167	2,177
肥料及び土壌改良資材関係経費	91	107	90	91	89	94	89	95	88	76	447	463
農薬関係経費	183	182	181	169	179	127	178	137	176	146	897	761
飼料及び飼料添加物関係経費	150	190	148	152	237	155	146	259	144	198	825	954
農林水産物の品質及び表示適正化関係経費	628	604	621	616	676	570	613	547	607	534	3,145	2,871
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	407	332	403	263	460	246	262	249	260	301	1,792	1,391
農林物資の検査、指導業務関係経費	159	195	157	267	156	239	266	175	263	177	1,001	1,053
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	63	78	62	85	61	86	85	123	84	56	355	428
施設整備費	147	617	731	752	775	1,380	134	111	102	96	1,889	2,956
食の安全・消費者の信頼確保対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	17	0	4	0	21
受託経費	0	61	0	49	0	75	0	33	0	13	0	231
一般管理費	772	726	748	674	871	705	1,121	1,004	650	672	4,162	3,781
人件費	6,367	5,691	6,106	5,763	6,024	5,615	5,769	5,275	5,741	5,262	30,007	27,606
神戸センター新庁舎移転関連経費	0	0	0	0	380	400	0	0	0	0	380	400
計	8,338	8,178	8,625	8,266	9,231	9,122	8,049	7,478	7,508	7,001	41,751	40,045

(※) 計数については、各年度の事業報告書の値を計上しています。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は、運営費交付金収益、検査・検定手数料収入等事業収益、受託事業収益、その他諸収入のほかに資産見返運営費交付金戻入及び資産見返物品受贈額戻入となっています。中期目標期間中の決算額を年度別、事業別に区分すると下表のとおりとなっています。

①生産段階の安全性等確保関係事業
ア 肥料及び土壌改良資材関係事業

(単位:百万円)

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	573	534	527	554	2,188	93.0%
事業収益(標準試料収入等)	1	1	1	2	5	0.2%
受託調査研究収益	0	17	0	1	18	0.8%
補助金等収益	0	0	17	0	17	0.7%
施設費収益	0	0	2	0	2	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	29	29	28	30	116	4.9%
資産見返物品受贈額戻入	1	2	2	2	7	0.3%
合 計	604	583	577	589	2,353	100%

イ 農薬関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	682	617	622	623	2,544	94.2%
事業収益(講習事業収入)	0	2	1	1	4	0.1%
受託調査研究収益	1	0	0	0	1	0.0%
施設費収益	0	0	2	0	2	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	34	40	39	36	149	5.5%
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	718	659	664	660	2,701	100%

ウ 飼料及び飼料添加物関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	650	654	669	737	2,710	87.2%
事業収益(検定手数料収入等)	43	50	45	38	176	5.7%
受託調査研究収益	8	25	7	1	41	1.3%
施設費収益	0	0	3	0	3	0.1%
補助金等収益	0	0	0	4	4	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	39	37	42	48	166	5.3%
資産見返物品受贈額戻入	1	3	2	2	8	0.3%
合 計	741	768	768	830	3,107	100%

②農林水産物の品質及び表示適正化関係事業
ア 食品等の調査、分析、情報提供業務関係事業
(ア)JAS規格等見直し関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	250	275	251	244	1,020	93.9%
事業収益(講習事業収入)	0	0	1	0	1	0.1%
事業収益(分析検査収入)	0	0	0	0	0	0.0%
受託調査研究収益	22	17	9	0	48	4.4%
施設費収益	0	0	1	0	1	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	4	4	4	4	16	1.5%
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	276	296	266	248	1,086	100%

(イ)情報提供関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	583	550	542	520	2,195	99.1%
受託調査研究収益	0	0	0	0	0	0.0%
施設費収益	0	0	2	0	2	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	6	5	5	4	20	0.9%
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	588	555	549	524	2,216	100%

(単位:百万円)

(ウ)リスク管理のための有害物質分析関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	645	560	512	553	2,270	89.1%
受託調査研究収益	0	0	0	0	0	0.0%
施設費収益	0	0	2	0	2	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	76	68	63	53	260	10.2%
資産見返物品受贈額戻入	0	6	5	5	16	0.6%
合計	722	634	582	611	2,549	100.0%

イ 農林物資の検査、指導業務関係事業

(ア)表示監視関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	1,227	1,254	1,210	1,276	4,967	96.4%
事業収益(検査手数料収入)	1	1	0	0	2	0.0%
受託調査研究収益	0	0	0	0	0	0.0%
施設費収益	0	0	5	0	5	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	45	46	41	36	168	3.3%
資産見返物品受贈額戻入	0	3	3	2	8	0.2%
合計	1,273	1,304	1,259	1,314	5,150	100%

(イ)登録認定機関等技術上の調査・定期的調査関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	819	801	702	743	3,065	97.5%
事業収益(生系残系売払収入)	0	1	0	0	1	0.0%
事業収益(分析検査収入)	0	0	0	1	1	0.0%
受託調査研究収益	0	0	0	0	0	0.0%
施設費収益	0	0	3	0	3	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	15	18	15	14	62	2.0%
資産見返物品受贈額戻入	2	3	2	2	9	0.3%
合計	837	823	722	760	3,142	100%

ウ 農林物資の調査研究、講習業務関係事業

(ア)調査研究関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	220	189	194	216	819	81.3%
事業収益(特許権等収入)	0	0	0	0	0	0.0%
受託調査研究収益	17	16	17	10	60	6.0%
施設費収益	0	0	1	0	1	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	27	31	31	36	125	12.4%
資産見返物品受贈額戻入	0	1	1	1	3	0.3%
合計	264	236	244	263	1,007	100%

(イ)講習関係事業

財源	19年度	20年度	21年度	22年度	決算額合計	当該事業収益に占る割合
運営費交付金収益	43	67	76	53	239	87.9%
事業収益(講習事業収入等)	11	9	6	6	32	11.8%
受託調査研究収益	0	0	0	0	0	0.0%
施設費収益	0	0	1	0	1	0.4%
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0.0%
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0.0%
合計	54	76	83	59	272	100%

(注)平成18年度は統合前のため、平成19年度以降の事業報告書の値を計上しています。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

① 生産段階の安全性等確保関係事業

ア 肥料及び土壌改良資材関係事業

この事業は、肥料取締法に基づき肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を図るため、肥料の登録調査、立入検査等に関する業務を行うとともに、地力増進法に基づき土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のため、土壌改良資材に係る立入検査等に関する業務を行う事業です。

イ 農薬関係事業

この事業は、農薬取締法に基づき農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図るため、農薬の登録検査、立入検査、農薬GLP適合確認、調査研究等を行う事業です。

ウ 飼料及び飼料添加物関係事業

この事業は、飼料安全法に基づき飼料の安全性を確保するとともに、飼料の品質の改善を図るため、飼料及び飼料添加物に係る立入検査、特定添加物の検定、BSEに係る製造事業場の確認検査、飼料分析基準（公定法）の作成等に関する業務を行うとともに、ペットフード安全法に基づき愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るため、愛がん動物用飼料に係る立入検査、検査（分析）法の作成等に関する業務を行う事業です。

② 農林水産物の品質及び表示適正化関係事業

ア 食品等の調査、分析、情報提供業務関係事業

(ア) JAS規格等見直し関係事業

この事業は、JAS規格及び品質表示基準の改正等に資するとともに、国際規格に我が国の意見を反映させるため、所要の調査等を行う事業です。

(イ) 情報提供関係事業

この事業は、食品や農業生産資材の品質・安全性及び表示等食に関連する各種の情報の提供を行うため、インターネット、広報誌等の多様な媒体により情報発信を行うとともに、事業者、消費者等からの相談（食品表示110番による情報提供含む）に対応する事業です。

(ウ) リスク管理のための有害物質分析関係事業

この事業は、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、残留農薬、かび毒等の分析調査を行う事業です。

イ 農林物資の検査、指導業務関係事業

(7) 表示監視関係事業

この事業は、食品表示の適正化に資することを目的として、科学的手法を用いて市販品の分析検査を行い、当該市販品の表示に偽装の疑いが生じた場合や、食品表示110番を通じて疑義が寄せられた場合に、農林水産大臣からの指示等に基づき、立入検査等を行う事業です。

(4) 登録認定機関等技術上の調査・定期的調査関係事業

この事業は、JAS制度に基づく登録認定機関等の登録申請等があった場合に登録基準に適合しているかを審査するための技術上の調査、及び登録後も引き続き登録基準に適合しているを確認するための定期的調査を行うとともに、米国国家有機計画の技術的基準（NOP基準）に基づく認証機関の認定申請があった場合に、NOP基準への適合状況の審査等を行う事業です。

ウ 農林物資の調査研究、講習業務関係事業

(7) 調査研究関係事業

この事業は、食品表示が正しいかを判別するための検査技術の開発・実用化を目的として、調査研究を行う事業です。

(4) 講習関係事業

この事業は、食品、肥料、農薬、飼料、土壌改良資材等に関する各種の情報の提供を行うため、事業者等からの依頼により講習会に講師を派遣する事業です。

以上

第2期(平成18年度～平成22年度)業務実績報告書

第2期中期目標	第2期中期計画	第2期業務実績
<p>【前文】 食品は、国民が毎日消費するものであり、安全な食品の安定的な供給を図ることは、国の最も基本的な責務である。このため、国として、生産段階から消費段階にわたるリスク管理の徹底など、科学的知見に基づく食品安全行政を推進するとともに、食品の品質及び表示の適正化を図ることが重要な課題となっている。</p> <p>このような状況の下で、食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、これまで独立行政法人肥飼料検査所（以下「旧肥飼検」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「旧農薬検」という。）が推進してきた事務及び事業を、平成19年4月1日以降、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）において一体的に行うこととする。</p> <p>センターが、国や都道府県との連携及びその明確な役割分担の下で、管理部門の効率化等の合理化、消費者等に対する情報提供の一元化、検査・分析能力の向上、緊急時等における検査能力の結集等の統合によるメリットを発揮しつつ、農場から食卓までの一連の過程を対象に、検査等業務の効率的かつ効果的な実施に努め、もって技術を通じて食の安全と消費者の信頼の確保に貢献することを期待する。 (平成19年度からの目標)</p>	<p>【前文】 平成19年4月1日に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「旧センター」という。）、独立行政法人肥飼料検査所（以下「旧肥飼検」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「旧農薬検」という。）が統合し、これらが推進してきた事務及び事業を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）において実施することとなり、肥飼料や農薬等の生産資材から食品等までの検査等を一体的に行う体制が整ったところである。</p> <p>センターは、高い使命感を持って国民の期待に応えるべく、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが達成すべき業務運営に関する目標」（平成19年4月1日付け18消安第14883号。以下「中期目標」という。）を踏まえ、統合メリットを発揮しつつ、農場から食卓までの一連の過程（フードチェーン）を対象に、食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、技術的側面から貢献する。</p> <p>このため、国又は都道府県との連携及びその明確な役割分担の下で、検査等業務や情報提供業務が連携しつつ、一般管理部門の合理化及び検査等業務の重点化、消費者、生産者、事業者等への情報提供業務の一元化及び提供内容の充実、一元的な分析精度の管理、組織一体的な分析方法の開発や人材育成、機動的かつ柔軟な組織体制の整備等を行い、専門技術的知見を駆使して、業務を効率的かつ効果的に実施する。 (平成19年度からの計画)</p>	<p>第2期中期目標期間に定めた項目ごとの実績は以下のとおり。なお、平成18年度は独立行</p>

		<p>政法人農林水産消費技術センター（以下「旧センター」という。）、独立行政法人肥飼料検査所（以下「旧肥飼検」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「旧農薬検」という。）の実績、19年度以降は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の実績である。</p>
<p>第1 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。 なお、センターが旧肥飼検及び旧農薬検から引き継いだ業務に係る平成18年4月1日から平成19年3月31日までの実績については、当該中期目標の期間の終了時における評価の際に、センターの平成18年4月1日から平成23年3月31日までの実績と併せて取り扱うものとする。 （平成19年度からの目標）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> センターの中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。 なお、検査検定3法人の統合が行われた場合、センターの中期目標期間は、統合後の法人の中期目標期間に引き継がれるものとする。 （平成18年度旧センターのみの目標） </p>		
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 共通事項 食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、管理部門の効率化、検査・分析能力の向上等の統合メリットを發揮しつつ、業務運営の効率化を図ることとし、以下の取組を実施する。 （平成19年度からの目標）</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため平成18年度から平成22年度にとった措置</p> <p>1 共通事項</p>
<p>(1) 組織体制の強化 ① 統合メリットの発現による効率的な</p>	<p>(1) 組織体制の強化 ① 統合メリットの発現による効率的な</p>	<p>(1) 組織体制の強化 ① 統合メリットの発現による効率的な業務の実施体制の整備</p>

業務の実施体制の整備

理事長の指導の下、統合メリットを発揮させ、検査等業務を効率的かつ効果的に推進するための組織体制を整備する。

(平成19年度からの目標)

組織体制の整備

行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための組織体制を整備する。

(平成18年度旧センター、旧農薬検の目標)

行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための業務態勢を整備する。

(平成18年度旧肥飼検の目標)

業務の実施体制の整備

検査等業務を効率的かつ効果的に推進するため、各分野の専門家からなるプロジェクトチームを設置する等により、各検査業務で得られた知見やノウハウの活用を図るとともに、緊急時や繁忙時において検査等に従事する職員を重点的に投入することができるよう、スタッフ制を拡大する等により、機動的かつ柔軟な業務運営を行う。

(平成19年度からの計画)

組織体制の整備

行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、組織の体制を適宜見直すとともに、スタッフ制の活用などにより機動的で柔軟な業務運営を行う。

(平成18年度旧センターの計画)

行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的業するため、「業務運営改善委員会(仮称)」による検討を行う。

(平成18年度旧肥飼検の計画)

行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための組織体制を整備する。

(平成18年度旧農薬検の計画)

次により、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営を行った。

- 毎年度、前年度の業務実績の評価結果、当該年度の業務の進捗状況、監事監査・内部監査・苦情処理の結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、中期目標・中期計画の確実な達成及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示を行った。(平成18年度は、旧センターのみ実施。)

- 平成19年度から、各部門の専門家からなるプロジェクトチームを設置し、各部門で蓄積された専門的知見やノウハウを活用して検査等業務に係る課題に対応した。

年度	プロジェクトチーム設置課題
19	・牛挽肉加工品緊急調査 ・前作に使用された農薬の残留分析
20	・安全性未審査トウモロコシの緊急検査 ・前作に使用された農薬の残留分析 ・ペットフード検査方法の検討 ・非食用の事故米穀を利用した食品等の緊急検査 ・効果的な情報提供
21	・有機資材適合性判定スキーム検討 ・検査分析能力向上のための研修・精度管理等のあり方検討 ・前作に使用された農薬の作物残留分析等 ・国際獣疫事務局(OIE) コラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信
22	・前作に使用された農薬の作物残留分析等 ・一体的分析試験業務実施体制及び検査・分析能力向上のための研修のあり方検討 ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査

- 本部の各部及び各地域センターのすべての業務部門にスタッフ制を導入し、各部課長等の指示により、業務の進捗状況等に対応して必要な検査体制に、スタッフ職員を集中的に配置する等の業務内容を調整するなど、効果的に運用した。(平成18年度は旧センターのみの実施)

- 肥料取締法(昭和25年法律第127号)及び農薬取締法(昭和23年法律第82号)それぞれに基づく表示が必要となる「農薬入り肥料」については、センターの立入検査時に該当品が確認された場合には、一体的にそれらの表示の点検を行う体制を構築した。

また、次の取組を実施することにより内部統制機能の充実・強化を推進し、業務の対外的な信頼性・透明性を確保した。

- 役員会においては予算・決算、組織、人事、年度計画、業務実績報告等の重要事項の他、必要に応じて管理運営上の個別案件等についても議題とするなど、役員会を法人の意志決定プロセスに明確に位置づけるとともに、平成21年度には、年度計画に基づく各部門の業務進捗状況を定期的に集計・報告する仕組みとし、予算の執行状況と一体的に把握できる体制とした。
- 法令、社会的規範を遵守し、倫理、良識に従って行動することを明記した「行動理念」、業務や組織の運営等について法人が目指す方向を明記した「行動方針」を平成19年度に制定し、各事務室に掲示及び電子掲示板に掲載することにより役職員への周知を図った。
- 平成20年度監事監査の指摘を踏まえてセンターの内部統制の現状を検証し、内部統制の基本的要素とされる6項目（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥IT（情報技術）への対応）について点検・分析を行った。この現状分析の結果を平成21年度のマネジメントレビュー会議へ報告し、理事長の指示を受けて次の取組を行った。
 - ・ 平成22年度に財務・会計に関する専門的な内部監査を行う仕組みを構築し試行を行い、平成23年度から実施することとした。
 - ・ 平成22年度に「コンプライアンス推進規程」及び「内部通報等処理細則」を制定するとともに、センターの「コンプライアンス基本方針」を制定し、役職員への周知徹底を図った。
- 業務におけるリスク管理の観点から、業務規程類及び作業標準（手順書等）の作成・見直しを行うとともに、内部監査、苦情処理、マネジメントレビュー等、品質マネジメントシステム（ISO9000）の考え方を取り入れた継続的な業務改善を実施し、業務の品質保証を図った。（平成18年度は旧センターのみの実施）
- 平成19年4月の旧3法人の統合に伴い資本金が100億円以上となったことから、平成19年度以降の財務諸表等について独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。
- CIO（Chief Information Officer：情報化統括責任者）の指導の下、業務・システム最適化推進委員会において法人の情報通信技術（IT）への対応を検討し、平成20年度には、旧3法人間で異なっていた外部との接続環境を一本化する等、情報通信ネットワークを整備した。また、システム上の情報セキュリティ対策を講じるとともに、役職員に対して情報セキュリティに関する教育訓練を行い、意識の向上を図った。

② 内部監査の一体的実施

業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図る。

② 内部監査の一体的な実施

内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する専任の部署を設置する。

また、担当する職員の監査能力の向上を図るため、内部監査員研修を毎事業年度1回以上実施する。

さらに、外部の有識者を活用した業務運営の改善を定期的に行う。
（平成19年度からの計画）

内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する専任の部署を設置する。

また、外部の有識者を活用した業務運営の改善を定期的に行う。
（平成18年度旧センターの計画）

予算の執行及び会計経理の適正を期するため、会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査を毎年度実施する。

（平成18年度旧肥飼検の計画）

業務運営（会計を含む）を横断的に監査する内部監査体制を強化するため、業務執行マニュアル類を整備する

② 内部監査の一体的な実施

内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、次に掲げる措置を講じた。

平成18年度は、旧3法人ごとに内部監査の担当部署の設置状況が区々であったが、統合後においては、業務監査室を役員直属の組織とし、本部及び各地域センター等における業務運営（会計を含む。）について内部監査を横断的に実施し、その結果についてマネジメントレビュー等で報告し、業務運営の改善に反映させた。

また、職員に対して内部監査員養成研修を次のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
実施回数	4	2	2	1	1
研修人数	134	332	131	99	298

注 平成18年度は旧センターのみの実績

毎年度外部の有識者を含めた委員会を開催し、前年度における業務実績の評価結果及びこれへの対応状況、当該年度のマネジメントレビューの結果及び業務の実施状況等について点検・評価を行った。（平成18年度は旧センターのみの実施）

とともに、理事長の指名する者を長とする内部監査委員会を設置・運営することにより、検査業務の質の向上に資する。
(平成18年度旧農薬検の計画)

③ 本部及び地方組織の再編・統合
統合メリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、本部及び地方組織の役割を踏まえ、管理部門等の合理化を含む再編・統合を行う。

具体的には、3法人の統合時において管理部門の統合等により1本部5地方組織に再編したこと(注)を踏まえ、更に中期目標期間中に、可能な限り同一地方組織を同一庁舎に移転するよう努めることとする。

(注) 本部(独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「旧センター」という。))本部、旧肥飼検本部、旧農薬検及び旧センター横浜センター)5地方組織(札幌センター(旧センター小樽センター及び旧肥飼検札幌事務所)、仙台センター(旧センター仙台センター及び旧肥飼検仙台事務所)、名古屋センター(旧センター名古屋センター及び旧肥飼検名古屋事務所)、神戸センター(旧センター神戸センター、旧肥飼検大阪事務所及び旧センター岡山センター)及び福岡センター(旧センター門司センター及び旧肥飼検福岡事務所)

(平成19年度からの目標)

検査検定3法人の統合に向けた検討を行う中で、そのメリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、組織

③ 本部及び地方組織の再編・統合
統合メリットを發揮させるため、3法人の統合後は旧センター神戸センターと一体的に運営することとなる旧肥飼検大阪事務所及び旧センター岡山センターの組織・業務については、旧センター神戸センターの庁舎の移転・新築(注)と併せて、神戸センターの庁舎に移管することとし、旧肥飼検大阪事務所及び旧センター岡山センターの事務所については、これらを廃止する。なお、これらの廃止に際しては、あらかじめ、利用者等に周知徹底し、業務の円滑な引継ぎ等を行うこととする。

(注) 旧センター神戸センターの現庁舎については、老朽化と耐震上の問題から、平成20年度を目途に移転・新築する予定である。

(平成19年度からの計画)

組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するため、検査検定3法人を横断した体制を整備する。

(平成18年度旧3法人共通の計画)

③ 本部及び地方組織の再編・統合

平成19年4月の旧3法人の統合に伴い、統合メリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、管理部門の統合等により、統合前の3本部12地方組織を1本部5地方組織に再編した。

また、大阪事務所及び岡山事務所の神戸センターへの移転統合に当たっては、平成20年3月末をもって岡山事務所の消費安全情報課及び微量物質検査課を廃止し、神戸センター消費安全情報課及び微量物質検査課にそれぞれの業務を移管する等、同事務所の管轄区域内における業務の実施に支障が生じないよう、必要な措置を講じた。神戸センター新庁舎完成後は、速やかに旧神戸センター、大阪事務所及び岡山事務所の移転作業を行い、その機能を神戸センターに集約し、平成21年4月1日から業務を開始した。

さらに、平成21年度末に札幌センター小樽事務所を廃止してその機能を札幌センターに集約し、平成22年度から新たな体制で事務・事業を運営した。

平成18年度には、旧3法人の統合に向けた検討及び円滑な再編を実施するため、旧3法人それぞれの役員を構成員とする「検査3法人統合準備委員会」を設置し、統合法人の組織体制及び事務事業の効率化等について検討を行うとともに、農林水産省との綿密な連携の下に統合準備作業を進めた。

について、管理部門等の効率化を含めた再編統合を行い、早期に一体的な運営を図るための検討を行う必要がある。このため、統合後の組織体制の検討及び円滑な再編を実施するための必要な体制を整備する。
(平成18年度旧3法人共通の目標)

④ 一般管理部門の合理化及び検査等業務への重点化

③の本部及び地方組織の再編・統合と併せて一般管理部門の統合など合理化を図るとともに、業務部門への振替等により、一般管理部門の要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に3ポイント程度低下させる。

また、検査検定機関として検査等業務への重点化を図るため、一般管理部門の合理化と併せて検査等業務以外の業務の重点化及び効率化を図ることにより、検査等業務に従事する要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に2ポイント程度向上させる。

(平成19年度以降の目標)

センターは、不正な食品表示や不正なJASマークの監視・取締りを強化するため食品表示監視業務及び登録認定機関(登録外国認定機関を含む。以下同じ。)、認定事業者に対する指導・監督業務といった検査業務に重点化を図る。

このため、センター業務のうち検

④ 一般管理部門の合理化及び検査等業務への重点化

新規採用を抑制するとともに、一般管理部門から業務部門への人事異動により一般管理部門の要員を削減し、一般管理部門の要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に3ポイント程度低下させる。

なお、一般管理部門から業務部門への人事異動を円滑に行うため、一般管理部門の職員を対象に必要な研修を実施する。

また、検査検定機関として検査等業務への重点化を図るため、一般管理部門の合理化と併せて情報提供業務など検査等業務以外の業務の重点化及び効率化を図ることにより、検査等業務に従事する要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に2ポイント程度向上させる。

(平成19年度以降の計画)

センターは、食品表示監視業務及び登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務に重点化を図るため、管理部門の合理化、情報提供業務等の一層の効率化を行い、検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させる。

また、検査3法人統合準備委員会の下、業務に関する事項を検討する業務検討グループ、人事、会計等総務に関する事項を検討する総務検討グループを設置し、細部事項の検討を行った。

④ 一般管理部門の合理化及び検査等業務への重点化

検査等業務への要員の重点化を図るため、次に掲げる取組を行うことにより、平成18年1月1日(※)を基準として、一般管理部門の常勤職員が全体に占める割合(%)を中期目標期間中に18.4%から4.7ポイント低下させ、検査等業務に従事する常勤職員が全体に占める割合を67.2%から5.2ポイント向上させた。

※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。

年度	17(基準年度)	18	19	20	21	22
常勤職員数	722	694	688	688	667	673
一般管理部門の常勤職員数	133	125	106	104	97	92
一般管理部門の割合(%)	18.4	18.0	15.4	15.1	14.5	13.7
減少率(%)	—	0.4	3.0	3.3	3.9	4.7
検査業務部門の常勤職員数	485	479	488	491	477	487
検査業務部門の割合(%)	67.2	69.0	70.9	71.4	71.5	72.4
増加率(%)	—	1.8	3.7	4.2	4.3	5.2

注 平成17年度及び18年度における常勤職員数については旧3法人の職員数を合計したものである。

○ 本部及び地方組織の再編・統合と併せて一般管理部門の統合など合理化を図り、一般管理部門から検査等業務部門へ職員の異動を行った。これに伴い、業務部門へ異動した一般管理部門の職員を対象に、異動先での業務に必要な研修を実施した。

査業務に従事する職員の比率（％）を、平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させる。
また、継続的に業務の見直しを行い、業務全体の効率的な実施を図るものとする。
(平成18年度旧センターの目標)

また、検査業務についても継続的に見直し、その効率的な実施を図る。
(平成18年度旧センターの計画)

(2) 業務運営能力の向上

科学技術の進歩に対応しつつ確な検査・分析の実施に資するよう、職員の技術水準の維持・向上を図るための研修及び資格の取得をセンター全体で計画的に推進するとともに、先進的な技術、知識等の導入に努める。
(平成19年度以降の目標)

また、検査検定3法人の統合に向けた検討を行うことにより、効率的かつ効果的な運営が行われるよう、検査・検定の知識・技術の共有化を図るための取組を行う。
(平成18年度中期目標抜粋 旧3法人共通)

(2) 業務運営能力の向上

科学技術の進歩に対応しつつ確な検査・分析の実施に資するよう、職員の技術水準の維持・向上を図るため、次に掲げる研修及び資格等の取得をセンター全体で計画的に推進する。

- ① 研修
 - ・ 機器分析研修
 - ・ ISO9000審査員研修
- ② 資格の取得
 - ・ 放射線取扱主任者
 - ・ X線作業主任者

さらに、検査・検定の知識・技術の共有化を図るよう、検査検定3法人合同で研修を行う。
(平成18年度中期計画抜粋 旧3法人共通)

(2) 業務運営能力の向上

職員の技術的水準を向上させるため、次に掲げる研修及び資格の取得等を行った。

○ 研修

職員技術研修中期計画に基づき、研修を次のとおり行った。
平成18年度においては、旧3法人それぞれが有する検査・検定の知識・技術の共有化を目的として、各法人の業務内容等に関する研修、GLP制度に関する研修及び食品安全に係るリスク管理に関する分析技術研修を実施した。

年度	18	19	20	21	22
機器操作研修	37(133)	15(56)	19(42)	22(46)	24(47)
ISO9000審査員研修受講者数	6	6	4	4	6
3法人合同研修	3(42)	—	—	—	—

注1 18年度の機器操作研修は旧センターのみの実績。

注2 機器操作研修及び3法人合同研修における実数は研修の実施回数。()内は研修への参加者数。

○ 資格の取得

有資格者の必要なセンターに、放射線取扱主任者又はX線作業主任者を配置するとともに、必要に応じて研修を受講させ、資格を取得させた。

年度	18	19	20	21	22
放射線取扱主任者数	80	79	81	77	72
(うち新規養成人数)	2	6	2	0	0
X線作業主任者数	19	23	22	16	22
(うち新規養成人数)	3	0	0	0	1

(平成18年度のX線作業主任者は旧肥飼検のみに配置。)

○ 遺伝子組換え食品の検査技術等、最新の分析技術に関する研修を次のとおり行った。

年度	18	19	20	21	22

最新の分析技術に関する研修	89(626)	35(233)	32(176)	39(153)	34(139)
うち研究機関等が実施する研修	5(9)	4(9)	5(7)	5(6)	3(6)

注 平成18年度は旧センターの実績。()内は受講者数

○ 大学及び試験研究機関等との共同研究を実施する等の技術交流を行うことにより、検査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図った。

年度	18	19	20	21	22
共同研究課題数	13	18	17	12	9

また、試験研究機関等との共同研究の実施等を通じて、検査分析に関する先進的な技術、知識等の導入に努める。
(平成19年度からの計画)

(3) 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化

専門技術的知見の必要性が低い作業等のうち次に掲げる業務については、早期にアウトソーシングを行う。また、次に掲げる業務以外についても、アウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理し、当該業務のアウトソーシングを推進する。

- ① アンケート調査票の発送及び回答の集計作業
- ② 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等
- ③ JASマークの付された農林物資（以下「JAS製品」という。）の検査データ、肥飼料等の登録及び届出情報並びに立入検査結果等の入力
- ④ ホームページの運営管理及び農薬検索システムの運営管理
- ⑤ 専門知識を要しない外国文献の翻訳
(平成19年度からの目標)

(3) 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化

専門技術的知見の必要性が低い作業等のうち次に掲げる業務については、早期にアウトソーシングを行う。また、次に掲げる業務以外についても、アウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検討を行う。

- ① JAS規格見直し業務並びに肥料及び農薬の検査等業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業
- ② 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等
- ③ JASマークの付された農林物資（以下「JAS製品」という。）の検査データ並びに肥飼料等の登録、届出情報及び立入検査結果等のデータの入力
- ④ ホームページ及び農薬の検索システムの運営管理
- ⑤ 専門知識を要しない外国文献の翻訳
このため、次に掲げる規程等を整備する。

- ア 業務外部委託規程
- イ 委託（入札）仕様書
- ウ 委託先（業者）選定基準

〔また、上記の業務以外についてもア〕

(3) 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化

平成18年度においては、検査3法人統合準備委員会の下に設置した業務運営改善委員会において「業務外部委託（アウトソーシング）推進の方針」を定めるとともに、アウトソーシング関係規程類を整備し、業務運営の効率化に資するものについてアウトソーシングを行った。旧3法人統合後は「アウトソーシング実施規程」に基づき、次に掲げる業務について引き続きアウトソーシングを行った。

- ① アンケート調査票の発送及び回答の集計作業
 - ・ JAS規格見直し業務に係るアンケート調査票関係作業（平成18年度～）
 - ・ 肥料検査等業務に係るアンケート調査票関係作業（平成19年度～）
 - ・ 農薬検査等業務に係るアンケート調査票関係作業（平成18年度～）
- ② 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業（平成18年度～）
- ③ JASマークの付された農林物資（以下「JAS製品」という。）の検査データ並びに肥飼料等の登録、届出情報及び立入検査結果等のデータの入力
 - ・ JAS製品の検査データの入力（平成20年度～）
 - ・ 肥飼料等の登録、届け出情報及び立入検査結果等のデータ入力（平成21年度～）
 - ・ 汚泥肥料等の立入検査関連データの入力（平成22年度）
- ④ ホームページ及び農薬の検索システムの運営管理
 - ・ ホームページ（平成22年度）
 - ・ 農薬の登録情報の検索システム（平成21年度）
- ⑤ 専門知識を要しない外国文献の翻訳（平成18年度～）

上記のほか、アウトソーシングの可能性を検討した結果、以下の業務についてアウトソーシングを実施し、業務の効率化を図った。

- ・ 広報誌の編集及び発送（平成19年度～）
- ・ メールマガジンの配信管理（平成19年度～）

ウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。
 （平成18年度中期計画抜粋旧3法人共通）

(4) 分析機器等に関する効率化
 センターに設置されている分析機器等については、その稼働状況等を踏まえ、その有効活用及び効率的な運用を図るとともに、その更新に当たっては、センター全体における必要性を踏まえた精査を行う。

(4) 分析機器等に関する効率化
 センターに設置されている分析機器等については、定期的にその稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえた検査計画を策定することにより、既存の分析機器等の稼働率の向上を図る。

(4) 分析機器等に関する効率化
 分析機器の稼働率の向上を図るため、毎年度に分析機器の稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえて分析件数を調整する等、翌年度の検査計画を策定した。

また、分析機器等の更新に当たっては、耐用年数の経過状況等のほか、センター全体における必要性を十分に検討する。

また、分析機器の新規購入及び更新に当たっては、要求のあった機器について、稼働状況等の調査結果を踏まえ、センター全体における必要性について十分な検討を行った上で整備方針を決定した。なお、平成18年度は、旧3法人が合同で設置した業務運営改善委員会において必要な調整を行った。

(5) 業務運営の効率化による経費の抑制
 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前事業年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。

(5) 業務運営の効率化による経費の抑制
 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前事業年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。

(5) 業務運営の効率化による経費の抑制
 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、次のとおり対前事業年度比で一般管理費及び業務経費を抑制した。

年度	18	19	20	21	22
一般管理費削減率(%)	—	3.7	5.8	3.3	3.5
旧センター	3.0	—	—	—	—
旧肥飼検	4.5	—	—	—	—
旧農薬検	6.7	—	—	—	—
業務経費削減率(%)	—	5.8	3.0	6.0	5.0
旧センター	5.6	—	—	—	—
旧肥飼検	6.7	—	—	—	—
旧農薬検	17.7	—	—	—	—

さらに、3法人の統合後においては、センター全体として、管理部門等の効率化を行い、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。

さらに、センター全体として、本部及び地方組織の再編・統合に伴う一般管理部門の統合等による管理部門の合理化及び効率化、検査等業務の重点化及び業務間の連携・調整の実施による効率化を行うなど、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最

さらに、センター全体として、本部及び地方組織の再編・統合に伴う管理部門の合理化及び効率化、検査等業務の重点化及び業務間の連携・調整の実施による効率化を行うなど、統合メリットを発現することにより一般管理費を抑制し、中期目標期間の最終事業年度である平成22年度においては、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額を抑制した。

年度	18	19	20	21	22
----	----	----	----	----	----

(平成19年度以降の目標)

終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。

一般管理費削減率(%)	—	1.5	3.0	6.0	10
-------------	---	-----	-----	-----	----

(6) 人件費の削減

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて、センター全体の人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行うとともに、(5)の10%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人員費の削減を行う。

(6) 人件費の削減

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて、センター全体の人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行うとともに、(5)の10%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人員費の削減を行う。

(6) 人件費の削減

業務の効率化を図ることにより常勤職員数を平成18年1月1日時点（※）の722名から次のとおり49名削減した。このことにより、平成17年度決算額を基準として人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を7.4%削減した。

※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。

年度	17(基準年度)	18	19	20	21	22
常勤職員数	722	694	688	688	667	673
常勤職員削減数	—	28	34	34	55	49
人員費削減率	—	4.3	4.8	6.6	7.4	7.4

注 平成17年度及び18年度における常勤職員数については、旧3法人の職員数を合計したものである。

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人員費改革を平成23年度まで継続する。

(平成19年度以降の目標)

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人員費改革を平成23年度まで継続する。

(平成19年度以降の計画)

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、俸給表の見直しや期末手当・勤勉手当の支給割合の引き下げ、55歳を超える職員の減額措置等の見直しを行った。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検

化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。
 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。
 (平成18年度旧3法人共通)

定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。
 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。
 (平成18年度旧3法人共通)

2 業務の重点化・効率化

(1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務
 ① 肥料関係業務
 ア 肥料の検査等業務
 調査結果の報告については、肥料の安全性の確保の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（新規登録申請：30日）に対して5%削減する。

2 業務の重点化・効率化

(1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務
 ① 肥料関係業務
 ア 肥料の検査等業務
 再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の銘柄の登録申請数が依然として高水準で推移することが見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、中期目標期間中に、当該調査結果の報告までの期間を5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。

(7) 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問い合わせ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。

(4) 肥料用原材料のデータベースを、LANを用いて本部及び地方組織で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。

2 業務の重点化・効率化

(1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務
 ① 肥料関係業務
 ア 肥料の検査等業務
 登録申請に係る調査の質を確保しつつ、次に掲げる事項に取り組み、中期目標期間中に当該調査結果の報告までの期間（30日）を28日とし、6.7%削減した。
 なお、登録申請に係る調査件数は下表のとおり。

年度	18	19	20	21	22
調査件数	1,366	1,133	1,601	1,485	1,327

(7) 登録申請マニュアル及び登録Q&Aについて毎年度見直しの検討を行い、必要に応じて改訂した。また、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを要請に基づき配布するとともに、肥料登録申請手続きの概要や肥料公定規格の情報等をホームページに掲載し、登録申請者に対する最新情報の提供を行った。

また、肥料の登録申請に関する問い合わせへの能力の向上を図るため、窓口業務に係る職員に対して、肥料登録の事例演習や窓口・電話対応等の研修を毎年度実施した。

(4) 登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るため、新規に登録申請があった登録申請書を電子データ（PDF）化し、インターネットVPNを用いて各センター間で情報を共有した。
 なお新規の登録申請としてデータベースに追加した、肥料の原料や材料は次のとおりである。

年度	18注	19	20	21	22

また、収去品の検査については、重金属等肥料中に含まれる有害成分の含有量等の分析を重点的に行うとともに、分析技術の高度化、分析技術の向上、分析機器の有効活用及び効率的な運用を図ること等により、中期目標期間中に、成分1点当たりに要する分析時間を、平成17年度を基準として5%削減する。

(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料についても同様な事例が認められる中で、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。このため、中期目標期間中に、成分1点当たりに要する分析時間を5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。

(7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うこと等により、検査の効率化を図る。

(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより、業務の合理化を図る。

(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入等分析技術の高度化に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。

(エ) 機器分析研修等を積極的に受講させ、職員の分析技術の向上に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。

原料(件)	207	47	10	35	13
材料(件)	3,086	151	3	17	57

注 平成18年度の件数は、平成14年度～18年度にデータベース化された件数

(ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、肥料の重金属等分析法を改良し、「肥料等試験法」に取りまとめ、活用した。

また、肥料の安全性に係る有害成分の検査結果を迅速に判定するため、次に掲げる事項を実施した他、センターで改良した肥料の重金属等分析法を活用したことにより検査等の効率化、合理化を図り、成分1点当たりに要する分析時間を中期目標期間中に8.7%削減した。

年度	18	19	20	21	22
分析時間の削減率(%)	0.8	2.0	8.2	8.8	8.7

(7) 収去品の検査については、検査の効率化を図るため、有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を実施した。さらに、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部で集中して実施した。

年度	18	19	20	21	22
収去品試料数	1,028	1,050	869	808	744
(成分点数)	11,524	12,044	10,113	9,796	8,969
うち原料試料数	23	51	27	40	57
(成分点数)	413	969	513	760	940

(イ) 業務の合理化を図るため、重金属分析用標準液等の調製についてアウトソーシングを実施した。

(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、センターで改良し、妥当性が確認された肥料の重金属等分析法を活用するとともに、毎年度、日本環境化学会等が主催したセミナー等に参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。

(エ) 分析技術の高度化を図るため、機器分析研修等に次のとおり参加させた。

年度	18	19	20	21	22

さらに、調査研究等業務については、肥料中の人畜に被害を生じさせる農産物が生産されるおそれのある有害成分の評価手法の開発等安全性の確保に資する分野に重点化する。

さらに、調査研究等業務については、次に掲げる分野を始め、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止及び国民の健康の確保に資する分野に重点化する。

(7) 産業廃棄物や汚泥を原料とした肥料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査

(4) 肥料中の有害成分の適正な評価手法の開発

なお、農林水産省から要請のあった事項については、最重点課題として対応する。

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
肥料取締法（昭和25年法律第127号）

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
肥料取締法（昭和25年法律第127号）

参加回数	13	9	1	6	3
参加延べ人数	25	16	1	10	5

さらに、調査研究等業務について、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止と国民の健康の確保に資する分野に重点化し、次により取り組んだ。

(7) 産業廃棄物や汚泥を原料とした肥料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査として、次の課題について検討を行った。

- ・汚泥肥料の大量施用による農作物（大豆）へのカドミウム等の吸収試験（H18）
- ・汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌蓄積及び作物への吸収試験（H18-22、H23継続）
- ・カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査（H18-22、H23継続）
- ・汚泥肥料中及び土壌中の形態別カドミウムの評価方法の確立の検討（H21）
- ・汚泥肥料中の重金属の含有量と溶出量の比較検討（H22）
- ・産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査（H19-20）

(4) 肥料中の有害成分の適正な評価手法として、次の分析法について、検討を行った。

- ・肥料中の重金属等の分析法の検討（H19-22）
- ・液状肥料中の農薬成分の分析法の検討（H22）

なお、農林水産省から要請のあった次の事項については、最重点課題として対応した。

- ・肥料中のメラミンの定量法及び定性法の開発（H19）
- ・木の実油かす（茶の実油かす及び椿油かす）の肥効試験（H20）
- ・炭化工程により生産される汚泥肥料の生産工程及び含有成分に関する調査（H21）
- ・ニーム油かす肥料の油分と入荷経緯の調査（H22）

また、平成20年度から、毎年度「肥料等試験法」を取りまとめ、ホームページに掲載するとともに、「肥料研究報告」を発行した。

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
肥料取締法に基づく立入検査については、各月毎の集中検査や集中分析により、効果

に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料を重点的に行うこととし、中期目標期間中に、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、50%増加させる。

に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料について重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に50%増加させる。以上の目標を達成するため、次に掲げる事項を推進する。

(7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減するとともに、

(4) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を、中期目標期間中に、それぞれ30%、50%以上増加させることとする。

的かつ効率的に検査を実施した。また、立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進することにより有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図り、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数の占める割合を中期目標期間中に、平成17年度の実績（立入検査件数の割合35.9%、収去点数の割合18.7%）に対してそれぞれ60.2%及び140.6%増加させ、安全性確保に取り組んだ。

年度	18	19	20	21	22
立入検査件数に占める汚泥肥料等事業者の割合(%)	42.9	45.7	51.7	53.5	57.5
増加率(%)	19.5	27.3	44.0	49.0	60.2
収去点数に占める汚泥肥料等の収去割合(%)	25.7	30.2	33.6	38.4	45.0
増加率(%)	37.4	61.5	79.3	105.3	140.6

(7) 汚泥肥料等以外の普通肥料については、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図りつつ、立入検査件数と収去点数を中期目標期間中に、平成17年度の実績（立入検査件数434件、収去点数919点）に対してそれぞれ36.4%、55.5%削減させた。

年度	18	19	20	21	22
立入検査件数	390	369	326	301	276
減少率(%)	10.1	15.0	24.9	30.6	36.4
収去点数	764	733	577	498	409
減少率(%)	16.9	20.2	37.2	45.8	55.5

(4) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を中期目標期間中に、平成17年度の実績（立入検査件数243件、収去点数212点）に対してそれぞれ53.5%、58.0%増加させた。

年度	18	19	20	21	22
立入検査件数	293	311	349	346	373
増加率(%)	20.6	28.0	43.6	42.4	53.5
収去点数	264	317	292	310	335
増加率(%)	24.5	49.5	37.7	46.2	58.0

(ウ) 平成19年11月に農林水産省から発出された「無登録農薬と疑われる肥料に係る指導の徹底について」を受け、立入検査を実施した全ての事業場において、新たに生産管理状況、表示等の確認を重点的に実施し、肥料への疑似資材（無登録農薬）等の異物の混入検査を行った。

立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%削減する。

また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、検査の効率化を図る。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより、業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- (イ) LANの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。

また、立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進することにより、検査等の効率化、合理化を図り、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を現行の目標期間（40業務日）に対して10.0%（4業務日）削減した。

- (7) 検査の効率化を図るため、立入検査において収去した汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施した。
- (イ) 業務の効率化を図るため、重金属分析用標準液等の調製についてアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、センターで改良し、妥当性が確認された肥料の重金属等分析法を活用するとともに、毎年度、日本環境化学会等が主催したセミナー等に参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。
- (イ) 立入検査実施計画等の報告事務処理の効率化を図るため、インターネットVPNを活用した。

② 農薬関係業務
ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）制度に基づいて実施することを求めている試験項目について、当該試験の信頼性に係る検査を定型化することにより、検査精度の維持を図りつつ検査を効率的かつ効果的に実施することとする。これにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内^(注)に検査を完了させる。

② 農薬関係業務
ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内^(注)に検査を完了させるため、次の(ア)から(イ)までの措置を講じる。

② 農薬関係業務
ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等をチェックリスト化し、定型化することにより効率化を図った。
なお、農薬登録のためには作物残留、土壌残留、水質汚濁等に起因する被害を防止するための基準（農薬残留基準・農薬登録保留基準）の設定が必要な場合があり、基準設定が必要な場合とそうでない場合とで検査プロセスが大きく異なっている。

年度	18	19	20	21	22
検査指示件数	3,596	3,012	2,798	2,711	2,663
うち基準設定必要農薬	269	321	375	418	513
うち基準設定不要農薬	3,327	2,691	2,423	2,293	2,150

注 検査指示件数は前年度からの継続分が重複計上されており、中期目標期間中の正味の検査指示件数は8,797件である。

(7) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、1年4か月以内

(イ) (7)以外の農薬の検査については、10.5か月以内

(注) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI (Acceptable Daily Intake: 体重1kg当たりの1日摂取許容量) 等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

a 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬については、1年4か月以内

b a以外の農薬の検査については、10.5か月以内

(注) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI (Acceptable Daily Intake: 体重1kg当たりの1日摂取許容量) 等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(7) 検査項目の重点化

GLP試験成績の信頼性に係る項目についてチェックリストを作成し、農薬の登録申請に係る検査を効率的かつ効果的に実施する。

基準の設定が必要な農薬については、中期目標期間中での検査完了件数は427件であり、うち登録検査の目標期間である1年4か月以内に検査を完了したものは409件であった。各年度における検査完了等の件数は次のとおりである。

年度	18	19	20	21	22
完了件数	52	105	76	112	82
目標期間達成件数	48	97	74	109	81
達成率(%)	92.3	92.4	97.4	97.3	98.8

なお、目標を達成できなかった案件は農薬のリスク評価体制の変更等に伴い、関係府省の協議が整うまでの間、検査結果の送付が行えなかったこと等の理由によるものである。

また、基準設定が不要な農薬については、中期目標期間中での検査完了件数は8,140件であり、うち登録検査の目標期間である10.5か月以内に検査を完了したものは7,976件であった。各年度における検査完了等の件数は次のとおりである。

年度	18	19	20	21	22
完了件数	2,140	1,592	1,282	1,693	1,433
目標期間達成件数	2,076	1,524	1,262	1,681	1,433
達成率(%)	97.0	95.7	98.4	99.3	100

なお、目標を達成できなかった案件は、従来にない適用作物や使用方法などが申請され、これらの検査の過程において登録内容や使用上の注意事項などの調整に時間を要したこと等の理由によるものである。

その他、農薬の再登録に係る検査を次のとおり行った。

年度	18	19	20	21	22
再登録件数	1,255	1,129	1,314	1,339	1,125

以上の他、次の(7)から(イ)までの取組を行った。

(7) 農薬登録申請に係る検査を効率的かつ効果的に実施するため、検査項目を重点化するとともに、GLP試験成績の信頼性に係る項目について平成18年度に作成したチェックリストを活用し検査項目の定型化・簡略化を図った。

- (イ) 検査業務の進行管理の充実
 検査を行うに当たり、検査進行管理表に基づき各検査の進捗状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。
 具体的には、
- a 検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるよう、LANシステムを改良する。
 - b 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、
 - (a) 農林水産大臣からの検査指示から、基準の設定等を行う厚生労働省、環境省及びリスク評価を行う食品安全委員会に対して必要な資料を送付するまで
 - (b) 農林水産大臣からの検査指示から、同大臣に対する検査結果の報告までの検査期間について、きめ細かく検査の進捗状況を把握し、検査期間の削減を図る。
- (ウ) 機動的な人員配置の強化
 検査の進行状況を踏まえ、必要に応じて検査職員を機動的に配置する。

(イ) 職員に対する研修のカリキュラムの策定及び研修の実施

- (イ) 検査業務の進行管理を充実させるため、検査の迅速化を図り、「検査進行管理表」を毎月2回作成し、その結果を踏まえ、3か月ごと（5・8・11・2月）に検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課における検査進行状況の確認等を行った。

さらに、検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるよう、毎年度機能の向上について検討を行い、アクセス権者の拡充等LANシステムを改良した。

検査が完了した農薬についての検査期間を、検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間と全検査期間の区分により把握できるよう、四半期毎に検査期間を整理、確認し、検査遅延防止を図った。

- (ウ) 検査体制を強化するため、検査の進行状況を踏まえ、次の課題について検査職員を機動的に配置し対応した。

年度	課題名
18	・農林水産省から要請のあった登録準備に係る必要な試験成績についての事前調査
19	・魚介類に対する残留農薬基準の設定に対する協力
20	・農薬の疑いのある資材（疑義資材）の分析
20	・残留農薬基準のポジティブリスト化に伴う暫定基準の再評価
20	・農薬の疑いのある資材（疑義資材）等の分析
21・22	・残留農薬基準のポジティブリスト化に伴う暫定基準の再評価

(イ) 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、平成18年度に策定した体系的な研修カリキュラムを毎年度見直して最新の検査手

	<p>業務内容の高度化及び専門化に対応しつつ、検査の迅速化を図るため、新たに体系的な研修カリキュラムを策定し、これに基づく研修を実施する。</p>	<p>法に対応した研修内容及びより高度な研修内容に変更するとともに、次のとおり研修を実施した。また、内部研修では習得が難しい技術、知識等については外部機関における研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 311 1861 405"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部研修</td> <td>11 (80)</td> <td>13 (80)</td> <td>13 (52)</td> <td>14 (53)</td> <td>13 (48)</td> </tr> <tr> <td>外部研修</td> <td>9 (16)</td> <td>9 (19)</td> <td>10 (23)</td> <td>8 (12)</td> <td>8 (11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 () 内は、研修への参加人数</p>	年度	18	19	20	21	22	内部研修	11 (80)	13 (80)	13 (52)	14 (53)	13 (48)	外部研修	9 (16)	9 (19)	10 (23)	8 (12)	8 (11)						
年度	18	19	20	21	22																					
内部研修	11 (80)	13 (80)	13 (52)	14 (53)	13 (48)																					
外部研修	9 (16)	9 (19)	10 (23)	8 (12)	8 (11)																					
<p>イ アの業務に附帯する業務 調査研究等、これまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する。</p>	<p>イ アの業務に附帯する業務 調査研究等、これまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する（具体的措置は、第2の2(2)の②のウにおいて後述）。</p>	<p>イ アの業務に附帯する業務 調査研究課題の選定等に当たっては、次の分野に研究費を重点的に配分し、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 農業登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証 b 残留農業基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発 <table border="1" data-bbox="1117 687 1982 782"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費全体に対する 重点分野研究費の割合 (%)</td> <td>96.7</td> <td>95.1</td> <td>95.9</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	調査研究費全体に対する 重点分野研究費の割合 (%)	96.7	95.1	95.9	100	100												
年度	18	19	20	21	22																					
調査研究費全体に対する 重点分野研究費の割合 (%)	96.7	95.1	95.9	100	100																					
<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査業務 分析試験業務の効率化を図り、中期目標期間中に、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を平成17年度の実績に対して少なくとも5%増加させ、もって輸入飼料等のモニタリング検査を充実・強化する。</p> <p>また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。</p> <p>さらに、分析法の開発・改良、調査</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を増加させるために当該事業年度中に取り組むべき課題及び職員1人当たりの目標とする試験成分点数を年度計画に定め、分析法の改良、分析技術の高度化等による分析業務の効率化を図り、中期目標期間の最終事業年度において試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を平成17年度の実績に対して5%増加させる。</p> <p>また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。</p> <p>さらに、分析法の開発・改良、調査</p>	<p>③ 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査について、試験の精度管理を的確に実施しつつ、平成18年度に開発した有害物質等の一斉分析法等を活用することにより効率化を図り、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を平成17年度の実績(544.8点)に対して中期目標期間中に477%増加させた。</p> <table border="1" data-bbox="1117 999 1910 1125"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験成分点数</td> <td>2,586</td> <td>3,541</td> <td>3,540</td> <td>3,198</td> <td>3,144</td> </tr> <tr> <td>増加率 (%)</td> <td>374.7</td> <td>550.0</td> <td>549.8</td> <td>487.0</td> <td>477.1</td> </tr> <tr> <td>目標点数</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 目標点数は年度計画に定めた職員1人当たりの目標試験成分点数</p> <p>また、モニタリング検査については、飼料等による家畜等への被害を未然に防止する観点から、飼料原料の大部分を占める輸入飼料を中心とした飼料中の有害物質等に重点化し、飼料等の安全性の確保に取り組んだ。</p> <p>さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、農林水産省からの要請や</p>	年度	18	19	20	21	22	試験成分点数	2,586	3,541	3,540	3,198	3,144	増加率 (%)	374.7	550.0	549.8	487.0	477.1	目標点数	1,000	2,000	2,500	2,500	2,500
年度	18	19	20	21	22																					
試験成分点数	2,586	3,541	3,540	3,198	3,144																					
増加率 (%)	374.7	550.0	549.8	487.0	477.1																					
目標点数	1,000	2,000	2,500	2,500	2,500																					

研究等の業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、毎事業年度、適正な評価を図りつつ、重点化して実施する。

研究等の業務については、飼料の安全性に関する課題を勘案し、かつ、飼料分析基準検討会等における適正な評価を図りつつ、効率的に重点化して実施する。

飼料等の安全性に関する課題に重点化し、次のとおり実施した。

これらの開発・改良した分析法は、「飼料分析基準検討会」において学識経験者による評価を受けた上で農林水産省に報告した。

年度	18	19	20	21	22
開発等した課題	14	12	7	9	11
安全性に関する課題	13	10	7	9	11

イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく立入検査等業務

イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく立入検査等業務

イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条第1項及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）第13条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施した。

(7) 検査の重点化

各事業年度における飼料の流通状況を勘案して、輸入飼料中の動物由来たん白、安全性未確認遺伝子組換え体を含むおそれのある飼料、農薬が残留しているおそれのある飼料等のよりリスクの高い飼料等に検査対象を重点化して効率的かつ効果的に実施する。

(7) 検査の重点化

飼料安全法に基づく立入検査等については、年間600箇所以上を目途とし、各事業年度における飼料の流通状況を勘案して、重点化する検査対象を年度計画に定めて、効率的かつ効果的に検査を実施する。

(7) 検査の重点化

飼料安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等を目的としたものに重点化して、飼料倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等に対して次のとおり実施した。また、検査に当たっては、各月毎に立入検査及び収去品の分析を集中的に行うことにより効率的かつ効果的に検査を実施した。

年度	18	19	20	21	22
実施箇所数	615	624	632	644	613

また、平成21年12月から開始したペットフード安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣からの指示に従い、製造状況等の事前調査を行い、次のとおり効率的かつ効果的に実施した。

年度	21	22
実施箇所数	16	59

(1) 検査結果報告の迅速化

飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び収去対象飼料の試験結果の報告については、事務手続の見直し等を行い、中期目標期間中に、現行の報告に要する日数から少なくとも

(1) 検査結果報告の迅速化

飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び収去対象飼料の試験結果の報告については、事務手続の見直し等を行い、中期目標期間中に、現行の報告に要する日数から少なくとも5

(1) 検査結果報告の迅速化

飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各地域センター間における報告事務の簡素化等を行い、中期目標期間中に、報告に要する期間をそれぞれ6業務日及び5業務日短縮した。なお、平成19年度の収去品の試験結果の報告においてデータ処理の誤りにより現行の目標期間を過ぎた案件が

<p>5業務日短縮し、立入検査結果にあっては立入検査の日から25業務日以内に、また、収去品の試験結果にあっては試験を終了した日から15業務日以内に報告する。</p>	<p>業務日短縮し、立入検査結果にあっては立入検査の日から25業務日以内に、また、収去品の試験結果にあっては試験を終了した日から15業務日以内に報告する。</p>	<p>1件あった。</p> <p>また、ペットフード安全法に基づく立入検査等の結果及び集取対象品の試験結果については、速やかに農林水産大臣に報告した。</p>																								
<p>④ 土壌改良資材関係業務 ア 集取品の検査業務 集取品の検査については、集中的な検査を行うこと等により、中期目標期間中に、平成17年度を基準として、集取品1点当たり要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>④ 土壌改良資材関係業務 ア 集取品の検査業務 集取品の検査については、集中的な検査等による迅速化を図り、中期目標期間中に、平成17年度を基準として、集取品1点当たり要する試験時間を10%削減する。</p>	<p>④ 土壌改良資材関係業務 ア 集取品の検査業務 集取品の検査については、集中的な検査・試験による迅速化を行い、中期目標期間中に、平成17年度の実績(8.90時間)を基準として、集取品1点当たり要する試験時間を11.0%削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 560 1935 687"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集取品点数</td> <td>30</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>27</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>試験時間(時間)</td> <td>7.45</td> <td>7.85</td> <td>7.68</td> <td>7.33</td> <td>7.92</td> </tr> <tr> <td>減少率(%)</td> <td>16.3</td> <td>11.8</td> <td>13.7</td> <td>17.6</td> <td>11.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	集取品点数	30	29	32	27	29	試験時間(時間)	7.45	7.85	7.68	7.33	7.92	減少率(%)	16.3	11.8	13.7	17.6	11.0
年度	18	19	20	21	22																					
集取品点数	30	29	32	27	29																					
試験時間(時間)	7.45	7.85	7.68	7.33	7.92																					
減少率(%)	16.3	11.8	13.7	17.6	11.0																					
<p>イ 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査業務 地力増進法に基づく立入検査については、表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>イ 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査業務 効率的かつ効果的な立入検査を行うため、過去5か年間の立入検査の結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、集中的な検査等による迅速化、稟議手続等の合理化等事務処理の効率化を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>イ 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査業務 効率的かつ効果的な立入検査を行うため、過去5か年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に対する立入検査業務の重点化を図り、立入検査を次のとおり実施した。 また、立入検査の結果の報告については、インターネットVPNを用いることにより各地域センターからの報告事務処理の簡素化・効率化を図り、立入検査の指示から報告までに要する期間を、中期目標期間中に短縮し30業務日以内に農林水産大臣へ報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 999 1816 1094"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>31</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>報告までの日数</td> <td>35</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>30</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	立入検査件数	32	32	34	31	33	報告までの日数	35	33	31	30	29						
年度	18	19	20	21	22																					
立入検査件数	32	32	34	31	33																					
報告までの日数	35	33	31	30	29																					
<p>(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ① 食品表示監視業務については、国(地方農政局)、地方公共団体等との役割分担を踏まえ、センターの有する農林物資の分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るとともに、平成17年度を基準として、検査に要する</p>	<p>(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ① 食品表示監視業務については、国、地方公共団体等との役割分担を踏まえ、センターの有するDNA解析技術及び微量成分の検査分析技術等の食品等に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るとともに、検査の</p>	<p>(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務 ① 品質表示基準の遵守状況を確認するための検査については、センターが試験研究機関等と連携して開発した検査技術等を活用し、農林水産省との連携の下で、センターの持つ専門技術的知見を生かした検査等に重点的に取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1342 1861 1437"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>・アサリの表示に関する緊急特別調査 ・しいたけの表示に関する特別調査</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内容	18	・アサリの表示に関する緊急特別調査 ・しいたけの表示に関する特別調査																				
年度	内容																									
18	・アサリの表示に関する緊急特別調査 ・しいたけの表示に関する特別調査																									

時間を中期目標期間中に10%削減し、検査の効率化を図る。

方法又は工程の見直し、新たな検査方法の導入等による効率的な検査の実施により、平成17年度を基準として、検査に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、検査の効率化を図る。

19	・アサリの地域系統群判別 アサリの表示に関する特別調査 ・食肉加工品の肉種鑑別 牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査 上記以外の食肉加工品の調査
20	・塩干魚介類の表示に関する特別調査 アジ加工品 サバ加工品 ・海藻類の産地表示に関する重点調査 塩蔵わかめ コンブ
21	・果実飲料の表示に関する重点調査 ・マグロの表示に関する重点調査
22	・大豆等加工食品(豆腐)の表示等に関する特別調査 ・加工米飯の表示等に関する特別調査 ・マグロ(生鮮食品)の表示等に関する重点調査

また、同一品目の分析試験を集中的に実施する等により、1件当たりの分析に要する時間を平成17年度(356分)を基準として49分(13.8%)削減した。

年度	18	19	20	21	22
削減率(%)	3.7	4.4	6.1	13.4	13.8

② 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に係る調査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、その実施体制の強化を図る。

② 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に係る調査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、各地方組織で実施していた調査及び研究を本部及び特定の地方組織に集約して行う。

② 調査研究課題については、毎年度の調査研究課題全体に占める食品表示の真正性確認に係る調査研究課題の比率を80%以上となるよう課題を選定し、調査研究を実施した。また、調査及び研究については、本部、横浜事務所及び神戸センターに集約して行った。

年度	18	19	20	21	22
調査研究課題数	23	24	26	25	23
食品表示の真正性確認に係る課題数	22	22	25	24	23
比率(%)	95.7	91.7	96.2	96.0	100

③ 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日(ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかつた等の期間を除く。以下同じ。))を中期目標期間中に10%削減する。

③ 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、検査員の能力向上と適切な進行管理により、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日(ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかつた等の期間を除く。第2の3におい

③ 登録認定機関(登録外国認定機関を含む。以下同じ。)の登録及び登録の更新時における調査(以下「技術上の調査」という。)については、事務処理の簡素化・合理化等を図るとともに、検査員(調査員又は調査員補)に対し、これまでの技術上の調査等の実績を事例演習に反映させた研修を実施し、検査員の調査能力の向上を図る等により、中期目標期間中に、農林水産大臣の調査指示から報告までの目標期間(30業務日)を10%削減した。

年度	18	19	20	21	22

て同じ。))を中期目標期間中に10%削減する。

調査指示から報告までの日数	27	27	23	27	27
削減率(%)	10	10	23	10	10

④ 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、年間を通じた均等な業務の実施に努め、効率化を図る。

④ 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、同一品目の集中的な実施、分析の作業工程の最適化等による効率的な分析の実施により、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減する。

④ 次に掲げる取組を行うことにより、農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務の効率化を図り、試料1件当たりの分析時間を平成17年度(2,050分)を基準として、352分(17.2%)削減した。

年度	削減率(%)	主な改良内容
18	2.5	・内部精度管理及び麦類の残留農薬試験の方法の見直し
19	5.0	・厚生労働省が通知している一斉試験法の果実、野菜等への適用、個別の方法で分析していた農薬の同試験法への一体化等
20	7.8	・厚生労働省が通知している一斉試験法の米穀及び麦類への適用、個別の方法で分析していた一部の農薬について分析実施センターを集約化
21	8.7	・個別の方法で分析していた一部の農薬について、厚生労働省が通知している一斉試験法への一体化及び一部の農薬について分析実施センターの集約化
22	17.2	・個別の方法で分析していた一部の農薬について、厚生労働省が通知している一斉試験法への一体化及び一部の農薬について分析実施センターの集約化

また、月別の分析業務量を平準化することにより、業務の効率化を図る。

また、業務量の比較的少ない4~6月期に分析要員の教育訓練及び分析の効率化のための試験を実施するとともに、技能試験等の実施時期を可能な限り調整して、月別の業務量を平準化し、業務の効率化を図った。

また、分析対象の選定や分析の実施に当たっては、生産資材の検査等業務との連携を図った上で、戦略的かつ重点的に行うものとする。

さらに、分析対象の選定や分析の実施に当たっては、生産資材の特性や使用実態、センターの有する残留農薬等のデータ等の情報に基づき、検査等業務が連携して検討した上で、比較的风险が高いおそれのある農作物等を対象に、戦略的かつ重点的に実施する。

分析対象農薬の選定に当たっては、国内の登録農薬が400~500種類に及ぶことから、比較的风险の高いおそれのある農薬を重点的に実施するため、農薬検査部門が有する農薬の使用量等に関する情報に基づき野菜・果実の分析対象農薬を194種類に絞り込み、農林水産省関係部局と緊密に連携しつつ、食品検査部門において実施計画を策定し、適切に実施した。

⑤ 生糸のJAS規格による格付業務については、平成21年2月28日限りで廃止し、当該業務に係る要員及び経費の合理化を図る。

⑤ 生糸のJAS規格による格付業務については、平成21年2月28日限りで廃止し、同日までの経過措置期間中は、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、格付業務を神戸センターに集約することにより、要員及び経費の合理化を図る。

⑤ 生糸のJAS規格による格付業務については、平成21年2月28日限りで廃止した。同日までの経過措置期間中は、利用者の利便性にも留意しつつ、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、神戸センターに集約して実施した。神戸センターへの業務の集約に伴い横浜事務所の格付検査設備等を撤去し、不要となった合同庁舎の専有面積を返還することにより、合同庁舎負担金を軽減した。

(3) 情報提供業務

食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等に係る情報提供業務について、その一元化を図るとともに、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から重点化を図る。
(平成19年度からの目標)

消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報の発信に重点化を図る。

(3) 情報提供業務

① 食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等に関する情報を一元的に収集・発信するため、検査及び調査並びに法令に基づく業務との連携を図りつつ、これらの業務により作成された情報のデータベースや情報システムの的確な管理のための要員を平成19年度から配置するとともに、これらのデータベース等を活用した一元的な対応を図るため、CIO (Chief Information Officer: 情報化統括責任者) を設置する等の体制を構築する。
(平成19年度からの計画)

② 食の安全と消費者の信頼の確保の観点から情報提供を行う内容の重点化を図るため、情報提供業務により収集・整理する情報については、必要に応じて外部の有識者を含む委員会において検討・評価を行うとともに、消費者、生産者及び事業者等に対するアンケート調査の実施により、随時、提供内容等の見直しを図る。
(平成19年度からの計画)

消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者等の関心の高い情報を重点的に収集・整理し、インターネット及

(3) 情報提供業務

① 次に掲げる措置を講ずることにより、センターが有する専門的知見を活用しつつ、食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等、食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を重点的に収集・整理し、インターネットによる効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供を行った。

○ 検査等業務により蓄積されたデータベースや情報システムについて、各データベースごとの的確な管理を行うための管理責任者及び所定の期間内のデータ入力状況を確認する進行管理者を定め、必要に応じて見直しを行った。

○ 平成19年度から、CIOを設置し、その指導の下情報提供推進委員会においてデータベース等のあり方についての検討を行い、旧3法人で異なっていた外部との接続環境を一本化する等、情報通信ネットワークを整備した。また、CIOを委員長とする業務・システム最適化推進委員会を毎年度1回開催し、データベースや情報システムの現状、改善策等について検討した。

② 次に掲げる措置を講ずることにより、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から情報提供を行う内容の重点化を図った。

○ 外部の有識者を含む情報提供業務検討・評価委員会を開催し、当該年度の情報提供業務の実施状況を点検・評価した。その結果センターの業務内容をわかりやすく発信すべきとの助言を受け、ホームページ上のセンターの業務を紹介するコンテンツにおいて、検査分析を動画で紹介する等の改善を行った。(平成18年度は旧センターにおいて、外部の有識者を含む消費者対応業務推進委員会を開催。)

○ 消費者、生産者及び事業者等の関心事項を把握するためのアンケート調査等を、次のとおり実施した。

- ・ホームページ、広報誌及びメールマガジンの利用者に対し、情報内容等に関するアンケート調査
- ・ホームページに関する意見要望等を随時受け付けるコンテンツの設置
- ・講習会及び研修会の課題等の選定に資するためのアンケート調査

<p>また、消費者・企業からの相談、食品等の調査の結果及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）関係業務により蓄積された情報の中から必要な情報を迅速に提供する体制を維持するとともに、電子媒体等の活用による情報の効率的な発信に努める。 （平成18年度旧センターの目標）</p>	<p>びメールマガジンによる効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた情報の提供を行う。 また、消費者・企業からの相談、食品等の調査の結果及びJAS法関係業務により得られた情報をセンター業務情報化システムにより迅速に集積・整理し、一元的に管理する体制を維持することにより、必要な情報を迅速に提供する。 なお、消費者等の関心を把握するため、アンケート調査等を実施する。 （平成18年度旧センターの計画）</p>	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通事項 センターは、農場から食卓までの一連の過程を対象に、検査等業務を一体的に実施することにより、技術を通じて食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する機関として、統合メリットを發揮し、国民に対して提供するサービスの質の向上に努めることとし、以下の取組を実施する。 （平成19年度からの目標）</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通事項</p>
<p>(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組 検査等業務に関する知見やノウハウの結集、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入など、統合メリットを最大限活用し、食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、以下の取組を実施する。 （平成19年度からの目標）</p> <p>① 食の安全と消費者の信頼の確保に資</p>	<p>(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組 食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、①から③までの取組を行う。 （平成19年度からの計画）</p> <p>① 食の安全と消費者の信頼の確保に資</p>	<p>(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組 新たなリスクへの対応などセンター全体として取り組む課題の解決や、緊急時における迅速な食品の安全性の確保等に資するため、平成19年度から次に掲げる事項について適切な取組を行った。</p> <p>① センターが食の安全と消費者の食に対する信頼性を確保する観点から、取り組むべき</p>

するため、次に掲げる4つの分野を対象に8課題を設定し、センターが有する知見やノウハウを結集し、改善・解決を図るものとする。

ア 検査・分析能力の向上

するため、中期目標期間中に次に掲げような8課題について検討し、結論を得る。

ア 職員の分析能力の向上及び平準化に向けた定期的な技能試験の実施方法の検討及び試験結果に基づく研修プログラムの作成

イ 検査結果の信頼度を向上させるための業務改善プログラムの作成及び当該プログラムに基づく業務の改善

イ 情報提供能力の強化

ウ 海外における生産資材に係るリスク管理情報や農薬等の安全性に係る情報等、消費者等の関心が高く、重点的に収集すべき情報に係る収集方法の検討

エ 広報誌、メールマガジン等の情報提供媒体の活用方策やプレゼンテーション方法等に関する情報提供能力の向上のためのプログラムの策定及

課題として次の4分野8課題を選定し、各部門の専門技術的知見を有する職員で構成するプロジェクトチームを設置し、的確・迅速に調査分析等を実施した。

分野1：【検査・分析能力の向上】

課題1：【職員の分析能力の向上及び平準化に向けた定期的な技能試験の実施方法の検討及び試験結果に基づく研修プログラムの作成】

- ・検査分析能力向上のための研修・精度管理等のあり方の検討（H21）
センターの検査・分析能力の向上を目的として、各分析試験業務の管理の仕組みを平準化し、効果的な精度管理や体系的な人材育成に係る研修のあり方等を検討するため、分析試験業務を所管する各部門によるプロジェクトチームを設置し、各部門における分析試験業務の管理や研修の実施状況を調査・比較検証して、今後の検査分析能力の向上方策等について検討した。

課題2：【検査結果の信頼度を向上させるための業務改善プログラムの作成及び当該プログラムに基づく業務の改善】

- ・一体的分析試験業務実施体制及び検査・分析能力向上のための研修のあり方検討（H22）
センターの検査・分析能力の向上を目的として、各分析試験業務の管理の仕組みを平準化し、効果的な精度管理や体系的な人材育成に係る研修のあり方等を検討するため、平成21年度に設置したプロジェクトチームの検討結果を踏まえて引き続き検討を行い、今後、品質システム委員会（仮称）を設置することや、精度管理に係る統一的な考え方を策定すること、各種研修について職員の技術レベルと必要な人材育成の観点から体系的に整理すること等の結論を得た。

分野2：【情報提供能力の強化】

課題3：【海外における生産資材に係るリスク管理情報や農薬等の安全性に係る情報等、消費者等の関心が高く、重点的に収集すべき情報に係る収集方法の検討】

- ・国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信（H21）
平成21年5月にセンターが「飼料の安全と分析分野」で世界で唯一のOIEコラボレーティング・センターに指定されたことを受け、専門分野に係る国内外の関連情報を収集・整理し発信する国際的な任務を果たしていくため、肥飼料検査部門及び国際業務担当部門によるプロジェクトチームを設置し、収集情報を整理して、センターホームページに掲載したほか、飼料に含まれるハザードに関する情報を発信した。

課題4：【広報誌、メールマガジン等の情報提供媒体の活用方策やプレゼンテーション方法等に関する情報提供能力の向上のためのプログラムの策定及び当該プログラムに基づく業務の改善】

- ・効果的な情報提供（H20）

	<p>び当該プログラムに基づく業務の改善</p>	<p>食や農に関する講習会や講師派遣等、センターの知見を活用した情報提供の機会が増加していることから、標準テキストやプレゼンテーション方法を共有して効率的・効果的な情報発信に資することを目的として、全業務部門で構成するプロジェクトチームを設置し、標準テキストやプレゼンテーションマニュアル等を作成してセンター全体で共有する等の成果を得た。</p>
<p>ウ 生産資材由来のリスクの低減</p>	<p>オ 肥飼料や農薬に由来する食品中の危害要因に係る情報の収集・分析</p> <p>カ 肥飼料や農薬の使用実態及び特性を踏まえた食品中の有害物質の実態調査</p>	<p>分野3：【生産資材由来のリスクの低減】 課題5：【肥飼料や農薬に由来する食品中の危害要因に係る情報の収集・分析】 ・安全性未審査トウモロコシの緊急検査（H20） 安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシが米国からの飼料用トウモロコシに混入し国内へ流入することの防止を目的として、肥飼料検査部門及び食品検査部門によるプロジェクトチームを設置し、検査法の妥当性確認試験に参加させ技術者を訓練するとともに、保有する分析機器を有効に活用し、迅速に検査分析を実施した。</p> <p>課題6：【肥飼料や農薬の使用実態及び特性を踏まえた食品中の有害物質の実態調査】 ・前作に使用された農薬の残留分析（H19-22） 農薬の残留基準にポジティブリスト制度が導入されたことを受け、前作に使用した農薬の残留によるリスク低減に資するためデータを蓄積すること及び農薬残留基準の国際調和を一層推進することを目的として、食品検査部門及び農薬検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して分析対象農薬を選定するとともに、前作農薬の残留状況に加えて果実の部位別の残留状況について、両部門の連携の下で効率的かつ効果的な検査分析を実施した。</p>
<p>エ 食品表示等の信頼性の向上</p>	<p>キ 有機農産物の表示等の新たな表示に対応した検査技術や検査方法の改善・改良</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から特に必要な課題</p>	<p>分野4：【食品表示等の信頼性の向上】 課題7：【有機農産物の表示等の新たな表示に対応した検査技術や検査方法の改善・改良】 ・有機資材適合性判定スキームの検討（H21） 有機農産物のJAS規格に適合しない農業生産資材が「有機農産物に使用できる」として流通し、これらを使用した生産者がJAS法違反に問われる事態が生じていることから、有機資材として適格かどうかを判断し、個別の問い合わせに対応する仕組みの構築の可能性を探るため、食品検査部門及び肥飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、想定しうるスキームの検討、現地調査等を行い、課題を明らかにした。</p> <p>課題8：【食の安全と消費者の信頼の確保の観点から特に必要な課題】 ・牛挽肉加工品緊急調査（H19） 牛挽肉加工製品及びその表示についての国民の信頼を早急に回復することを目的として、食品検査部門及び肥飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門が開発したDNA検査用試薬（プライマー）を含む肉骨粉の動物種を判別する分析技術を食品の肉種鑑別に利用するなど、両部門の連携の下で的確・迅速な検査を実施した。</p> <p>・ペットフード検査方法の検討（H20）</p>

<p>② 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材への有害な物質等の混入等が原因となって食品への汚染が懸念される場合や、食品中の有害な物質の汚染の原因がこれらの資材にあることが懸念される場合には、食の安全を確保するため、センターの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努める。</p>	<p>上記の課題の取組に当たっては、外部の有識者を含む委員会を設置し、毎事業年度、取組内容の評価・改善を図るとともに、専門技術的知見を有する職員により構成されるプロジェクトチームの設置等により、各業務の連携・調整を図りつつ、効率的・効果的に実施する。</p> <p>② 緊急時において、迅速な検査の実施による被害のまん延の防止及び原因の特定を行うための体制を確保するため、次に掲げる取組を実施する。</p> <p>ア リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器の検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策及び緊急時における指示・連絡体制等の対応マニュアルの策定</p> <p>イ 対応マニュアルに基づく連絡体制、</p>	<p>平成20年6月18日にペットフード安全法が制定されたことを受け、新たな業務であるペットフードの検査に統合法人のシナジー効果を発揮して対応していくことを目的として、肥飼料検査部門及び食品検査部門によるプロジェクトチームを設置し、各部門が有する検査ノウハウを活用してペットフードの集取方法、有害物質等の分析方法等を開発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非食用の事故米穀を利用した食品等の緊急検査（H20） 非食用事故米穀の不正な食用転売事案を受け、国民の不安を払拭し食の安全と信頼を確保することを目的として、農林水産大臣指示に基づき、食品検査部門及び肥飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農林水産省関連部局と連携しつつ、非食用事故米穀を原料とした製品（和菓子等）への農薬やカビ毒の残留状況について緊急に検査分析を実施した。 ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査（H22） 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による原発事故により、周辺地域で生産された飼料を含む農畜産物に放射能汚染の不安が高まったことを受け、飼料等の分析を早急に実施するため、肥飼料検査部門と食品検査部門によるプロジェクトチームを設置し、緊急モニタリング調査を行う体制を整備した。 <p>また、外部の有識者を含む委員会を毎年度開催し、これらの当該事業取組内容についての意見等を伺った。</p> <p>② センターとして緊急に被害のまん延の防止及び危害原因の特定に努める必要が生じた場合にあっては、プロジェクトチームの設置やスタッフ制の活用などにより、検査等に係る知見やノウハウの結集を図りつつ、総力をあげて検査等に対応するため次の取組を行った。</p> <p>ア リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」の見直しを行うとともに、同規程に基づき緊急時における指示・連絡体制等を定めた「緊急調査分析実施マニュアル」を策定した。</p> <p>イ 「緊急調査分析実施マニュアル」に基づき、連絡体制並びに想定される要因及びその</p>
--	--	---

<p>③ ①及び②以外についても、個々の業務の実施に当たっては、必要に応じて連携・調整を図ることにより、質の向上に努めるものとする。</p>	<p>専門的知見を有する職員及び機器の登録・更新</p> <p>ウ 対応マニュアルに基づく訓練の実施、緊急時の事例の収集・解析、職員の専門的知見の向上のための研修の実施等の対応能力の向上</p> <p>③ ①及び②以外についても、個々の業務の実施に当たっては、必要に応じて連携・調整を図ることにより、質の向上に努めるものとする。</p>	<p>内容別分類ごとに専門的知見を有する職員及び機器についての登録内容を見直し、毎事業年度更新した。</p> <p>ウ 「緊急調査分析実施マニュアル」に基づき、訓練や情報の収集を行い、緊急の事態の発生に備えるとともに、想定される調査の内容別分類に係る研修を次のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 373 1839 469"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時の対応能力向上研修</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、平成19年度に発生した輸入冷凍ギョウザによる薬物中毒事案に対しては、消費者相談窓口を休日においても開設するなど輸入食品に関する相談400件に対応し、このうち健康危害に関連する情報20件については、保健所、農林水産省、国民生活センター等の関係機関に対して迅速に情報提供を行い、情報の共有化を図った。</p> <p>③ ①及び②以外の個々の業務の実施に当たっては、部門間の連携・調整を図る必要のある事案は生じなかった。</p>	年度	19	20	21	22	緊急時の対応能力向上研修	4	3	3	2	参加人数	5	6	3	3
年度	19	20	21	22													
緊急時の対応能力向上研修	4	3	3	2													
参加人数	5	6	3	3													
<p>(2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実</p> <p>① 情報提供業務については、利用者の利便性を向上させるため、消費者、生産者及び事業者を対象に、農場から食卓までの一連の過程における食品に関する情報を一元的に提供する。</p>	<p>(2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実</p> <p>① 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実を図るため、次に掲げる取組を実施する。</p> <p>ア 情報提供業務の一元化 情報の一元的な提供を行うため、検査等業務の終了後30業務日以内の結果等のデータベース化、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回以上開催する等により、検査等業務で得られた情報を適切に収集・整理するとともに、情報提供業務部門や相談窓口等に、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置する。</p>	<p>(2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実</p> <p>① 次により情報提供業務の一元化及び提供内容の充実の取組を行った。</p> <p>ア 情報提供業務の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示の監視業務などJAS法関係業務、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等業務並びに農薬の登録検査業務等を通じて蓄積した情報を検査等業務の終了後30業務日以内にデータベースに登録した。 ○ 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員で構成する情報提供推進委員会を毎月1回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。 ○ 情報提供業務部門や相談窓口等には、食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置し、消費者、生産者、事業者等からの相談に適切に対応した。 															

消費者等対応業務

(1) 消費者等対応業務については、食品表示の監視等JAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積された食品等に関する専門技術的知見に基づき、

ア 食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報のインターネット、メールマガジン、講習会、研修会、地方公共団体等の依頼に基づく講師派遣等を通じた積極的な提供

イ 食品等の品質、表示等に関する疑問への回答をはじめとする消費者相談等の業務を実施するとともに、これらの情報を的確かつ迅速に提供できる体制を整える。

なお、講習会及び研修会については、毎年度30回以上開催する。(平成18年度旧センターの目標)

消費者等への情報提供

肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の登録、分析結果等に

消費者等対応業務

(1) 食品表示の監視業務等JAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積された情報の中から、消費者の関心の高い情報を的確かつ迅速に提供するため、以下の情報提供活動を行う。

ア インターネット、メールマガジン及び広報誌により食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報を発信する。

また、インターネット情報は適宜更新するとともに、メールマガジンについては毎年度36回以上、広報誌は毎年度6回以上発信し、最新の情報を提供できるように努める。

イ センターが有する食品分析技術等の専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を、毎年度30回以上開催する。

なお、地方公共団体等からの依頼に基づく講習会への講師派遣については、センターの有する専門技術的知見が活用できるものについて積極的に実施する。

また、食品等の品質や表示等に関する消費者・企業相談については、迅速かつ的確に実施するため、相談事例集を更新するとともに、相談対応に関する基準文書に基づき適切に実施する。

(平成18年度旧センターの計画)

消費者等への情報提供

国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、肥料、飼料及び飼料

- 事業者等からの食品表示、肥料、飼料、農薬等に関する相談に次のとおり対応した。
なお、農薬に関する相談については、ホームページに設置した「農薬の登録情報等に関するお問い合わせ」のコーナーに消費者、生産者、事業者等から寄せられた問い合わせに対応した。また、(社)日本食品衛生協会と連携して3箇所に設置したJAS法及び食品衛生法に係る食品表示の一元的な相談窓口を適切に運営し、食品表示等に関する相談に対応したが、消費者庁の設置に伴い、食品表示に関する相談は消費者庁食品表示課が受け付けることとなったことから、センターの窓口は平成22年3月31日をもって終了した。

年度	18	19	20	21	22
肥料	8,131	6,928	8,244	5,507	5,972
農薬	158	140	150	108	168
飼料及び飼料添加物	1,022	1,550	1,129	1,548	1,342
愛玩動物用飼料	—	—	—	137	172
土壤改良資材	153	98	89	172	216
食品	16,875	18,562	14,034	12,294	10,950
計	26,339	27,278	23,646	19,766	18,820

注 平成18年度まで肥料の登録更新業務を実施していたこと、平成20年度は省令改正により一部の肥料の更新期間が変更されたことから、問い合わせが多かった。また、平成18年度から20年度は食品表示に係る偽装事案等が多数発生し、問い合わせが多かった。

- 消費者からの相談に次のとおり対応するとともに、食品表示110番等を通じて寄せられた不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報については、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局等へ通報した。

年度	18	19	20	21	22
消費者相談件数	2,234	3,590	2,822	2,149	1,598
食品表示110番件数	441	1,347	618	381	281

注 平成18年度から20年度は食品表示に係る偽装事案等が多数発生し、問い合わせが多かった。

ついて、データベース化を図るとともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホームページ等により、消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に提供するとともに、問合せ等に的確に対応する。
(平成18年度旧肥飼検の目標)

添加物並びに土壤改良資材の登録や分析結果等についてデータベース化を図るとともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホームページ等で消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に情報を提供するとともに、問合せ等に的確に対応する。

さらに、消費者、農業者、生産業者等との肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材に関するリスクコミュニケーションに資するため、インターネットを活用したメールマガジンを発行する等、必要に応じ、消費者、農業者、生産業者等との意見交換を行う。
(平成18年度旧肥飼検の計画)

国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応するため、農薬の安全性等に関する情報をホームページで積極的に提供するとともに、農薬についての消費者、生産者、事業者等からの問い合わせに適切に対応する。
(平成18年度旧農薬検の目標)

また、情報の提供に当たっては、利用者のアクセスを改善するため、ホームページの適宜更新、メールマガジンの配信先の拡大（中期目標期間中に、平成17年度末を基準として10%増加）及び毎事業年度36回以上の発信等、ホームページやメールマガジンの積極的な活用を図るとともに、広報誌を毎事業年度6回以上発信し、最新の情報を提供できるように努める。

○ 食品表示に関する情報、JAS製品の品質等に関する情報、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加物、土壤改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消費者等からの相談事例等をホームページに掲載し、適宜更新した。

年度	18	19	20	21	22
ホームページ更新回数	244	244	241	241	242
ホームページアクセス数	394,488	657,896	606,035	645,602	679,758

メールマガジンについては、毎月3回以上配信し、そのPR活動を行った結果、配信先は平成22年度末時点で5,873となり、平成17年度末（配信先3,421）を基準として71.7%増加した。

年度	18	19	20	21	22
メールマガジン配信回数	49	49	50	48	48

さらに、センターの有する専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を、毎事業年度30回以上開催するとともに、地方公共団体等からの依頼に基づく講習会への講師派遣については、センターの有する専門技術的知見を活用することができるものについて積極的に実施する。

メールマガジン延べ配信数	184,421	201,445	227,585	249,270	273,933
メールマガジン配信先数	3,963	4,245	4,889	5,510	5,873
配信先増加割合(%)	15.8	24.1	42.9	61.1	71.7

- 広報誌「新・大きな目小さな目」を毎年度とも6回（平成18年度は毎回6,000部、平成19年度以降は毎回6,500部）発行し、地方公共団体の消費生活センター等に配布した。
- 本部及び各センターに設置している「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」において常設展示を行うとともに、本部においてはさいたま新都心インフォメーションセンターも活用して、消費者に対する情報提供を行った。
また、期間を定めて、食品の表示等をテーマとした特別展示を、本部及び各センターで実施した。

年度	18	19	20	21	22
特別展示回数	22	14	14	13	13
来場者数	384,273	1,321	67,246	1,304	1,429

注 平成18年度及び平成20年度については、食育推進全国大会に参加したことにより、来場者数が他の年度より多くなっている。

- 食品の表示、検査分析技術等の専門技術的知見を活用した内容を中心として、消費者、事業者及び地方公共団体職員等に対する講習会及び研修会を毎年度32回以上開催した。

年度	18	19	20	21	22
食品品質等知見活用講習会	8	10	9	10	11
食品等リスク等情報共有化講習会	20	9	7	6	6
地方公共団体職員等研修会	8	8	7	7	7
技術講習会	8	8	8	9	9
消費者被害防止講習会	0	1	1	0	0
計	44	36	32	32	33

- 地方公共団体や事業者からの要請依頼を受けて、役職員を講習会の講師や委員として派遣した。また、事業者からの依頼を受けて研修を行い、残留農薬分析等についての受入研修等を行った。

年度	18	19	20	21	22
講師派遣回数	329	334	299	206	193
委員派遣回数	—	40	39	41	59
受入研修回数	5	10	11	2	13

また（独）国民生活センターとの合意（平成19年度）に基づき、両機関が開催する講

また、生産資材に由来する有害な物質等のリスクに関する正しい理解や、食品の成分や原材料等に由来する品質及び表示に関する信頼の確保の観点から、幅広くかつ適切に収集した情報をわかりやすく提供するなど、内容の充実を図ることとする。

イ 提供内容の充実

肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査結果、これらの生産資材に関する国内外の規制等の情報、食品等の検査結果並びに品質及び表示、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、生産資材の安全性等の情報など、消費者の関心が高く、生産者等に対する生産資材の適正な利用方法等の啓発に資する情報を適切に収集・整理するため、外部の有識者を含む委員会の開催によるニーズの把握・検討、収集分野の設定・評価を行う。

また、わかりやすく情報提供を行うため、上記の委員会等により資料の内容や作成方法等に関して毎事業年度、検討・評価を行う。

さらに、迅速かつ的確に相談に対応するため、相談事例集の作成・更新、相談対応に関する基準文書に基づく適切な対応、職員の研修等を実施する。

習会等の講師等について、次のとおり連携、協力を行った。

年度	20	21	22
講師等の派遣回数	1	2	3
講師等の招へい回数	2	3	3

イ 提供内容の充実

肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査結果、これらの生産資材に関する国内外の規制等の情報、食品等の検査結果並びに品質及び表示、遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、生産資材の安全性等の情報など、消費者の関心が高く、生産者等に対する生産資材の適正な利用方法等の啓発に資する情報を適切に収集・整理するため、外部の有識者を含めた情報提供業務検討・評価委員会を毎年度開催し、当該年度情報提供業務の実施状況等について意見を伺った。その結果、目的・対象を明確にした情報提供をするべきとの助言を受け、ホームページで事業者、消費者、子供の各対象別に関心が高いと思われる情報を整理し、目的の情報を検索しやすくする等の改善を図った。

○ 迅速かつ的確に相談に対応するため、ホームページに掲載している企業相談事例集及び「食のQ&A」に掲載している消費者相談事例について適宜見直しを行うとともに、相談業務関係規程類を毎年度見直し、必要に応じて改正を行った。

また、相談業務に従事する職員に対して相談に適切に対応するため、統合後間もない平成19年度、平成20年度には本部の他、各地域センター等において、平成21年度以降は本部において、食品、肥料、飼料、農薬の基礎知識や相談業務の留意点等についての研修を次のとおり実施した。

年度	19	20	21	22
相談業務担当者研修回数	6	5	1	1
相談業務担当者研修参加者数	29	43	13	10

消費者相談の内容を（独）国民生活センターに提供し、情報の共有化を図るとともに、食品に関する重大な事故があった場合に速やかに情報を把握するため、本部に設置された全国消費生活情報ネットワーク・システム（PI0-NET）端末で、食品の危害情報を定期的に検索した。

さらに、こうした取組の質的な向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を確保する。

ウ 以上の取組により、アンケート調査結果等により顧客満足度を測定し、5段階評価で中期目標期間中の各事業年度を通じて3.5以上の顧客満足度を目標とし、個別の講習会等において、顧客満足度が3.5未満の場合には、情報提供の方法の見直し等、必要な改善措置を講ずる。

ウ 提供情報の的確性、わかりやすさ等の向上に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度（5段階評価）は、次のとおりであった。

年度	18	19	20	21	22
各種講習会及び研修会					
：食品品質等知見活用講習会	3.8	3.9	4.0	4.0	4.1
：食品等リスク等情報共有化講習会	4.2	4.0	3.8	4.0	4.2
：地方公共団体職員等研修会	4.0	4.4	4.3	4.2	4.4
：技術講習会	3.8	3.7	4.0	3.9	3.8
：消費者被害防止講習会	—	3.9	3.8	—	—
講師派遣	4.6	4.7	4.7	4.8	4.7
ホームページ	3.7	3.9	3.7	3.7	3.8
メールマガジン	4.1	4.1	3.8	4.0	4.1
広報誌	3.8	3.9	4.0	4.1	4.0

また、顧客満足度が3.5未満であった講師派遣等については原因究明を行い、依頼者との事前の調整を十分に行い、適切な講習内容とする等の再発防止処置を講じた。

② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材中の有害な物質等の分析結果等については、消費者、生産者及び事業者への情報提供に資する観点から、データベース化を図る。

② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材中の有害な物質等の分析結果等については、消費者、生産者及び事業者への情報提供に資する観点から、農薬登録情報検索システム、センター業務情報化システム等によりデータベース化を図る。

② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材中の有害な物質等の分析結果等についてデータベース化するとともに、各データベースについて必要な改善を図ることにより、消費者、生産者及び事業者への効果的な情報提供を行った。

このうち、肥料の登録情報等については、登録後30業務日以内にデータベース化する。

このうち、肥料の登録情報については、登録後30業務日以内にこれをデータベース化し、要望に応じてその原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

このうち、肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することを目的として、肥料登録については、登録後30業務日以内に登録情報等のデータベース化を行った。また、登録情報等のデータを提供している旨をホームページに掲載し、関係者からの要望に応じてデータを提供した。

年度	18	19	20	21	22
登録件数	1,366	1,133	1,601	1,485	1,327
提供件数	151	223	264	144	136

③ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の安全性等の確保に

③ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の安全性等の確保に

③ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の安全性等の確保のため、研修又は講師の派遣を次のとおり行った。

資するため、都道府県等の職員、検査関係機関、製造業者等に対して、法令に関する知識又はこれらの資材の検査技術等に関する研修又は講師の派遣を行う。特に、

資するため、研修又は講師の派遣を行う。このうち、

ア 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等を対象とした法令に関する知識又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣については毎事業年度20回以上実施する。

ア 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者を対象とした法令及び検査技術等の講習会への講師派遣及び研修

年度	18	19	20	21	22
法令関係回数	12	21	11	14	12
検査技術関係回数	8	10	13	12	12

イ 飼料の検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対する法令に関する知識又は試験技術等の研修については、毎事業年度10回以上実施する。

イ 飼料の検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者を対象とする法令、試験技術等に関する研修

年度	18	19	20	21	22
法令関係回数	24	26	12	16	12
試験技術関係回数	14	4	6	2	8

ウ 都道府県等の要請に応じた飼料の安全性の確保等に関する各種会議への講師派遣

年度	18	19	20	21	22
会議回数	13	19	4	6	9

ア 農薬については、農薬の検査に係る技術的協力及び農薬取締法第2条第1項に規定する特定農薬の指定に係る検討等について、国からの要請に対し、適切に対応する。

さらに、
ウ 農薬取締法第2条第1項に規定する特定農薬の指定に係る検討については、農林水産大臣からの指示に基づく期限内に適切に報告する。

エ 中期目標期間中、特定農薬の指定に係る検討についての農林水産大臣からの指示はなかった。

オ 農薬の安全性等の確保に資するための講習会への講師派遣

年度	18	19	20	21	22
講師派遣回数	12	16	17	13	14

国、都道府県等からの研修・指導への講師派遣、農薬の検査に係る技術的協力及び特定農薬（法第2条第1項）の指定に係る検討等についての要請に対し、適切に対応する。
（平成18年度旧農薬検の目標）

国、都道府県等からの要請に応じ、研修指導への講師を派遣する。
（平成18年度旧農薬検の計画）

イ 飼料については、飼料製造管理者講習会を2年に1回以上実施するとともに、国、関連団体等が行う事業計画検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。

なお、研修等を実施した際には、必要に応じて研修の受講者等に対して、研修等の内容に関するアンケートを実施し、その結果を評価・分析することにより、研修等の内容の改善を図る。

エ 飼料製造管理者講習会については、2年に1回以上実施するとともに、国、関連団体等が行う事業検討委員会等への参画については、専門的・技術的見地からの協力を行う。

なお、研修等を実施した際には、必要に応じて研修受講者、会議主催者等に対して、研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。

カ 飼料製造管理者資格取得講習会については、受講希望者の調査結果を基に毎年度1回実施し、参加者は次のとおりであった。

年度	18	19	20	21	22
参加者数(人)	110	93	91	108	80

また、国、関連団体等が行う飼料に係る事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。

年度	18	19	20	21	22
参画回数	50	83	69	73	59

飼料製造管理者資格取得講習会において適宜アンケート調査を行い、その結果を基に必要な改善を図った。なお、顧客満足度(5段階評価)は3.6以上であった。

年度	18	19	20	21	22
顧客満足度	—	3.7	4.1	3.6	3.6

(3) 窓口業務の全国における実施
肥料取締法、農薬取締法、飼料安全法等の法令に基づく届出及び登録証等の交付に係る窓口業務については、事業者等の利便性を向上させるため、本部及び全国の地方組織において処理する。また、消費者等からの食品表示等に関する相談窓口を、全国の地方組織に設置する。

(3) 窓口業務の全国における実施
窓口業務を全国で実施するため、次に掲げる取組を実施する。

① 関係法令に基づく事務処理内容に係る所要の研修、食品表示に関する研修等を行う。

② ホームページ等を活用して関係団体や関係者への周知を図る。

③ 窓口業務に係る関係規程の整備、対

(3) 窓口業務の全国における実施
事業者等の利便性を向上させるため、肥料取締法、農薬取締法及び飼料安全法に基づく届出及び登録証等の交付に係る窓口並びに消費者等からの相談窓口を全国に設置するとともに、業務の円滑な実施を図るため、次の取組を行った。

① 窓口業務及び相談対応業務に従事する職員に対し、関係法令に基づく事務処理及び食品表示、肥料、飼料、農薬等の基礎知識に関する研修を次のとおり実施した。

年度	19	20	21	22
研修実施回数	16	6	1	1
参加人数	69	44	13	10

② 次の届出の受付や登録証等の交付及び消費者等からの相談をすべての窓口で対応する旨をホームページ等を活用して引き続き周知した。

- ・肥料登録証・仮登録証の交付
- ・農薬登録票の交付
- ・農薬取締法第6条第2項の規定に基づく農薬登録申請書記載事項の変更に係る届出
- ・飼料製造管理者届出事項変更届出のうち飼料又は飼料添加物の種類及び名称の変更に係る届出

③ 平成19年度に窓口業務に係る関係規程、対応マニュアルを作成し、消費者等からの相

	<p>応マニュアルの作成、職員から成る委員会において苦情等があった場合の改善方策等の検討等を行うことにより、継続的に業務運営の改善を図る。</p>	<p>談対応についてよりの確に対応する体制を整えるとともに、企業相談業務における苦情申し立てについては、苦情処理規程に基づき再発防止処置を講じた。</p>
<p>(4) 検査・分析能力の継続的向上 検査等業務の実施に当たり、検査分析機関としての国際基準を導入するとともに、統合によるスケールメリットを活かし、</p> <p>① 分析の精度管理</p> <p>② 分析精度を向上させるための分析手法の開発及び妥当性の確認</p> <p>③ 分析技術及び分析能力を向上させるための研修及び技能試験</p>	<p>(4) 検査・分析能力の継続的向上 検査分析に係る能力及び信頼性の向上を図るため、分析機関としての国際標準であるISO/IEC17025及びGLPの考え方による業務管理体制の確立、維持・改善を図り、検査分析業務に関する基準文書に基づき、分析機器及び試薬等の維持管理、記録等を適正に行うとともに、統合によるスケールメリットを活かし、</p> <p>① ISO/IEC17025（しょうゆアルコール分測定）の認定を維持するため、マニュアルに基づく適正な実験室の管理や分析を行うとともに、認定範囲の拡大を検討する。</p> <p>② 分析の精度管理のため、外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を毎事業年度5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 分析手法の開発又は改良については、中期目標期間中に、有害成分に関する分析方法、基準・規格の改善に対応する分析方法等30課題以上実施するとともに、妥当性の確認については、地方組織を活用する。</p> <p>④ 分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析担当者に対して分析技術に</p>	<p>(4) 検査・分析能力の継続的向上 次に掲げる取組を行うことにより、職員の検査分析能力の維持・向上を図り、検査分析結果の信頼性の確保を図った。 平成18年度は旧センターにおいて、統合後は各年度とも本部で分析試験業務運営委員会及び各センターで分析試験業務管理委員会を開催し、分析試験業務内部監査の結果に基づいた関係マニュアル類の改正及び機器整備等の分析試験業務の管理に必要な事項を審議し決定した。</p> <p>① 平成17年度に本部において取得したしょうゆのアルコール分の測定については、ISO/IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、品質システムの継続的な改善に取り組んだ。また、遺伝子組換え大豆の定性分析については神戸センターにおいて、品質システムを構築し、平成19年3月27日付けで、遺伝子組換え食品の分析としては我が国で初めてISO/IEC17025の認定を取得した。また、取得後は、ISO/IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、品質システムの継続的な改善に取り組み、認定機関から認定継続の承認を受けた。 なお、しょうゆのアルコール分測定については、依頼検査の実績がなくなったことから、平成22年3月3日以降の認定を更新しないこととした。</p> <p>② 外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を毎年度5回以上実施し、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果が得られなかった試験者に対しては、原因究明のため分析条件及び分析手順等について確認する等の必要な検証及び是正処置を実施した。</p> <p>③ 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、中期目標期間中に飼料等の安全性に関する成分の分析法の開発又は改良を50課題実施するとともに、妥当性の確認を行い、調査結果を取りまとめた。なお、毎年度ごとの課題数は第1-2(1)③アに記載。</p> <p>④ 先進的な検査分析技術等の導入を図るための分析技術研修及び基礎的な検査分析技術能力の向上を図るための分析技術向上研修を次のとおり実施した。</p>

関する研修を毎事業年度20回以上行うとともに、外部機関又はセンターが主催する技能試験を毎事業年度5回以上実施し、検査に係る分析に従事する職員を参加させる。

また、外部機関及びセンターが主催する技能試験を次のとおり実施し、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果が得られなかった試験者に対して原因究明を行い必要な是正処置を実施した。

年度	18	19	20	21	22
分析技術研修(回)	37(96)	19(51)	21(43)	29(56)	29(57)
分析技術向上研修(回)	52(530)	16(182)	11(133)	10(97)	5(82)
技能試験(回)	18(226)	22(206)	29(207)	20(191)	22(203)

注1 ()内の数字は参加人数

注2 H18は旧センターの実績でH19以降の実績とは計上の仕方が異なっている。

④ 高度な技術を必要とする分析等を、個々の検査等業務におけるノウハウ・知見を共有化しつつ、組織横断的に一体的に実施し、検査・分析能力を継続的に向上する。

⑤ 高度な技術を必要とするダイオキシン類やDNA等の分析については、一層の技術力の向上を図るため、必要な研修を実施し、専門スタッフを育成する。

⑤ 高度な技術を必要とするDNA等の分析については、一層の技術力の向上を図るため、職員を外部機関に派遣し、分析技術を習得するため以下のような研修を実施した。

- ・分析機器操作等に係る研修 13回(25名)
- ・DNA分析に係る研修 6回(10名)
- ・残留農薬分析に係る研修 5回(5名)

なお、①は実験室間精度管理を毎事業年度5回以上、②の分析手法の開発及び改良は中期目標期間中に30課題、③の研修は毎事業年度20回、③の技能試験は毎事業年度5回以上、実施する。

⑥ 試験研究機関との共同研究や人事交流等を実施し、計画的な人材の育成を行う。

⑥ 調査研究の年度計画に基づき試験研究機関と共同研究を実施するとともに、共同研究のため次のとおり職員を駐在させ、併せて人材育成を行った。

年度	18	19	20	21	22
派遣先					
(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所	2	2	3	2	2
(独)水産総合研究センター 中央水産研究所	1	1	1	1	—
共同研究課題数	13	18	17	12	9

また、これらの取組の実施に当たっては、センター全体で検査・分析業務を平準化させるよう留意するものとする。
(平成19年度からの目標)

また、これらの取組の実施に当たっては、月別の検査業務量の平準化の観点から、実施時期を適切に設定する。
(平成19年度からの計画)

また、上記①から⑤の取組の実施に当たっては、月別の業務量の平準化の観点から実施時期の調整を行った。

- 2 生産段階における安全性等の確保に関する業務
- (1) 肥料関係業務
- ① 肥料の検査等業務
- ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る

- 2 生産段階における安全性等の確保に関する業務
- (1) 肥料関係業務
- ① 肥料の検査等業務
- ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る

- 2 生産段階における安全性等の確保に関する業務
- (1) 肥料関係業務
- ① 肥料の検査等業務
- ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査

調査

(7) 調査結果の報告については、肥料の安全性の確保の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（新規登録申請：30日）を5%削減する。

(イ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートを実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期

調査

(7) 再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の登録申請数が依然として高水準で推移すると見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、中期目標期間中に、当該調査結果の報告までの期間を、現行の目標期間（新規登録申請：30日）に対して5%削減することができるよう、次に掲げる事項を推進する。

- a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問い合わせ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。
- b 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- c 肥料用原材料のデータベースを、LANを用いて本部及び地方組織間で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。

(イ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を

(7) 登録申請に係る調査の質を確保しつつ、結果の報告までに要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取り組み、中期目標期間中に当該調査結果の報告までの期間(30日)を28日とし、6.7%削減した。

なお、調査件数については、第1-2(1)①アに記載。

- a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aについて毎年度見直しを行い、必要に応じて改訂した。また、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを要請に基づき配布するとともに、肥料登録申請手続きの概要や肥料公定規格の情報等をホームページに掲載し、登録申請者に対する最新情報の提供を行った。

また、肥料の登録申請に関する問い合わせへの対応能力の向上を図るため、窓口業務に係る職員に対して、肥料登録の事例演習や窓口・電話対応等の研修を毎年度実施した。

- b 分析・鑑定業務の効率化を図るため、センターで改良し、妥当性が確認された肥料の重金属等分析法を活用するとともに、毎年度とも、日本環境化学会等が主催したセミナー等に参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。
- c 登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るため、新規に登録申請があった登録申請書を電子データ(PDF)化し、インターネットVPNを用いて各センター間で情報を共有した。
また、新たな製法による肥料の原料や材料のデータベース化を行い、年度ごとに原料及び材料を追加集積した。
なお、新規の登録申請としてデータベースに追加した肥料の原料や材料の件数は第1-2(1)①ア(イ)に記載。

(イ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、職員の窓口対応等についてのアンケート調査を四半期ごとに実施し、その結果は5段階評価で3.9以上の顧客満足度であった。

年度	18	19	20	21	22
アンケート回答数	59	368	330	447	423

<p>目標期間中に達成する。</p> <p>(ウ) 仮登録肥料に係る肥効試験について申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として農林水産大臣に報告する。</p>	<p>中期目標期間中に達成する。 このため、現状の問題点とアンケート内容の改善策を網羅した業務運営改善マニュアル(仮称)を作成し、担当職員に配布する。 また、毎事業年度、担当者の研修会を開催するとともに、必要に応じてマニュアルの内容の見直しを行う。</p> <p>(ウ) 仮登録肥料に係る肥効試験について申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として農林水産大臣に報告するものとし、当該試験について、施肥設計、土壌・気象条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、一層の迅速化を図るものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1122 188 1839 220"> <tr> <td>評価</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> </tr> </table> <p>また、担当者の研修会等を開催するとともに、平成18年度に「肥料登録業務運営改善マニュアル」を作成し、担当職員に配布した。また、毎年度、マニュアルを見直し、必要に応じて改正を行い、肥料登録申請等の業務における窓口対応の質の向上を図った。</p> <p>(ウ) 農林水産大臣の指示により仮登録肥料に係る肥効試験(7件)を実施し、1年以内にその結果を取りまとめて、農林水産大臣に報告した。</p>	評価	4.0	3.9	4.0	4.0	3.9
評価	4.0	3.9	4.0	4.0	3.9			
<p>イ 収去品の検査</p> <p>(7) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を定め、中期目標期間中に当該標準処理期間を10%削減する。</p>	<p>イ 収去品の検査</p> <p>(7) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を次のとおり定め、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減する。</p> <p>a 人畜に有害な成分 検査週後 10業務日</p>	<p>イ 収去品の検査</p> <p>(7) 収去品の検査については、次のとおり成分の内容に応じた区分けを行い、標準処理期間内に処理することにより、有害成分を含む肥料の流通による被害の防止を図った。</p> <p>a 人畜に有害な成分として暫定的に設定されている、ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛の4成分については、いずれの成分も標準処理期間である10業務日の10%削減に努め、平成22年度の次の2例を除き、9業務日以内に結果を取りまとめた。</p> <p>a) 札幌センターで平成23年1月に収去した汚泥肥料1点(1成分点数)については、ヒ素の分析に係る測定機器の不具合により、10業務日を要した。</p> <p>b) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、仙台センターの業務及び東北地方の物流が停止したことから、仙台センターで分析する予定の収去品8点(22成分点数)については、物流が回復後、名古屋センター及び福岡センターに送付して、分析を実施したが、13業務日を要した。</p>						

b その他の有害な成分
検査週後 20業務日

c 有害な成分以外の成分
検査週後 30業務日

b その他の有害な成分として、ニッケル、亜硝酸、スルファミン酸等の普通肥料の公定規格に定める有害成分について検査を行い、各年度ともいずれの成分も検査週後の20業務日以内に結果を取りまとめるとともに、平成22年度は当該標準処理期間を10%削減し、18業務日以内に結果を取りまとめた。

c 上記 a 及び b 以外の成分について検査を行い、各年度ともいずれの成分も検査週後の30業務日以内に結果を取りまとめるとともに、平成22年度は当該標準処理期間を10%削減し、27業務日以内に結果を取りまとめた。
なお、それぞれの区分での収去品の検査成分点数は次のとおり。

年度	18	19	20	21	22
人畜に有害な成分	2,183	2,080	1,683	1,660	1,458
その他の有害な成分	1,237	2,466	959	896	775
有害な成分以外の成分	8,104	7,498	7,471	7,240	6,736

なお、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの期間を削減するための取組として、次の分析法について改良を行うとともに、それらの方法における信頼性の確保の調査・検討を実施し、分析・鑑定検査を迅速化した。

年度	改良した分析法
18	・汚泥肥料中の水銀の分析法及び水分の測定法
19	・汚泥肥料中の重金属（カドミウム、鉛、ニッケル及びクロム）の分析法
20	・肥料中の重金属等（水銀、クロム及びヒ素）の分析法及び窒素の定量法
21	・焼成汚泥肥料中の重金属等（カドミウム、鉛、ニッケル及びクロム）の分析法及び無機質肥料中の窒素の定量法

(イ) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上を図るための取組を実施する。

(イ) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上を図るため、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムを整備するとともに、次に掲げる取組を行う。

a 内部監査、マネジメントレビュー等、評価体制の整備

b センター内の測定結果の評価方法等、内部精度管理に関する手順

(イ) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上を図るため、次に掲げる取組を行った。

a 試験業務の信頼性確保に関するシステムを整備を進めるとともに、平成18年度に内部監査手順書を作成し、各センターにおける実地の試験業務に立ち合い、分析の実施方法、分析結果の記録等について内部監査を実施した。また、マネジメントレビュー等による評価体制の整備を行い、内部監査の結果に基づき講じた改善措置、外部技能試験の実施結果等の適切性を評価した。

b センター内の測定結果の評価方法等、内部精度管理に関する手順書等を以下のとおり整備し、必要に応じ見直しを行った。

書の見直し・整備

年度	整備した手順書等	
18	・試験実施手順書 ・試験結果確認手順書	・内部品質管理手順書 ・標準作業手順書
19	・重金属及び水銀試験標準作業書 ・標準物質管理手順書	・試験機器管理手順書 ・試験品取扱手順書
20	・ひ素試験標準作業書 ・原子吸光光度計管理標準作業書 ・試験品搬送標準作業書 ・試験品識別標準作業書 ・試験品保管標準作業書	・天秤管理標準作業書 ・標準物質発注依頼・受領標準作業書 ・試験品受領標準作業書 ・分析試料調製標準作業書
21	・苦情処理手順書 ・是正・予防処置手順書	・不適合管理手順書
22	・教育訓練手順書	・資格認定手順書

○ 文書管理及び記録管理に関する手順書の見直し・整備

○ 平成18年度に整備した文書管理手順書及び記録管理手順書に従って、文書及び記録の作成、登録、保管等を実施した。また、必要に応じて手順書の見直しを行った。

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの依頼を受けて、肥料等の有害成分に係る分析を実施することとし、センターにおいて検査の内容に応じて標準処理期間内に適切に処理する。

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、ア、イ及びオ並びに③の業務に支障のない範囲内で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。

- (ア) 化学分析 ((イ)を除く。) 30業務日
- (イ) ダイオキシン類分析 60業務日
- (ウ) 栽培試験 (水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験を除く。) 90業務日
- (エ) 鑑定 (肉骨粉等のエライザ法による場合にあっては、化学分析として扱う。) 20業務日

また、標準処理期間内に上記の依頼

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託

都道府県等からの依頼分析については標準処理期間内に処理した。なお、依頼分析件数は次のとおりである。

- ・平成18年度 栽培試験 (植害試験) 1件
- ・平成19年度 化学分析 (窒素全量) 1件
- ・平成20年度 化学分析 (窒素全量) 1件

また、標準処理期間内に依頼分析を適切に処理するため、次に掲げる事項を実施した。

	<p>分析を適切に処理するため、次に掲げる取組を行う。</p> <p>(7) 専門技術的知見の必要性が低い作業等に係るアウトソーシングの推進により、検査業務全体の合理化を図る。</p> <p>(イ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。</p> <p>(ウ) 稟議手続の合理化による事務処理の効率化を図る。</p>	<p>(7) 業務の合理化を図るため、重金属分析用標準液等の調製についてアウトソーシングを実施した。</p> <p>(イ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、これまでに改良し、妥当性が確認された肥料の分析法を活用するとともに、毎年度とも、日本環境化学会等が主催したセミナー等に参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。</p> <p>(ウ) 事務処理の効率化を図るため、決裁等の事務を簡素化した。</p>
<p>エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務</p> <p>肥料の安全性の確保に資するため、肥料に含まれる有害成分の評価手法について、毎事業年度、適正な評価を図りつつ、有害成分を含有する肥料の連用による有害成分の土壌蓄積等、3課題を設定し、調査研究の結果を取りまとめ公表するとともに、速やかに検査・分析業務に導入する。</p>	<p>エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務</p> <p>調査研究の実施に当たっては、必要に応じて4のリスク管理のための有害物質の分析業務等と連携を図りつつ、次のとおり行う。</p> <p>(7) 人畜に被害を生ずるおそれのある農産物の生産を防止し、食品の安全性の確保を万全なものとするため、肥料の施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、カドミウム含有肥料等の連用による土壌へのカドミウムの蓄積等、肥料の安全性に関する課題を中心に調査を行い、毎事業年度開催される外部の有識者を構成員とする委員会の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、中期目標期間中に、中間報告を含め、次に掲げる3課題の調査結果を取りまとめ公表するとともに、農林水産省に報告する。</p> <p>a 有害成分を含有する肥料の連用</p>	<p>エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務</p> <p>(7) 人畜に被害を生ずるおそれのある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資することとして、中期目標期間中に、次に掲げる試験・調査を実施し、中間報告を含め、調査結果を取りまとめ「肥料研究報告」に掲載するとともに、農林水産省に報告した。</p> <p>a 汚泥肥料を連用したほ場で大豆、ニンジン及びホウレンソウを栽培し、カドミウ</p>

によるカドミウム等有害成分の土壌への蓄積及び作物の吸収に関する調査

b 有害成分の土壌中における変化及び作物吸収の相関に関する調査

c 肥料の原料に使用されるおそれのある産業廃棄物等に含まれる有害物質に関する調査

(4) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点及び最新の科学的知見に基づく分析・鑑定手法の調査・検討を実施し、毎事業年度開催される外部の有識者を構成員とする委員会の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、調査結果を取りまとめる。

ム農作物への吸収試験及び土壌中への残留試験を実施した。(H18-22、H23継続)

b カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、肥料及び肥料を施用した土壌について、インキュベーション試験を実施し、経過日数毎に土壌中のカドミウム全量、有機結合態カドミウム、く溶性カドミウム、水溶性カドミウムを分析するとともに、土壌中の有機結合態カドミウム等の定量法を検討した。(H18-22)

c 肥料の原料に使用されるおそれのある産業廃棄物等に含まれる有害物質に関し、平成18年度には、21事業場から96点の建築廃棄物を収集し、ひ素等重金属及び有機塩素系残留農薬の含有実態を調査するとともに、平成19年度及び平成20年度には、建築廃材を原料に使用したたい肥中の重金属、農薬等を調査した。(H18-20)

上記の他、以下の調査を実施した。

○ 汚泥肥料の大量施用による作物へのカドミウム等の吸収試験 (H18)
大豆に対する汚泥肥料の大量施用によるカドミウム等の吸収試験

○ 肥料原料のりん鉱石中における重金属の含有実態調査 (H18)
5カ国から輸入された肥料原料のりん鉱石95点の試料を収集し、ひ素、カドミウム等の重金属の含有実態

(4) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点から、次に掲げる調査・検討を行った。

○ 汚泥肥料中の重金属等の分析法について測定時間短縮を目的とした改良及び分析法の信頼性 (H18-22)

○ 汚泥肥料及び有機質肥料中の水分測定法について、加熱減量方式の水分計を用いた測定時間の短縮を目的とした改良及び分析法の信頼性 (H18、20)

○ 肥料中の窒素の定量法について、燃焼法による有機質肥料の窒素全量の定量法及び石灰窒素等中のジシアンジアミド性窒素の測定時間の短縮を目的とした改良及び分析法の信頼性。(H19-21)

○ 肥料中の垂りん酸の定量法について、王水酸化法による測定時間の短縮を目的とした改良及び分析法の信頼性 (H19)

○ 肥料中のダイオキシンの定量法について、測定時間の短縮を目的とした無機質肥料の前処理方法の改良 (H19-20)

○ 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES) による肥料成分分析法について、測定時間短縮を目的とした改良 (H19-20)

○ 汚泥肥料中及び土壌中の形態別カドミウムの評価方法の確立を目的とした汚泥肥料施用土壌におけるカドミウム抽出法 (H21)

	<p>なお、農林水産省から要請のあった課題については、他の調査に優先して対応し、指定された期間内に報告する。</p>	<p>○ 液状肥料中の農薬成分の分析法の検討 (H22) ○ 汚泥肥料中の重金属の含有量と溶出量の比較 (H22)</p> <p>また、学識経験者等による「肥料等技術検討会」を毎年度開催し、調査結果や計画に対する助言をいただき、必要な見直しを行うことにより調査を的確かつ効率的に実施した。</p> <p>(㊦) 平成22年度には、肥料生産業者等で構成する「肥料品質保全協議会分析部会」を開催し、その意見を踏まえ肥料の分析方法について妥当性を確認するための規準・手順案（クライテリアアプローチ手法の導入）を作成した。また、外部の学識経験者等8名による「肥料分析法におけるクライテリアアプローチ導入検討部会」を開催し、更に検討を行った。</p> <p>なお、農林水産省から要請のあった次の課題については、他の調査に優先して対応し、指定された期間内に農林水産省に報告した。</p> <p>○ 「汚泥肥料中の有害物質のサンプリング手法の開発」(H20は委託事業、H21、22は補助事業)</p>																		
<p>オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務</p> <p>牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用の防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、</p> <p>(㊦) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。</p> <p>(㊧) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、</p> <p>(㊦) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場については、適切に製造基準適合確認検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p> <p>(㊧) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果をホームページで公表した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1278 2029 1374"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛の部位を原料とする肥料製造事業者</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>肥料原料用の肉骨粉等製造事業者</td> <td>36</td> <td>41</td> <td>36</td> <td>27</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	牛の部位を原料とする肥料製造事業者	4	5	6	5	2	肥料原料用の肉骨粉等製造事業者	36	41	36	27	39
年度	18	19	20	21	22															
牛の部位を原料とする肥料製造事業者	4	5	6	5	2															
肥料原料用の肉骨粉等製造事業者	36	41	36	27	39															
<p>② ①の業務に附帯する業務</p>	<p>② ①の業務に附帯する業務</p>	<p>② ①の業務に附帯する業務</p>																		

ア 標準試料の配布

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。

また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7業務日以内に行う。

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。

また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化、発送資材の常備等により、処理の迅速化を図り、申請を受理した日から7業務日以内に行う。

さらに、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料について、作成の可否を検討し、必要であれば同様に作成する。

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管した。

また、標準試料の配布は、稟議手続の簡素化と発送資材の常備等により処理の迅速化を図り、申請を受理した日から7業務日以内に行った。

年度	18	19	20	21	22
配布本数	47	38	28	41	87

なお、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料の作成の必要性について、平成18年度の「肥料分析標準試料調製委員会」での検討の結果、新たな成分の標準試料(汚泥発酵肥料)を作成することとなり、平成21年度に1種類の標準試料(汚泥発酵肥料)を作成した。

③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務

ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者重点化することとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、中期目標期間中に、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、50%増加させる。

③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務

ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、中期目標期間中に、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、50%増加させる。このため、次に掲げる事項を推進する。

(7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査

③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務

ア 肥料取締法に基づく立入検査については、各月ごとの集中検査や集中分析により、効果的かつ効率的に検査を実施した。また、立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数の占める割合を中期目標期間中に、平成17年度の実績(立入件数割合35.9%、収去点数割合18.7%)に対してそれぞれ、60.2%及び140.6%増加させ、安全性確保の充実に取り組んだ。

なお、実績については、第1-2(1)①イに記載。

(7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を中期目標期間中に、平成17年度の実績(立入検査件数434件、収去品点数919点)に対してそれぞれ36.4%、55.5%削減した。

なお、実績については、第1-2(1)①イ(7)に記載。

立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%短縮する。

件数及び収去点数を、中期目標期間中に、いずれも30%以上削減するとともに、

- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数及び収去件数を、中期目標期間中に、それぞれ30%、50%以上増加させることとする。

また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40業務日）に対して10%短縮させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに、集中的に分析・鑑定を行うことにより、検査の効率化を図る。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより、業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- (イ) LANの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。

- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を中期目標期間中に、平成17年度の実績（立入検査件数243件、収去品点数212点）に対してそれぞれ53.5%、58.0%増加させた。
なお、実績については、第1-2(1)①イ(イ)に記載。

また、立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進することにより、検査等の効率化、合理化を図り、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を現行の目標期間（40業務日）に対して10.0%（4業務日）削減した。

- (7) 検査の効率化を図るため、立入検査において収去した汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施し、検査の効率化を図った。
- (イ) 業務の効率化を図るため、重金属分析用標準液等の調製についてアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、各年度とも、日本環境化学会等が主催した講演等に参加し、最新の分析・鑑定手法に関する情報の収集を行った。
- (イ) 立入検査実施計画等の報告事務処理の効率化を図るため、インターネットVPNを活用した。

○ 立入検査の結果、公定規格に定める有害成分の基準値を超えた肥料生産業者、その他無登録肥料の生産など肥料取締法の遵守のために改善が必要として公表された肥料生産業者等に対して改善指導を行った。

	18	19	20	21	22
有害成分基準値超過によるもの	4	3	5	2	2
その他、改善指導したもの	87	82	71	56	57

イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により、肥料に起因する人畜の被害が生ずるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通の防止を図るため、農林水産大臣からの指示に従い、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やかに原因究明等を行う。

イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により、肥料に起因する人畜の被害が生ずるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通の防止を図るため、農林水産大臣からの指示に従い、緊急検査体制による対応を一層強化し、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やかに原因等の究明等を行い、農林水産大臣に結果を報告する。

また、以上の取組を推進するため、緊急立入検査マニュアル（仮称）を整備する。

イ 緊急に立入検査が必要な案件として農林水産大臣から指示があったものについて、立入検査及び収去品の分析・鑑定を、各センター間の情報の共有や分析・鑑定のクロスチェック等の、緊急対応体制で実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告した。

年度	緊急立入検査の内容
18	・有害成分違反発生に伴う原因究明に係るもの：2件 ・牛海綿状脳症の発生に伴う汚泥肥料生産事業場への検査に係るもの：2件
19	・無登録肥料の生産・流通に係るもの：6件 ・牛海綿状脳症の発生に伴うと畜場汚泥に係るもの：1件 ・異物混入の疑いがある肥料に係るもの：4件
20	・無登録肥料の生産・流通に係るもの：1件 ・牛海綿状脳症のまん延防止対策基準の違反に係るもの：1件
21	・不適切な原料を使用した指定配合肥料の生産・流通に係るもの：1件

また、平成18年度に「緊急立入検査マニュアル」を作成し、緊急の立入検査における対応の強化と、機動的かつ効率的な実施体制を整備した。また、必要に応じてマニュアルを見直した。

- (2) 農薬関係業務
① 農薬の検査等業務
ア 農薬検査の迅速化

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目について、当該試験の信頼性に係る検査を定型化することにより、検査精度の維持を図りつつ検査を効率的かつ効果的に実施することとする。これにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中にさらに5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内^(注1)に検査を完了させる。

- (7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、1年4か月以内

- (2) 農薬関係業務
① 農薬の検査等業務
ア 農薬検査の迅速化

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、旧農薬検の前中期目標において目標とした検査期間を、中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内に検査を完了させる^(注)ため、次に掲げる(ア)から(カ)の措置を講ずる。

- a 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、1年4か月以内

- (2) 農薬関係業務
① 農薬の検査等業務
ア 農薬検査の迅速化

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等をチェックリストで定型化する等により効率化を図った。なお、検査指示件数については第1-2(1)②アに記載。

- 基準の設定が必要な農薬については、登録検査の目標期間である1年4か月以内に検査を完了したものは第1-2(1)②アに記載したとおりである。
なお、目標を達成できなかった案件は、農薬のリスク評価体制の変更等に伴い、関係府省の協議が整うまでの間、検査結果の送付が行えなかったこと等によるものである。

(イ) (7)以外の農薬の検査については、10.5か月以内

(注1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

b a以外の農薬の検査については、10.5か月以内

(注) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(7) 検査業務の進行管理の充実

検査を行うに当たり、検査進行管理表に基づき各検査の進捗状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。

具体的には、

a 検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるよう、LANシステムを改良する。

b 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、

(a) 農林水産大臣からの検査指示から、基準の設定等を行う厚生労働省、環境省及びリスク評価を行う食品安全委員会に対して必要な資料を送付するまで

(b) 農林水産大臣からの検査指示から、同大臣に対する検査結果の報告までの検査期間について、きめ細かく検査の進捗状況を把握し、検査期間の削減を図る。

また、基準設定が不要な農薬については、登録検査の目標期間である10.5か月以内に検査を完了したものは第1-2(1)②アに記載したとおりである。

なお、目標を達成できなかった案件は、従来にない適用作物や使用方法などが申請され、これらの検査の過程において、登録内容や使用上の注意事項などの調整に時間を要したこと等によるものである。

その他、農薬の再登録に係る検査を行った。なお実績については第1-2(1)②アに記載。

以上の他、次の(7)から(イ)までの取組を行った。

(7) 検査業務の進行管理を充実させるため、検査の迅速化を図り、「検査進行管理表」を毎月2回作成し、その結果を踏まえ、3か月ごと(5・8・11・2月)に検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課における検査進行状況の確認等を行った。

a 検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるよう、毎年度機能の向上について検討を行い、アクセス権者の拡充等LANシステムを改良した。

b 検査が完了した農薬についての検査期間を、検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間の区分により把握できるよう、四半期ごとに検査期間を整理、確認し、検査の遅延防止を図った。

(イ) 微生物農薬の登録検査の迅速化
微生物農薬の検査を迅速化するため、微生物農薬検討会の開催時期・回数を、登録申請状況に応じて柔軟化する。

(ウ) 農薬使用者の安全性の確保に係る登録検査の迅速化
農薬使用者の安全性の確保に係る検査を迅速化するため、農薬使用時安全性検討会の開催時期・回数を、登録申請状況に応じて柔軟化する。

(エ) 事務処理の迅速化
通常の検査業務について、決裁等の事務処理の迅速化を図る。

(オ) 職員に対する研修カリキュラムの策定及び研修の実施
農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門的知識が要求されることから、内部研修に加え、外部研修に参加させることにより、職員の資質の向上を図る。

(カ) 検査マニュアルの見直し
試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、必要に応じ、検査マニュアルの見直しを行う。

イ 登録農薬データの適正な管理
登録申請の際に提出される試験成績等の情報の保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、情報管理に万全を期するものとする。

イ 登録農薬データの適正な管理
登録申請の際に提出される試験成績等の情報の保護を徹底するため、次に掲げる取組を実施する。

(イ) 微生物農薬の登録検査を迅速化するため、微生物農薬検討会は、微生物農薬の登録申請状況に応じて、柔軟かつ迅速に開催した。なお、微生物農薬検討会の開催及び検討した農薬数は次のとおりである。

年度	18	19	20	21	22
開催回数	3	2	0	3	0
検討農薬数	8	3	0	5	0

(ウ) 農薬使用者の安全性の確保に係る登録検査を迅速化するため、農薬使用時安全性検討会は登録申請状況に応じて、柔軟かつ迅速に対応した。なお、農薬使用時安全性検討会の開催及び検討した農薬数は次のとおりである。

年度	18	19	20	21	22
開催回数	3	3	3	3	1
検討農薬数	15	21	18	24	5

(エ) 事務処理の迅速化を図るため、平成18年度に定めた検査に係る事務処理関係規程の運用について、文書で役職員に更なる周知、徹底を図った。

(オ) 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、平成18年度に策定した体系的な研修カリキュラムを毎年度見直して最新の検査手法に対応した研修内容及びより高度な研修内容に変更するとともに、研修を実施した。また、内部研修で習得が難しい技術、知識等については外部機関における研修を実施した。研修の実施状況については第1-2(1)②ア(エ)に記載。

(カ) 農薬による水質汚濁及び土壌残留に関する農産園芸局長通知が改正されたことに対応した検査基準等について、検査マニュアルの見直しを行った。

イ 登録農薬データの適正な管理
登録申請の際に提出される試験成績等の情報の保護を徹底するため、情報機器・媒体も対象として、次に掲げる取組を行うことにより、登録申請時に提出された試験成績等の情報の保護を徹底し、データの適正な管理を行った。

	<p>(7) 当該データ等の保管場所への不正侵入を防止するための措置を強化する。</p> <p>(4) 当該データ等の保護に関するマニュアルを策定する。</p> <p>(5) CIOの統括の下で、LAN上のデータベースに対する適正な管理を進める。</p>	<p>(7) 平成18年度に試験成績等を保管している第2検査棟に不正侵入防止装置を設置し、適正に運用した。</p> <p>(4) CIOの統括の下、平成18年度に情報セキュリティに関する規程類を制定するとともに、役職員に通知した。</p> <p>(5) CIOの統括の下、情報セキュリティに関する規程に基づき、LAN上のデータベースを適正に管理した。</p>																																																												
<p>ウ 適切な技術的指導の実施 効率的かつ効果的な農薬の検査に資するため、申請者から要望があった場合には、登録に必要な試験成績の内容等について技術的指導を実施する。</p>	<p>ウ 適切な技術的指導の実施 農薬の検査の円滑化及び効率化に資するため、次に掲げる申請内容等に関する技術的指導を適切に実施する。</p> <p>(7) 農薬の登録検査において要求される試験項目数が増加し、各試験の内容も高度化・複雑化する中で、農薬の登録検査を円滑に行うため、申請者からの要望による技術的指導について、迅速に対応する。</p> <p>(4) 特に、農薬の新規有効成分の登録申請に関する技術的指導について迅速に対応する。</p> <p>(5) 農薬の安全な使用を確保するためのラベル表示の重要性が増す中で、相談者からのラベル表示についての相談に適切に対応する。</p>	<p>ウ 適切な技術的指導の実施 農薬の登録検査の円滑化及び効率化に資するため、次により申請内容等に関する技術的指導・助言を適切に実施した。</p> <p>(7) 注意事項の変更、処方変更、原体製造場の変更、試験成績の受入、容器・包装の変更等の申請者からの要望による技術的相談について、迅速に対応した。なお、技術的相談への対応件数は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1117 748 1839 970"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項の変更</td> <td>269</td> <td>485</td> <td>1,446</td> <td>502</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>処方変更</td> <td>87</td> <td>127</td> <td>115</td> <td>71</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>原体製造場の変更</td> <td>26</td> <td>31</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>試験成績の受入</td> <td>119</td> <td>63</td> <td>51</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>容器・包装の変更</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>54</td> <td>18</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 新規に登録申請される農薬の有効成分について、申請者の要望に応じた技術的相談に次のとおり対応した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 1093 1910 1189"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>平均処理日数</td> <td>72</td> <td>60</td> <td>79</td> <td>60</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ラベル表示についての相談に適切に対応するため、農薬のラベル検査実施要領を制定し、平成18年度に11件の相談に対応した。</p>	年度	18	19	20	21	22	注意事項の変更	269	485	1,446	502	142	処方変更	87	127	115	71	47	原体製造場の変更	26	31	33	34	32	試験成績の受入	119	63	51	41	40	容器・包装の変更	11	9	6	2	5	その他	31	31	54	18	17	年度	18	19	20	21	22	相談件数	18	11	9	10	9	平均処理日数	72	60	79	60	74
年度	18	19	20	21	22																																																									
注意事項の変更	269	485	1,446	502	142																																																									
処方変更	87	127	115	71	47																																																									
原体製造場の変更	26	31	33	34	32																																																									
試験成績の受入	119	63	51	41	40																																																									
容器・包装の変更	11	9	6	2	5																																																									
その他	31	31	54	18	17																																																									
年度	18	19	20	21	22																																																									
相談件数	18	11	9	10	9																																																									
平均処理日数	72	60	79	60	74																																																									
<p>エ 今後、新たに見込まれる、 (7) 残留農薬基準のポジティブリスト</p>	<p>エ 新規業務等への適切な対応 中期目標に挙げられている新たに見</p>	<p>エ 新規業務等への適切な対応 中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等については、農林水産省からの要</p>																																																												

化やそれに伴うADIの設定のための既登録農薬の再評価

- (イ) 水質汚濁に係る登録保留基準の強化
- (ウ) 生産量の少ない作物への農薬登録の促進に関する農作物のグループ化の促進
- (エ) 遺伝子組換え生物農薬の適切な検査方法の確立等の行政措置等に対する対応について、適切に実施するものとする。

込まれる事項等については、社会情勢を踏まえ、農林水産大臣からの指示に基づき、適切に実施するものとする。

請に基づき、次の業務に対応した。

- (7) 平成18年5月に施行された食品衛生法に基づく、残留農薬基準のポジティブリスト制度への移行に伴う次の技術支援要請に適切に対応した。

年度	技術的支援の対応内容
18	・ヘプタクロール等に関する調査・分析
18	・水産動物に対する残留農薬基準の設定に係る技術的支援
18	・後作物への農薬残留に関する調査
19-20	・魚介類に対する残留農薬基準の設定に対する協力
19	・土壌処理農薬の土壌・作物残留試験
20-21	・飼料用米生産振興に係る農薬使用に関する技術的支援
21	・水田に使用できる農薬のうち、魚介類に関する残留農薬基準値の設定に係る調査
22	・籾米への農薬残留調査、家畜への移行試験、農薬の急性参照用量に関する作物残留試験等に関する技術的支援

- (イ) 水質汚濁に係る登録保留基準が、平成20年10月22日に改正されたことを受け、当該基準に基づく検査方法等について検討を行った。
- (ウ) 生産量の少ない農作物を適用作物とする農薬登録を促進するため、シソ科葉菜類、セリ科葉菜類及びイネ科細粒雑穀類等グループ化された農作物の登録申請に必要な作物残留試験、薬効・薬害試験に係る試験設計の審査及び助言を次のとおり行った。

年度	18	19	20	21	22
審査件数	15	5	17	10	9
助言件数	15	5	28	11	3

- (エ) 農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材（いわゆる疑義資材）について、農薬の有効成分が含まれているか否かの分析を平成19年度に31件、平成20年度に3件行い、その結果を農林水産省に報告した。
- (オ) 農薬GLP制度の適用対象試験に「農作物への残留性に関する試験」が追加されたことを受け、作物残留試験に関するGLP基準及び査察の実施方法等の検討を行い、関係通知の改正作業等を支援したほか、GLP組織の具体的な要件等についての検討を行った。
- (カ) 農薬登録制度に関する懇談会において検討された作物残留性試験成績の例数等の改訂案について、例数案の検証、関係通知へ反映するための技術的検討を行った。
また、米国環境保護庁（US-EPA）と経済協力開発機構（OECD）が示している家畜残

		<p>留試験・家畜代謝試験テストガイドラインについて、両者間での要求項目等の差異を検討するための資料比較表等を作成し、農林水産省に提出した。</p> <p>(4) 農薬取締法第14条第3項の規定に基づく農薬中のダイオキシン類の検査方法の改正に必要な調査等に関する技術的支援を行った。</p>																																																																		
<p>② ①の業務に附帯する業務 ア 農薬GLP適合確認業務の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、農薬GLP適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれることから、GLPの審査・査察に係る体制整備を行うことにより、業務の迅速化を図る。具体的には、査察の実施後6週間以内に、農林水産省消費・安全局長に対し、査察結果を報告するものとする。</p>	<p>② ①の業務に附帯する業務 ア 農薬GLP適合確認業務の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、農薬GLP適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれることから、GLPの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察の実施後6週間以内に農林水産省消費・安全局長に査察結果を報告することができるよう、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(7) GLP査察のためのマニュアルを見直し、必要に応じて改訂する。</p> <p>(4) GLP査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門的な知識、経験が要求されることから、定期的な研修、実地査察への参加等を行うことにより、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(7) 査察の実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果を基に、評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>② ①の業務に附帯する業務 ア 農薬GLP適合確認業務の迅速化 農薬GLP適合試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、次のとおり実施した。(一部試験分野の重複を含む。)</p> <table border="1" data-bbox="1115 528 1861 751"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施施設数</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>毒性試験</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>物理的・化学的性状試験</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>水産動植物影響試験</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>生体内等運命試験</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>作物残留性試験</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、(7)から(7)までの取組により、査察を行った全試験施設について目標期間である6週間以内に農林水産省消費・安全局長へ査察結果を報告した。</p> <p>(7) GLP査察実施後、部内に設置する評価会議において、査察に用いるチェックリストやマニュアルの適切性について意見聴取を行い、必要に応じて改訂版の作成時に反映させた。</p> <p>(4) GLP査察を行う職員の能力向上を図るため、GLPに関する内部研修及び外部機関が主催するGLPに関する研究会に職員を参加させた。また、査察の実務経験が少ない者を査察へ同行させる実地研修を毎年度行うことにより、職員の能力向上を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1123 1890 1251"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部研修参加人数</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>外部機関研究会参加人数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>実地研修参加人数</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 査察の結果については、目標期間である査察実施後3週間以内にすべての査察結果を取りまとめ、評価会議に諮って迅速な評価を行った。</p>	年度	18	19	20	21	22	実施施設数	17	15	14	19	23	毒性試験	10	4	9	9	6	物理的・化学的性状試験	7	8	7	7	8	水産動植物影響試験	6	6	1	5	6	生体内等運命試験	4	2	2	3	2	作物残留性試験	—	—	2	4	9	年度	18	19	20	21	22	内部研修参加人数	14	8	17	14	7	外部機関研究会参加人数	7	6	4	6	4	実地研修参加人数	15	7	7	4	11
年度	18	19	20	21	22																																																															
実施施設数	17	15	14	19	23																																																															
毒性試験	10	4	9	9	6																																																															
物理的・化学的性状試験	7	8	7	7	8																																																															
水産動植物影響試験	6	6	1	5	6																																																															
生体内等運命試験	4	2	2	3	2																																																															
作物残留性試験	—	—	2	4	9																																																															
年度	18	19	20	21	22																																																															
内部研修参加人数	14	8	17	14	7																																																															
外部機関研究会参加人数	7	6	4	6	4																																																															
実地研修参加人数	15	7	7	4	11																																																															

イ 国際調和の推進
今後、

(7) OECDにおける新たなテストガイドライン等の策定

(イ) コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) における残留農薬に関する国際規格の設定

(ウ) 外国・地域との間における農業GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの実施等の支援等の業務の増加が見込まれることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。

イ 国際調和の推進

新たなOECDのテストガイドライン等の策定、外国・地域との間における農業GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、次に掲げる取組を実施する。

(7) OECD環境政策委員会農業作業部会、同GLP作業部会等の会議に必要に応じ参加し、農業登録制度に係る国際調和に貢献する。

(イ) コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) 等の会議に必要に応じ参加し、国際的な農業残留に係る基準の設定に貢献する。

(ウ) 上記会議に積極的に貢献するため、会期以外の期間においても、会議における論点につき、日常的な検討を行うとともに、必要に応じて各国の検査機関との間で情報交換を行う。

(エ) 上記会議に関しては、関係団体等との協力が不可欠であることから、可能な範囲で、これらの者との連携

イ 国際調和の推進

新たなOECDのテストガイドラインの策定、外国・地域との間における農業GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決め等の国際調和への対応について技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、次に掲げる取組を実施した。

(7) 農業登録制度に係る国際調和に貢献するため、次のとおり残留農薬テストガイドライン専門家会合等に職員を専門家として登録するとともに、OECD農業作業部会等に職員を派遣し、OECDテストガイドラインに係る意見を農林水産省及び専門家会合に提出した。

年度	18	19	20	21	22
国際会議専門家登録人数					
残留農薬テストガイドライン会合	2	2	2	0	0
GLP作業部会	0	1	1	1	1
国際会議派遣人数					
OECD農業作業部会等	6	1	1	1	1
農業残留専門家会合等	2	1	2	0	0

(イ) 国際的な農業残留に係る基準の設定に貢献するため、次のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) 等の会議に参加し、コーデックス作物分類に関する意見を農林水産省に提出した。

なお、平成21年度、平成22年度は農林水産省から当該会議への出席要請はなかった。

年度	18	19	20	21	22
国際会議派遣回数	0	2	1	—	—

(ウ) 上記会議に積極的に貢献するため、各会議における検討体制の整備や、農林水産省農産安全管理課に設置された国際対応検討チームへ参画するとともに、各国の農業登録当局の責任者等と意見交換や情報収集を行った。

(エ) 上記会議に関し、関係団体等との連携を強化するため、必要に応じて次のとおり意見交換会を開催した。

なお、平成21年度、平成22年度は、当該会議への出席がなかったため、意見交換会

	<p>を強化する。</p> <p>(オ) 日・EU等の農業GLPに係る相互承認協定の履行に貢献するため、日本における農業GLP適合確認施設のリストを作成する。</p>	<p>の開催は行われなかった。</p> <table border="1" data-bbox="1120 247 1742 311"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意見交換会</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(オ) 日・EU等の農業GLPに係る相互承認協定の履行に貢献するため、日・EU相互承認協定（GLP分野）に基づき、査察した農業GLP試験施設のリストを作成し、農林水産省に報告した。</p>	年度	18	19	20	21	22	意見交換会	3	1	2	—	—
年度	18	19	20	21	22									
意見交換会	3	1	2	—	—									
<p>ウ 調査研究の重点化</p> <p>検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものとして、次に掲げる調査研究を重点的に実施し、その結果を迅速に公表する。具体的には、農業に関する業務に係る調査研究経費中に占める次に掲げる調査研究課題に係る調査研究経費の割合を80%以上とする。</p> <p>(7) 農業登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組みの策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証</p>	<p>ウ 調査研究の重点化</p> <p>検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものとして、中期目標第3の2(2)の②のウの(7)及び(1)に即した調査研究課題を設定するとともに、農業に関する業務に係る調査研究経費中に占める当該調査研究課題に係る調査研究経費の割合を80%以上とし、次に掲げる措置を講ずる。</p>	<p>ウ 調査研究の重点化</p> <p>調査研究課題の選定等に当たっては、次の分野に係るものに重点化し、研究費を配分した。なお、全調査研究費の配分割合については、第1-2(1)②イに記載。</p> <p>a 農業登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証</p> <p>b 残留農業基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発</p> <p>(7) 農業登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否について、次のとおり検証を行った。</p> <p>① 幼若ホルモン様農薬のミジンコ類に対する影響調査（H18-20）</p> <p>OECDテストガイドライン211号（オオミジンコ繁殖試験）に、幼若ホルモン様作用を検出するための観察事項の追加を主体とする試験法の改訂案が提出されたことに伴い、その試験法の検証及び他の種類の甲殻類への影響等の検証を行った。本成果については平成20年度に日本農業学会第34回大会において口頭発表を行った。</p> <p>② ウキクサ生長阻害試験の我が国への導入の可否の検討（H20-22）</p> <p>水産植物への影響試験法として作成されたOECDテストガイドライン221号（ウキクサ生長阻害試験）について、その国内導入の可否について検証するため、ウキクサ生長量の測定方法、培養条件、共存する藻類の影響等の調査を行い、試験実施上の問題点、再現性等について検討を行った。本成果については平成22年度に日本雑草学会第50回大会において発表を行うとともに、論文が環境毒性学会誌（第13巻第2号2010年）に掲載された。</p> <p>③ 農作物の加工調理による農薬の残留量の変化について（H18-19）</p> <p>より精密な農薬の暴露量推定のため、加工調理による農薬の残留量の変化を把握し、加工調理に関するガイドライン案を作成するための基礎資料の作成・収集を行</p>												

(イ) 残留農薬基準の対象品目の拡大等
に対応した新たな検査手法の開発

(7) 調査研究の実施期間中において、

った。

④ 作物残留性の外挿に係る検討 (H20-22)

わが国の実情に適した作物残留性の外挿法等を検討するため、作物のグループ化に関する欧米の状況を調査するとともに、わが国の既知情報の解析、類似作物における残留性試験等の調査を行った。

⑤ 土壌を経由した後作物への農薬残留に関する調査研究 (H20-22)

土壌中の農薬濃度と後作物における残留濃度の関係等について検討するため、育苗箱に使用した農薬の性質と灌水による溶出量の関係、畑地で使用される数種の農薬について、後作物への残留性に関する知見を収集した。

(イ) 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法について、次のとおり開発を行った。

① 農薬製剤中におけるダイオキシン類の分析法の確立 (H18-19)

第1期中期目標期間において農薬原体中のダイオキシン類の分析法を確立したことに引き続き、第2期は農薬の補助成分中のダイオキシン類の分析条件の検討及び定量を行った。

② フーリエ変換型赤外分光光度計 (FT-IR) を用いた製剤分析方法の確立 (H20-22)

農薬製剤の簡易判別手法の開発を目的として、液体、粉末各製剤についてFT-IRで測定を行い、主成分分析を行うことで、補助成分の差異に基づく製剤の判別法について検討を行った。

(ウ) そのほか、以下の課題について検討を行った。

① クロピラリドの作物体残留量の把握 (H18-20)

農業資材を経由した農薬汚染防止対策を目的として、農林水産研究高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」に参画し、クロピラリド残留堆肥を施用した土壌でほうれんそう、かぶ、こまつな、ブロッコリーを栽培し、その作物残留量を測定することで飼料経由の影響を調査した。本成果については論文が日本農薬学会誌 (第35巻第4号 2010年) に掲載された。

② ヘプタクロル類の土壌中での動態把握 (H19)

長期残留性農薬の土壌中での動態把握を目的として、農林水産研究高度化事業「ヘプタクロル類の土壌及び作物への残留予測と吸収抑制技術の開発」に参画し、4種類の異なる土壌にヘプタクロルを添加した試料と2種類のヘプタクロル含有土壌を用い、異なる温度条件下における減衰を調査した。

(エ) 調査研究の適切な進行管理を行うため、次の取組を行った。

経費及び人的資源につき、適切な進行管理を行う。

- (イ) 調査研究の結果については、外部の有識者による評価を行うとともに、調査研究の結果を迅速に公表する。
- (ウ) 外部の有識者による評価が著しく低い調査研究については、実施期間中であっても、打ち切りを含めて抜本的に見直す。

- a 外部有識者を含む調査研究推進委員会（農薬）を毎年度開催し、外部委員の指摘事項に対する対応状況、調査研究の進捗状況と推進上の問題点、当該年度の調査研究成果及び翌年度調査研究計画案などについて検討を行い、必要に応じて改善、修正等を行った。
- b 当該年度の調査研究成果について外部委員による中間評価及び事後評価を実施し、調査研究報告を発行する等により、迅速に公表した。
- c 外部委員による評価において、当該年度の実施期間中の調査研究に対する中間評価及び翌年度の調査研究計画（案）に対する事前評価を実施した。その結果、中間評価において、調査研究を打ち切るような評価が著しく低いものはなかった。また、調査研究計画（案）についても課題としてふさわしくない等の評価が著しく低いものはなかった。

エ 情報の適正な収集・分析等
農薬の検査を的確に行うため、コーデックス食品規格委員会又はOECDの加盟国において作成されている農薬の毒性及び残留性に関する評価概要書（モノグラフ）、国内外の農薬に関する文献・情報等を積極的に入手し、分析するとともに、体系的に分類・整理・保管する。

エ 情報の適正な収集・分析等
コーデックス食品規格委員会又はOECDの加盟国において作成されている評価概要書（モノグラフ）等を積極的に入手し、分析するとともに、体系的に分類・整理・保管し、今後の効率的かつ効果的な農薬の検査の検討に資する。

エ 情報の適正な収集・分析等
(7) 農薬の検査に関連する情報収集については、「毒性」、「環境（化学系、生物系）」、「品質」、「効果及び薬害」、「残留」及び「その他」の6分野に分類し、次のとおり文献又は学術誌の収集、整理、抄録作成を行った。

年度	18	19	20	21	22
毒性	4(4)	4(4)	4(4)	4(1)	4(5)
環境（化学系、生物系）	21(27)	25(20)	22(25)	18(4)	14(3)
品質	5(3)	11(5)	4(6)	4(9)	4(19)
効果及び薬害	31(6)	6(17)	6(14)	6(10)	4(7)
残留	4(5)	5(82)	5(45)	5(23)	5(56)
その他	15(0)	9(7)	6(5)	0(0)	0(0)

注 実数は文献等の種類、()内は作成抄録数

平成18年5月から開始した農薬登録情報（登録番号、用途（殺虫、殺菌、除草等）、農薬の種類、農薬の名称、作物名、適用病害虫雑草名、使用目的、使用時期、使用液量、本剤の使用回数、使用方法、適用場所等全17項目）が一覧可能なダウンロード形式でのデータについて、次のとおり情報提供の推進を図った。

年度	18	19	20	21	22
アクセス件数	24,510	48,140	53,838	75,053	109,411

情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等

ア 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応するため、農薬の安全性等に関する情報をホームページで積極的に提供するとともに、農薬についての消費者、生産者、事業者等からの問い合わせに適切に対応する。

（平成18年度旧農薬検の目標）（再掲）

情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等

農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下の取組を行う。

ア 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、以下の措置を講ずる。

- ① ホームページに農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。

（平成18年度旧農薬検の計画）

オ アンケート調査の実施

センターが行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。

オ アンケート調査の実施

業務の質及びサービスの一層の向上を図るため、センターが行う農薬の検査等の業務について、次に掲げるとおりアンケート調査を実施する。

- (7) 農薬登録申請者及び国内管理人に対するアンケート調査
- (イ) 農薬登録情報利用者に対するアンケート調査

オ アンケート調査の実施

業務の質及びサービスの一層の向上を図るため、行政サービスの改善について、農薬登録申請者及び国内管理人に対し、行政サービスの改善点等について次のとおり郵送によるアンケート調査を行った。

申請者等から要望のあった事項については、改善措置を検討し改善を図った。また、アンケート結果及び講じた改善措置については、申請者及び国内管理人に送付した。

なお、農薬登録情報利用者に対するアンケート調査については、情報提供業務におけるアンケート調査の中で行った。

年度	18	19	20	21	22
配付数	174	174	170	165	164
回収数	89	79	81	78	71

③ 農薬取締法に基づく立入検査及び集取業務

農薬取締法第13条の2及び第15条の3の規定に基づく農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適切かつ迅速に実施する。

具体的には、集取及び立入検査実施後、その結果を1か月以内に農林水産大臣に報告するものとする（注2）。

（注2）集取対象農薬の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

③ 農薬取締法に基づく立入検査及び集取業務

農薬取締法第13条の2及び第15条の3の規定に基づく農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、それらの実施後、その結果を農林水産大臣に1か月以内に報告するため、次に掲げる取組を実施する。ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

③ 農薬取締法に基づく立入検査及び集取業務

農林水産大臣から指示のあった製造場に対して次のとおり立入検査を実施するとともに、検査のため農薬を集取した。

○ 製造場に対する立入検査等

農林水産大臣から指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査を実施するとともに、農林水産省の依頼により事故災害防止に関する調査を行った。

立入検査の結果について、農林水産大臣への結果報告に要した期間は、次のアからウの取組により、すべて目標期間である1か月以内であった。

○ 集取農薬等の検査結果

立入検査において集取した農薬について、有効成分の種類及び含有量、物理的・化学的性状、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。

年度	18	19	20	21	22
製造場	87	87	84	76	77
集取農薬数	23	34	12	23	22

ア マニュアルの改善

立入検査マニュアル及び集取マニュアルについて、必要に応じて見直しを行い、集取した農薬等の検査の迅速化を図る。

ア マニュアルの改善

集取した農薬等の検査の迅速化を図るため、立入検査マニュアル等の見直しを行い、集取品の検査方法の明確化及び合理化に係る改訂を行った。

	<p>イ 研修の実施等 集取及び立入検査について未経験の職員又は経験数が少ない職員については、的確かつ効率的な検査が行えるよう、知識及び技術の習得に必要な研修を実施する。</p> <p>ウ 事務処理の迅速化 通常の立入検査について、決裁等の事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>イ 研修の実施等 立入検査について未経験の職員に対し、的確かつ効率的な検査が行えるよう、必要な研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 341 1792 405"> <tr> <td>年度</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>研修参加人数</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>ウ 事務処理の迅速化 平成18年度に定めた決裁等の事務処理の運用について、毎年度文書で役職員に周知、徹底を図った。</p>	年度	18	19	20	21	22	研修参加人数	5	1	4	4	2
年度	18	19	20	21	22									
研修参加人数	5	1	4	4	2									
<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 ① 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。</p> <p>(7) 飼料又は飼料添加物の基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 ① 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査における情報の収集・提供に当たっては、必要に応じて1(2)の情報提供業務と連携しつつ、次に掲げる取組を実施するものとする。</p> <p>(7) 飼料又は飼料添加物の基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、諸外国における規制の状況・情報を入力し、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 ① 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性の向上のため、次に掲げる調査を実施した。</p> <p>(7) 飼料添加物に指定されている157品目のうち30品目(アミノ酸12品目、呈味料1品目、有機酸2品目、ビタミン6品目、ミネラル6品目、色素3品目)について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制状況の情報を入力し、関係法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行った。また、飼料添加物の基準・規格に指定されている一般試験法のうち、次に掲げる試験法について、試験法の汎用性、環境への影響等を踏まえた専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめて、農林水産省に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1123 1982 1407"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>調査を行った試験法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>・鉛試験法 ・ヒ素試験法</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>・ジエチルジチオカルバミン酸銀法によるヒ素試験法 ・メナジオン亜硫酸水素ナトリウムのヨウ素酸カリウム・デンプン紙による二酸化イオウの発生の確認試験 ・生菌剤の確認試験の乳酸生成能力試験へのHPLC法の追加に係る妥当性確認 ・抗生物質の力価試験法に関する海外実態調査</td> </tr> </tbody> </table>	年度	調査を行った試験法等	20	・鉛試験法 ・ヒ素試験法	21	・ジエチルジチオカルバミン酸銀法によるヒ素試験法 ・メナジオン亜硫酸水素ナトリウムのヨウ素酸カリウム・デンプン紙による二酸化イオウの発生の確認試験 ・生菌剤の確認試験の乳酸生成能力試験へのHPLC法の追加に係る妥当性確認 ・抗生物質の力価試験法に関する海外実態調査						
年度	調査を行った試験法等													
20	・鉛試験法 ・ヒ素試験法													
21	・ジエチルジチオカルバミン酸銀法によるヒ素試験法 ・メナジオン亜硫酸水素ナトリウムのヨウ素酸カリウム・デンプン紙による二酸化イオウの発生の確認試験 ・生菌剤の確認試験の乳酸生成能力試験へのHPLC法の追加に係る妥当性確認 ・抗生物質の力価試験法に関する海外実態調査													

また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。

また、農林水産省からの要請により、次のとおり基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行った。

年度	検討事項
18	・フィターゼに係るフィチン酸分解力試験法の改良法
19	・飼料添加物に新規指定申請されているL-アスコルビン酸ナトリウム等3品目
20	・飼料添加物に新規指定申請されているL-グルタミン等5品目

(イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。

(イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。また、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OECD安全性試験実施基準等、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。

(イ) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査は、申請がなかったため実施しなかった。

なお、平成18年度には、旧農薬検等と連携し、国内のGLP基準の概要及び欧州各国のGLP対応状況について取りまとめるとともに、平成19年度以降は、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準についてOECD-GLPと飼料添加物GLPの相違点等の調査を行い、その結果を取りまとめて、農林水産省に報告した。

また、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OECD安全性試験実施基準等、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。

(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、分析法の開発・改良を中期目標期間中に実施するとともに、分析法の解説書を作成する。分析法の開発・改良の結果は、事業年度ごとに取りまとめて公表する。なお、分析法の開発・改良に当たっては、必要に応じて他の検査等業務で得られたノウハウや知見の活用を図るものとする。

(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、分析法の開発又は改良を行う成分を年度計画に定めて中期目標期間中に30件以上の分析法の開発又は改良を実施するとともに、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。なお、分析法の開発・改良に当たっては、必要に応じて他の検査等業務で得られたノウハウや知見の活用を図るものとする。

(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査技術の向上を目的として、中期目標期間中に45課題の分析法の開発又は改良を行い、調査結果を「飼料研究報告」として取りまとめた。また、既存の分析法全般について見直しを行い、平成21年度に分析法全般の解説書を作成した。

さらに、平成21年9月1日付けで「愛がん動物用飼料等の検査法」を制定し、ホームページに掲載するとともに、8課題の検査法の開発及び改良を行った。

年度	18	19	20	21	22
飼料及び飼料添加物に係る課題数	14	12	7	7	5
ペットフードに係る課題数	—	—	—	2	6
計	14	12	7	9	11

また、中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成する。

(イ) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、飼料等に関する国際機関の基準・規格等の策定に参画する。

(イ) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、ISO/TC34/SC10の国内審議団体として、規格基準等の策定に参画するとともに、必要に応じてその他の国際会議等に参画する。

(イ) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、次の項目の分析法について、我が国の公定法（飼料分析基準）と国際基準（ISO）法等の比較検討を行った。

年度	
18	・亜鉛、鉄、銅及びマンガン
19	・カルシウム、マグネシウム、カリウム及びナトリウム

20、21	・ゼアラレノン
22	・メラミン

また、平成18年度には、ISO/TC34/SC10に係る国際会議（ドイツ）に参画するとともに、平成20年度には、国際基準設定のためオクラトキシンAの共同試験（European Commission, Joint Research Centre, Institute for Reference Materials and Measurements（ベルギー））に参画した。

イ モニタリング検査

飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。

- (7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査を実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。
- また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。

イ モニタリング検査

飼料の安全性を向上させるため、事業年度ごとにモニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。その際、プロジェクトチームを活用して、検査等業務と連携してモニタリング検査計画の策定を行うとともに、必要に応じてモニタリング検査結果について4のリスク管理に資するための有害物質の分析業務との共有を図るものとする。

- (7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、残留農薬、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化し、モニタリング検査項目及び成分点数を年度計画に定めて実施する。

モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚

イ モニタリング検査

飼料の安全性の向上のため、プロジェクトチームを活用してモニタリング検査計画を策定して次のとおり実施した。

- (7) 飼料等中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、次のとおり実施し、いずれも年度計画に定めた目標を達成した。

年度	18	19	20	21	22
飼料添加物	656 (600)	606 (500)	387 (300)	292 (200)	251 (200)
有害物質	59,479 (25,000)	78,911 (50,000)	79,381 (55,000)	71,549 (55,000)	70,457 (55,000)
病原微生物	344 (250)	296 (250)	315 (250)	347 (250)	326 (250)
肉骨粉等	1,428 (1,000)	1,378 (1,000)	1,343 (1,000)	1,356 (1,000)	1,281 (1,000)

注 () は、年度計画に定めた成分点数

モニタリング検査結果については、年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表した。

染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。

このほか、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての検査を実施する際には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知。以下「評価・公表ガイドライン」という。)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。

なお、上記のモニタリング検査のうち農林水産省が策定した「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査に当たっては、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告した。

このほか、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての検査を実施する際には、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知。以下「評価・公表ガイドライン」という。)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。

(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。

(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。

(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するため、動物医薬品検査所及び都道府県と連携して畜産農家等における抗菌性飼料添加物及び動物用医薬品に対する耐性菌発現モニタリング調査を実施し、得られた結果と動物医薬品検査所が実施した調査の結果を共同で取りまとめ、農林水産省及び各地方自治体へ報告した。
 なお、調査結果は家畜衛生週報(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課、動物衛生課発行)に掲載・公表された。

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害の発生時の対応

飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携しつつ、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行う。

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害の発生時の対応

飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携しつつ、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害の発生時の対応

飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携しつつ、スタッフ制を活用して機動的かつ柔軟な組織体制をとり、次のとおり迅速かつ適切に対応した。

年度	センターが実施した有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入乾牧草等中のエンドファイトの分析 (14件、21点) ・ 飼料中のジゼロシンの分析 (1件、1点) ・ 輸入乾牧草等中の除草剤(プロモキシニル)の分析 (19点) ・ 魚粉等中のマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの分析 (100点) ・ 水産練り製品中の動物由来たん白質についてELISA法及びPCR法による調査 ・ 組換えDNA技術応用飼料の安全性確認の申請に係る資料等の事前確認
19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料中のエンドファイトの分析 (4件、4点) ・ 飼料中の硝酸態窒素の分析 (1件、4点)

- ・メラミンの分析法の検討及び分析精度の検証、輸入魚粉の分析（1件、17点）
- ・国内流通品（並行輸入品）中のメラミン調査分析（1件、2点）
- ・職員を海外に派遣し、次の飼料等の製造施設等の調査を実施
 - 飼料製造工場等の現地調査（カナダ）
 - 豚由来血粉の製造施設の現地調査（米国）
 - 遺伝子組換え作物の実態調査（米国）
 - トウモロコシ中のアフラトキシン管理の実態調査（米国）
 - 海外のペットフードの法体系に関する調査（EU、オーストラリア）

- 20
 - ・飼料安全法の基準に不適合な豚残さを飼料原料について緊急立入検査（2件）
 - ・中国産の飼料及び飼料添加物を国内産と虚偽表示していたため緊急立入検査（2件）
 - ・非食用事故米穀を飼料の原料に使用していたため緊急立入検査（2件）
 - ・養魚用飼料原料に有害物質メラミンが混入していたため緊急立入検査（1件）
 - ・飼料用脱脂粉乳に抗生物質クロラムフェニコールが混入していたため緊急立入検査（3件）
 - ・飼料中のエンドファイトの分析（1件、1点）
 - ・飼料中のメラミンの分析法の検討及び分析精度の検証
 - ・飼料中のメタミドホスを定量するため分析法の検討及び分析精度の検証
- 21
 - ・未承認遺伝子組換えアマ混入が疑われたカナダ産アマを緊急立入検査（6件）
 - ・牧場で乳牛がへい死したため、かび毒、農薬及び重金属を分析
 - ・飼料中のエンドファイトの分析（2件、2点）
- 22
 - ・飼料中のエンドファイトの分析（4件、6点）

また、家畜被害の発生時の対応を迅速かつ適切に行えるよう、緊急時対応マニュアルの整備を行う。

また、飼料に起因する家畜被害等の発生に際し、緊急時対応マニュアルを整備し、原因の究明等を行うために必要な検査等を迅速かつ適切に実施した。

エ 標準品等の指定

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）の指定は、少なくとも2年に1回以上行う。

なお、常用標準品の配布は、申請を受理した日から7業務日以内に行う。

エ 標準品等の指定

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）の指定に当たっては、抗生物質の試験に支障を生ずることのないよう留意するとともに、少なくとも2年に1回以上指定を行うものとする。

なお、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により、申請を受理

エ 標準品等の指定

抗生物質について、次のとおり2年に1回以上常用標準品の指定を行った。また、常用標準品の配布については、申請を受理した日からすべて7業務日以内に行った。

年度	18	19	20	21	22
指定数	2	21	1	18	0
常用標準品数	21	21	21	18	18
配布本数	609	499	430	415	405

	した日から7業務日以内に行う。	
<p>オ 調査研究</p> <p>飼料の安全性及び品質を向上させるため、必要に応じて飼料の安全性及び品質に関する調査等を実施し、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の安全性及び品質の改善に関する調査研究のうち専門的・技術的事項に重点化し、農林水産省の要請を優先して調査研究を実施し、調査研究の結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究</p> <p>飼料の安全性及び品質の向上のため、次に掲げる調査を実施し、結果を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発 (H18-19) 農林水産研究高度化事業「飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発」として、飼料原料（魚油、魚粉、動物性油脂及び肉骨粉）の収集及び分析並びに（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所へ収集した試料を提供し、併せて結果を報告した。 ・ エンドファイト毒素の牛への影響及び畜産物残留性の検討 (H18-19) 農林水産研究高度化事業「エンドファイト毒素の牛への影響及び畜産物残留性の検討」として、飼養試験に用いた乾牧草中のロリトレムB及び飼養試験終了後の牛組織中のロリトレムBの分析を行い、結果を（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所へ報告した。 ・ 飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立 (H18-20) 農林水産研究高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」として、平成19年度に飼料用乾牧草中の残留除草剤クロピラリドの分析法を確立するとともに、輸入乾牧草の汚染経路を究明するため、輸入乾牧草を分析し、結果を（独）農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所へ報告した。 ・ 粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発 (H18-22) 農林水産省委託プロジェクト研究「粗飼料のカビ毒汚染メカニズムの解明及び汚染低減化技術の開発」（平成20年度中に事業名が「自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析方法の確立」から変更）の一環として、デオキシニバレノール及びゼアラレノンの簡易分析法の確立並びに飼料から検出されるマイコトキシンの種類と圃場内及びサイロ内における検出状況の調査、圃場における耕起法の違いによる残渣量の程度とデオキシニバレノール及びゼアラレノンの汚染濃度の測定によるカビ毒の汚染リスクの調査、西日本におけるかび毒の発生状況の確認調査を実施し、結果を（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所へ報告した。 ・ 麦類等のかび毒汚染実態調査 (H18-22) 厚生労働省の「食品の安心・安全確保推進研究事業（食品のカビ毒汚染実態に関する研究）」に参画して、国立医薬品食品衛生研究所と協力し、穀物中のかび毒（オクラトキシンA、フモニシンB₁及びB₂、T-2トキシン、HT-2トキシン及びゼアラレノン）を分析し、厚生労働省へ結果を報告した。 ・ 動物由来たん白質の検出法の開発 (H18-22)

		<p>豚肉骨粉検査分析用のELISA法（MELISA-TEKキット）を適用拡大するとともに、動物グループを特異的に検出するプライマーを設計するためのプログラムソフト、豚由来DNAを特異的に検出するプライマー、擬陽性及び陽性を示すPCR増幅産物の確認のためのRFLP法を開発した。なお、本成果は平成19年度に職務発明に認定され、国内特許を出願した。また、Journal of Food Protection (Vol. 71 No11 2008年)、食品衛生学雑誌 (第50巻第2号 2009年、第52巻第1号 2011年) に掲載された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛由来たん白質検出用イムノクロマトキット（試作品）の評価試験（H18） 平成18年度農林水産省委託事業に参画して、牛由来たん白質検出用イムノクロマトキット（試作品）の評価試験を実施し、結果を農林水産省へ報告した。 ・非特異反応を除去した改良キットの開発及び評価試験【共同研究】（H18-21） （株）森永生科学研究所との共同研究に参画して、非特異反応を除去した改良キットの開発及び評価試験を実施し、動物由来たん白質検出のためのELISA法及びイムノクロマトキットの開発に係るイムノクロマトで認められる非特異反応の解決法、ELISAキットの検討を行った。 ・ソルガム中のゼアラレノン及びその代謝物についての汚染状況調査【共同研究】（H19-20） 東京家政大学との共同研究により、ソルガムを用いてゼアラレノンの汚染原因菌を培養することにより、ゼアラレノン及びその代謝物の産生能力及び各成分の濃度の経時変化を明らかにした。本成果については、食品衛生学雑誌 (第50巻第2号 2009年) に掲載された。 ・未承認遺伝子組換えアマの1%定量分析法（暫定法）の開発（H21） 農林水産省からの要請により、未承認遺伝子組換えアマの分析を行うため、国立医薬品食品衛生研究所と連携し、1%定量分析法（暫定法）を開発した。 ・飼料からのサルモネラ菌の迅速検出法の開発（H22、H23年継続） （独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所と共同でマルチプレックスPCR法によるサルモネラ主要血清型迅速同定法を開発した。
<p>カ 牛海綿状脳症の発生の防止のための対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生の防止を万全なものとするため、牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行う。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生の防止のための対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生の防止を万全なものとするため、牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行う。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生の防止のための対応 牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、平成18年度に、次に掲げる調査を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 24例目に係る牛海綿状脳症発生農家等への飼養状況に関する現地調査 b. 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の調査に係る立入調査 c. 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明に係る飼料用動物性油脂の調査 d. 牛海綿状脳症の感染源等に関する疫学検討に係るケースコントロール調査の一環として実施した畜産農家の飼料使用実態に関する聞き取り調査

② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務

特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20業務日以内に処理する。

② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務

特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務について、適正に実施するとともに、事務処理の効率化により、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。

② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務

特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示に関する業務を次のとおり適正に実施した。さらに、インターネットVPNを活用した事務処理等の効率化により、申請のあった日から20業務日以内にすべて処理した。

年度	18	19	20	21	22
検定件数	439	324	348	215	194

③ 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導の業務

登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度1回調査を実施するとともに、検定精度の管理等について技術的指導を行う。

③ 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導の業務

登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎事業年度1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精度の管理等について技術的指導を行う。

③ 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導の業務

登録検定機関による検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関や、新たに登録又は更新の申請があった機関に対して農林水産省が行う検査等と同行し、分析技術に関する調査を次のとおり実施するとともに、検定精度の管理等について技術的指導を行った。

年度	18	19	20	21	22
調査機関数	2(2)	2(2)	5(7)	6(12)	2(2)

注 () 内は事業所数

また、検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関・事業所の技術水準の確認試験を次のとおり実施するとともに、検査技術について技術的指導を行った。

年度	18	19	20	21	22
試験機関数	7(10)	7(10)	6(9)	6(9)	7(13)

注 () 内は事業所数

④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務
ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査

特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務
ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査

特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務

ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査

特定飼料等製造業者の登録等の申請が平成18年度、20年度、21年度に、それぞれ1件あり、インターネットVPNを活用した本部及び地域センター間における報告事務の簡素化等を図り、全て標準処理期間内に検査を行った。

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査

規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調査

(7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。

(イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について技術的指導及び情報の提供を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査

規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40業務日と定め、事務処理の効率化を図ることにより、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調査

(7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。

また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。

(イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査

規格設定飼料製造業者の登録等の申請はなかった。

ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調査

(7) 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の方法等に関する調査として、次に掲げる業務を実施した。

a 牛等用飼料に肉骨粉等が混入することを防止するため、飼料等を製造する事業場に対する検査を次のとおり実施し、肉骨粉等の交差汚染防止に関する製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。

また、製造管理等の実施状況を確認するチェックリストを作成してデータベース化し、検査及び技術的指導の高度化に活用した。

年度	18	19	20	21	22
検査件数	432	443	421	441	406

b 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインに基づき、配合飼料及び飼料添加物を製造する事業場に対する確認検査を次のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
配合飼料	—	20	40	53	56
飼料添加物	—	9	10	10	10

(イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた事業場については、製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を次のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
指導件数	8	2	2	5	6

(ウ) 動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質

を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。

を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。

管理の方法等に関する調査として、次に掲げる業務を実施した。

- a 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造するすべての事業場について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに大臣確認を受けた製造事業場をホームページに公表した。
- b 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場の管理状況を確認した。
- c ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場をホームページに公表した。

年度	18	19	20	21	22
大臣確認件数 (うち新規件数)	225 45	245 19	257 13	261 15	198 27
輸入業者等(魚粉等)	576	333	298	280	266
ペットフード等	12	18	21	11	6

(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。

(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。

(I) 飼料を海外に輸出する業者からの要請に基づき、動物検疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を実施した。また平成21年度から食品残さを利用する飼料製造業者の要請に基づき、「エコフィード」の認証要件となる「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況確認調査を以下のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
輸出飼料	44	17	28	21	17
エコフィード	—	—	—	4	0

⑤ ①から④までの業務に附帯する業務
飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料及び飼料添加物の依頼分析については、①から③まで及び⑥並びに5の業務に支障のない範囲内で実施する。

⑤ ①から④までの業務に附帯する業務
飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料及び飼料添加物の依頼分析については、①から③まで及び⑥並びに5の業務に支障のない範囲内で実施する。

また、次に掲げる依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。

- (7) 化学分析(㍿を除く) 30業務日
- (イ) 生物分析 30業務日
- (㍿) ダイオキシン類分析 60業務日

標準処理期間内に適切に処理するた

⑤ ①から④までの業務に附帯する業務
飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、飼料等の依頼分析については、すべて標準処理期間内で処理した。
申請件数等は次のとおりである。

年度	18	19	20	21	22
申請件数	31	5	3	7	5
分析成分点数	80	49	23	57	26
鑑定原料数	—	—	12	22	15

また、依頼検査の実施に当たっては、分析法の開発等分析技術の高度化及び決裁等の

め、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図る。

事務の簡素化による事務手続きの合理化を図ることにより、依頼分析の内容に応じた標準処理期間内に適切に処理した。

⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務
ア 飼料安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び質問の結果については、立入検査を実施した日から30業務日以内に農林水産大臣に報告する。

⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務
ア 飼料安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査を実施した日から30業務日以内に農林水産大臣に報告する。

⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務
ア 立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日からすべて30業務日以内に農林水産大臣に報告した。

また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに5業務日短縮する。

また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに事務処理の効率化により5業務日短縮する。

また、立入検査等の結果の農林水産大臣への報告までに要する期間については、インターネットVPNを活用した本部及び各地域センター間における報告事務の簡素化等を図り、6業務日短縮した。

イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から20業務日と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するように努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験については、標準処理期間（20業務日）内にすべて終了した。なお、収去品の試験結果は、平成19年度の1件を除き、20業務日以内に農林水産大臣に報告した。

また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに5業務日短縮する。

また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに事務処理の効率化により5業務日短縮する。

また、収去品の試験結果の農林水産大臣への報告までに要する期間については、インターネットVPNを活用した本部及び各地域センター間における報告事務の簡素化等を図り、5業務日短縮した。なお、収去品の検査件数は次のとおりである。

年度	18	19	20	21	22
件数	1,173	1,022	983	936	853

ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験施設において試験を円滑に実施する。

ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき、試験を円滑に実施する。

ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき試験を円滑に実施するとともに、試験結果報告書に係る査察を毎月実施した。また、試験の精度を適正に保つため、外部機関主催の精度管理を実施した。

年度	18	19	20	21	22
査察件数	79	66	82	84	51
外部精度管理実施回数	4	4	6	6	5

⑦ ペットフード安全法に基づく立入

⑦ ペットフード安全法に基づく立入検

⑦ ペットフード安全法に基づく立入検査等業務

<p>検査等業務</p> <p>ア ペットフード安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 (平成21年度からの目標)</p> <p>イ 集取品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書を整備し、試験施設において試験を円滑に実施する。 (平成21年度からの目標)</p>	<p>検査等業務</p> <p>ア ペットフード安全法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 (平成21年度からの計画)</p> <p>イ 集取品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、中期目標期間中に試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手順書を整備し、試験を円滑に実施する。 (平成21年度からの計画)</p>	<p>ア 平成21年度から開始したペットフード安全法に基づく立入検査については、次のとおり適切に実施するとともに、その結果を速やかに農林水産大臣へ報告した。また、集取した愛玩動物用飼料の試験結果についても、速やかに農林水産大臣に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 341 1480 437"> <tr> <td>年度</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>16</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>集取品点数</td> <td>8</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>イ 集取品等の試験結果の信頼性を客観的に確保する観点から、愛玩動物用飼料検査に係る試験に関する信頼性保証体制を整備するとともに、試験実施に必要な試験操作手順書については、新たに作成した「愛がん動物用飼料試験業務の信頼性の確保に関する規程」の中で定めた。</p>	年度	21	22	立入検査件数	16	59	集取品点数	8	40			
年度	21	22												
立入検査件数	16	59												
集取品点数	8	40												
<p>(4) 土壌改良資材関係業務</p> <p>① 土壌改良資材の検査等業務</p> <p>ア 土壌改良資材の表示の内容に係る品質の検査 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、当該品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託 土壌改良資材の品質の保全に資するため、都道府県、農業者等からの依頼を受けて、土壌改良資材等の試験を実施するとともに、センターにおいて当該試験の内容に応じて標準処理期間を定め、当該標準処理期間内に適切に処理する。</p>	<p>(4) 土壌改良資材関係業務</p> <p>① 土壌改良資材の検査等業務</p> <p>ア 土壌改良資材の表示の内容に係る品質の検査 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、当該品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託 土壌改良資材の品質の保全に資するため、都道府県、農業者等からの依頼を受けて、土壌改良資材等の試験を極力実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (7) 一般試験 30業務日 (4) VA菌根菌資材試験 60業務日</p>	<p>(4) 土壌改良資材関係業務</p> <p>① 土壌改良資材の検査等業務</p> <p>ア 土壌改良資材の表示の内容に係る品質の検査 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、当該表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を次のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 874 1839 938"> <tr> <td>年度</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>品質表示検査件数</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>31</td> <td>33</td> </tr> </table> <p>イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託 土壌改良資材の試験の依頼はなかった。</p>	年度	18	19	20	21	22	品質表示検査件数	32	32	34	31	33
年度	18	19	20	21	22									
品質表示検査件数	32	32	34	31	33									
<p>② 地力増進法に基づく立入検査業務 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標</p>	<p>② 地力増進法に基づく立入検査業務 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標</p>	<p>② 地力増進法に基づく立入検査業務 地力増進法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。また、立入検査結果の報告については、インターネットVPNを活用した各地域センターからの報告事務の簡素化を行い、立入検査の指示から報告までに要する期間を短縮し、30業務日以内に農林水産大臣へ報告した。</p>												

<p>期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>なお、立入検査の実績については第1-2(1)④イに記載。</p>																																																																												
<p>3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p>(1) 食品表示監視業務</p> <p>① 食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を毎事業年度6,000件以上行い、偽装の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、速やかに立入検査又は任意調査を実施する。</p>	<p>3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p>(1) 食品表示監視業務</p> <p>① 食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を、以下により、毎事業年度6,000件以上行う。その結果、偽装の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等に対し立入検査又は任意調査（以下3の(1)において「立入検査等」という。）を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。</p> <p>なお、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。</p> <p>ア 前事業年度の検査で不適合が多かった品目については、検査件数を増加させる。</p>	<p>3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務</p> <p>(1) 食品表示監視業務</p> <p>① 食品表示の監視業務については、科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を次のとおり実施した。</p> <p>その結果、加工食品については、不適正な表示が認められたもののうちその内容が軽微な不適正であるものについて、センターから製造業者等に対して文書による是正指導を行い、表示内容に重大な疑義の可能性があるものについては、農林水産省に報告した。</p> <p>また、生鮮食品については、表示内容に重大な疑義の可能性があるものの検査結果を農林水産省に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 655 2078 874"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工食品</td> <td>5,330</td> <td>5,370</td> <td>5,151</td> <td>4,860</td> <td>4,939</td> </tr> <tr> <td>生鮮食品</td> <td>737</td> <td>685</td> <td>872</td> <td>1,182</td> <td>1,123</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,067</td> <td>6,055</td> <td>6,023</td> <td>6,042</td> <td>6,062</td> </tr> <tr> <td>文書指導件数（加工）</td> <td>360</td> <td>370</td> <td>268</td> <td>175</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>農林水産省報告件数（加工）</td> <td>201</td> <td>116</td> <td>98</td> <td>109</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>農林水産省報告件数（生鮮）</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>41</td> <td>64</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記のほか、JAS規格の定期見直しに係る調査業務等において軽微な不適正表示が認められたもの（中期目標期間中に171件）についても、製造業者等に対して文書による是正指導を行った。</p> <p>ア 前年度の検査において不適合の割合が高かった品目について、次のとおり検査件数を増加させた。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1123 2056 1436"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>品目</th> <th>前年度検査件数</th> <th>当該年度検査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">18</td> <td>茶、コーヒー及びココアの調製品（茶）</td> <td>217</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>穀類加工品（米加工品）</td> <td>92</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>農産物加工品（ジャム類）</td> <td>133</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>調味料（みそ）</td> <td>107</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">19</td> <td>農産物漬物</td> <td>157</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>塩蔵わかめ</td> <td>63</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>ジャム類</td> <td>216</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>塩蔵わかめ</td> <td>103</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>乾めん類</td> <td>87</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	加工食品	5,330	5,370	5,151	4,860	4,939	生鮮食品	737	685	872	1,182	1,123	合計	6,067	6,055	6,023	6,042	6,062	文書指導件数（加工）	360	370	268	175	97	農林水産省報告件数（加工）	201	116	98	109	79	農林水産省報告件数（生鮮）	50	55	41	64	49	年度	品目	前年度検査件数	当該年度検査件数	18	茶、コーヒー及びココアの調製品（茶）	217	526	穀類加工品（米加工品）	92	120	農産物加工品（ジャム類）	133	216	調味料（みそ）	107	153	19	農産物漬物	157	175	塩蔵わかめ	63	103	ジャム類	216	231	20	塩蔵わかめ	103	110	乾めん類	87	91
年度	18	19	20	21	22																																																																									
加工食品	5,330	5,370	5,151	4,860	4,939																																																																									
生鮮食品	737	685	872	1,182	1,123																																																																									
合計	6,067	6,055	6,023	6,042	6,062																																																																									
文書指導件数（加工）	360	370	268	175	97																																																																									
農林水産省報告件数（加工）	201	116	98	109	79																																																																									
農林水産省報告件数（生鮮）	50	55	41	64	49																																																																									
年度	品目	前年度検査件数	当該年度検査件数																																																																											
18	茶、コーヒー及びココアの調製品（茶）	217	526																																																																											
	穀類加工品（米加工品）	92	120																																																																											
	農産物加工品（ジャム類）	133	216																																																																											
	調味料（みそ）	107	153																																																																											
19	農産物漬物	157	175																																																																											
	塩蔵わかめ	63	103																																																																											
	ジャム類	216	231																																																																											
20	塩蔵わかめ	103	110																																																																											
	乾めん類	87	91																																																																											

21	塩干魚介類 塩蔵魚介類 塩蔵わかめ	248 153 110	262 158 127
22	乾しいたけ	104	126

イ 消費者の関心の高い品目を対象に、毎事業年度4回以上の重点的な検査を行う。

イ 消費者の関心の高いと考えられる品目について、次のとおり本部及び各地域センターで一斉に重点的な検査を4回以上行った。

年度	農林水産省関係部局等と連携して行った調査	農林水産省と調整した上で、センター独自で行った調査	回数
18	・しいたけの表示に関する特別調査 ・牛肉及び牛肉加工品等の表示に関する緊急特別調査 ・アサリの表示に関する緊急特別調査	・緑茶の表示に関する重点調査	4
19	・アサリの表示に関する特別調査 ・牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査 ・牛肉及び牛肉加工品の表示に関する特別調査	・はちみつ表示に関する重点調査 ・牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査に追加して実施した食肉加工品の表示に関する重点調査	5
20	・緑茶の表示に関する特別調査 ・塩干魚介類の産地表示に関する特別調査	・牛肉の「黒毛和牛」表示に関する重点調査 ・海藻類の産地表示に関する重点調査 塩蔵わかめ コンブ	4
21	・そば加工品の表示に関する特別調査 ・特別栽培農産物・エコファーマー農産物の表示特別調査	・果実飲料の表示に関する重点調査 ・マグロの表示に関する重点調査	4
22	・大豆等加工食品(豆腐)の表示等に関する特別調査 ・加工米飯の表示等に関する特別調査 ・もち米加工品の表示等に関する特別調査	・マグロ(生鮮食品)の表示等に関する重点調査	4

ウ 遺伝子組換えに係る表示が行われて

ウ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規

いる食品の検査を毎事業年度500件以上行うとともに、表示に疑義が生じた場合には、分別生産流通管理に係る調査を行う。

エ 食品の産地表示に関する検査を毎事業年度600件以上行う。

模、地域バランス等を勘案して次のとおり実施した。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等については分別生産流通管理の実施状況等の調査を行った。また、可能な範囲において、原料農産物入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行った。以上の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

なお、分別生産流通管理に疑義の可能性があるものと認められた件数と、分別生産流通管理調査の実施件数の差違は、廃業等により調査を行えなかった調査対象業者等があったことによるものである。

年度	18	19	20	21	22
遺伝子組換え確認検査件数	501	501	502	569	603
：分別生産流通管理疑義件数	157	156	129	160	164
分別生産流通管理調査件数	155	158	127	139	156
：前年度調査未了分	1	3	0	0	12

エ 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して実施した。各年度の実施件数は以下のとおりである。

その結果、加工食品については、不適正な表示が認められたもののうちその内容が軽微な不適正であるものについて、センターから製造業者等に対して文書による是正指導を行い、表示内容に重大な疑義の可能性があるもの等について、農林水産省に報告した。

また、生鮮食品については表示内容に重大な疑義の可能性があるものの検査結果を農林水産省に報告した。

年度	18	19	20	21	22
産地表示検査件数	989	911	1,187	1,190	1,289
：加工食品	657	471	702	464	528
：生鮮食品	332	440	485	726	761
文書指導件数	108	25	47	18	13
農林水産省報告件数（加工）	66	26	37	15	27
農林水産省報告件数（生鮮）	35	46	31	57	48

オ 平成20年4月1日から、事業者間で取引される業務用加工食品及び業務用生鮮食品についても品質表示基準の対象となったことから、農林水産省等と連携を図り、立入検査等において原産地に疑義が生じた加工食品の原材料等入手し、検査を実施することにより、事業者間取引における表示の監視を実施した。

年度	20	21	22
検査件数	51	50	41

オ 検査結果については、結果を取りまとめ毎事業年度公表する。

カ 毎年度の食品表示の真正性に係る検査結果について、農林水産省関係部局と連携し、ホームページ上で公表した。

キ 食品表示に係る立入検査等については、農林水産大臣の指示及び立入検査等に関する基準文書に基づき、次のとおり実施した。

なお、平成18年度において、進行管理の不備等による事務処理遅延のため、3業務日以内に立入検査等の結果を報告できなかった案件が13件あったが、原因を究明し、手順書の改正を行う等の業務改善を行った。その結果、平成19年度以降の案件についてはすべて3業務日以内に報告した。また、立入検査等のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査、都道府県からの要請による立入検査等への協力を行った。

年度	18	19	20	21	22
立入検査件数	4(7)	2(4)	4(7)	-(1)	11(14)
任意調査件数	123(152)	112(157)	66(103)	60(136)	32(71)
確認調査件数	52(67)	25(29)	10(14)	6(6)	3(5)
協力調査件数	9(10)	19(21)	26(30)	27(37)	20(29)

注 () 内は事業所数

② 食品表示110番を通じて消費者等から寄せられる不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報の収集を行い、当該情報を食品表示の監視業務等に活用する。

② 食品表示110番等を通じて収集した不正表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。

② 食品表示110番等を通じて収集した不正表示に関する情報について、事務処理手順書に基づき、次のとおり迅速かつ的確に対応した。

○ センターが受け付けた、または農林水産省等から回付された情報に基づき、事実関係の確認のための買上検査を行い、表示の確認及び分析を行った。買上検査の結果については、農林水産省等の回付元に報告した。さらに、農林水産大臣の指示により、食品表示110番等の情報提供に基づく立入検査等を実施したほか、都道府県の実施する立入検査等への協力を行った。

年度	18	19	20	21	22
買上検査件数	55	66	31	34	46
立入検査等	20(25)	63(88)	41(65)	23(60)	8(15)
協力調査	-	3(3)	7(10)	4(5)	1(1)

注 () 内は事業所数

○ 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査、警察からの協力要請又は技術支援等の要請に適切に対応した。

年度	18	19	20	21	22
対応件数	204	305	390	322	385

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務

① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正後のJAS法（以下「改正JAS法」という。）により、センターの業務に登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査が追加されたことから、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC17011」という。）に基づき、登録認定機関の登録及びその更新の申請時における技術上の調査（以下「技術上の調査」という。）を実施し、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日）内に結果を報告する。

また、登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、原則として登録認定機関ごとに毎事業年度1回以上実施する。

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務

① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）により、センターの業務に追加された登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査（以下「技術上の調査」という。）については、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」（以下「ISO/IEC17011」という。）に基づき実施し、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間（30業務日）内に結果を報告する。

また、登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査（以下「定期的調査」という。）については、原則として登録認定機関（分析業務の外部委託を行っている場合は、委託先の分析機関も含む。）ごとに毎事業年度1回以上実施し、必要に応じて是正のための指導及び追加調査を行う。

なお、技術上の調査及び定期的調査を中立的かつ厳正に実施するため、調査を行う職員に資格要件を設ける。

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務

① 次により、登録認定機関等に対する技術上の調査及び定期的調査を適切に実施した。

○ ISO/IEC17011に基づく業務執行体制を維持するとともに、「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査規程」、「登録認定機関等の調査等業務品質マニュアル」、「登録認定機関等の調査等業務に係る要員の資格基準」及び「技術委員会設置・運営要領」等の基準文書を必要に応じて改正した。

○ 技術上の調査を次のとおり実施し、進行管理を的確に行うことにより、調査を行ったすべての案件について27業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。

年度	18	19	20	21	22
登録認定機関	235	393	378	300	359
新規	47	10	4	4	0
更新	—	—	—	39	49
変更	188	383	374	257	310
登録外国認定機関	21	43	50	55	57
新規	15	3	4	3	1
更新	—	—	—	2	11
変更	6	40	46	50	45
合計	256	436	428	355	416

○ 定期的調査に係る事業所調査については、登録認定機関等ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進捗状況を把握し、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり対象機関に対して各1回実施した。また、事業所調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた機関に対しては、文書により是正指導を行った。

なお、調査結果及び是正指導に対する改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。

年度	18	19	20	21	22
調査機関数（事業所数）	79(87)	113(133)	123(143)	127(149)	127(147)
是正指導件数	56	80	90	81	67

○ 技術上の調査及び定期的調査については、調査を行う職員の資格要件としているISO9000審査員研修コース修了者又はISO/IEC17011等に関する調査員内部研修修了者2名以上によるチームを編成し、中立的かつ厳正に実施した。

<p>② ISO/IEC17011に基づく技術上の調査のための有資格者を中期目標期間中に20名以上養成する。</p>	<p>② 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 職員技術研修計画に基づき、調査を行う職員に（財）日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修コースを受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を毎事業年度に4名程度養成する。</p> <p>イ 調査を行う職員の資格要件を満たす職員を養成するため、職員技術研修計画に基づきISO/IEC17011等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p>	<p>また、調査を行う職員の資格要件については毎年度見直しを行い、必要に応じて改正した。</p> <p>② 技術上の調査及び定期的調査の質の向上を図るため、次の取組を行った。</p> <p>ア （財）日本適合性認定協会が認定するISO9000審査員研修コースを次のとおり受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を養成した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 497 1671 593"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規有資格者数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>有資格者総数</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図るため、職員技術研修中期計画に基づき、ISO/IEC17011等に関する調査員内部研修を、担当職員に対し、3年に1回以上受講させた。</p>	年度	18	19	20	21	22	新規有資格者数	6	6	4	4	6	有資格者総数	42	47	48	52	57
年度	18	19	20	21	22															
新規有資格者数	6	6	4	4	6															
有資格者総数	42	47	48	52	57															
<p>③ 登録認定機関に対する定期的調査においては、登録認定機関により認定された認定事業者が行う格付に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、JAS製品の検査を毎事業年度700件以上行うこととする。</p>	<p>③ 登録認定機関に対する定期的調査においては、登録認定機関により認定された認定事業者が行う格付に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、以下の検査等を行う。</p> <p>ア JAS製品の検査を毎事業年度700件以上行うこととし、検査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、検査を重点的に実施する。</p> <p>イ 認定事業者に対する調査を登録認定機関の規模に応じて毎事業年度350件以</p>	<p>③ 登録認定機関に対する定期的調査に資するため、登録認定機関が適切に認定事業者を指導しているか否かを確認するための検査等を、次のとおり実施した。</p> <p>ア 格付品検査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して次のとおり実施し、不適合があったものについては、関係する登録認定機関等に対して文書により是正指導を行った。</p> <p>なお、前年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関については、原則として不適合が認められなかった場合の件数の1.2倍程度の格付品検査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 1249 2078 1345"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期的調査における格付品検査</td> <td>702</td> <td>1,033</td> <td>1,096</td> <td>768</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>是正指導件数</td> <td>4</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>46</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 立会調査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して次のとおり実施し、不適合があったものについては、関係する登録認定機関等に対して文書により是正指導を行った。</p>	年度	18	19	20	21	22	定期的調査における格付品検査	702	1,033	1,096	768	747	是正指導件数	4	36	28	46	33
年度	18	19	20	21	22															
定期的調査における格付品検査	702	1,033	1,096	768	747															
是正指導件数	4	36	28	46	33															

上行うこととし、調査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数を勘案して登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、前事業年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、調査を重点的に実施する。

なお、前年度の定期的調査で不適合が認められた登録認定機関等については、原則として不適合が認められなかった場合の件数の1.2倍程度の立会調査を実施した。

年度	18	19	20	21	22
立会調査件数	287	417	470	467	437
是正指導件数	38	43	72	60	43

平成18年度においては、立会調査の件数が目標件数に達しなかったが、その理由は、事前に登録認定機関に対し平成18年度に認定予定の事業者数を調査した結果を基に目標値を設定したものの、改正されたJAS法の下で実際に登録された認定機関数が予定を大きく下回ったとともに、登録認定機関による認定業務が予定通り進まなかったことから、認定事業者数が予定を大きく下回ったことによる。

④ 改正JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査を行うに当たっては、
ア 検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の適切な人選
イ 農林水産大臣から指示された調査事項の的確な実施
ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告等に留意し厳正に実施する。
なお、改正JAS法第19条の9第2項第6号に規定する登録外国認定機関に対して行う検査についても上記の留意点を踏まえて実施する。

④ 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、登録認定機関、認定事業者に対し立入検査又は任意調査（以下④及び⑤において「立入検査等」という。）を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。
また、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。

④ 登録認定機関及び認定事業者に対する立入検査等については、農林水産大臣の指示及び立入検査等に関する基準文書に基づき、次のとおり実施した。なお、平成18年度において、3業務日以内に報告できない案件が1件あったが、原因を究明し、進行管理を徹底する等、以降の立入検査等の業務改善に活用した。その結果、平成19年度以降の案件についてはすべて3業務日以内に報告した。

また、立入検査等のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査、都道府県からの要請による立入検査等への協力を行った。
なお、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行った。

年度	18	19	20	21	22
立入検査件数	2(4)	3(4)	1(1)	-()	7(11)
任意調査件数	15(17)	24(39)	26(38)	21(36)	16(30)
確認調査件数	5(5)	9(9)	10(12)	8(11)	1(1)
協力調査件数	-()	1(3)	-()	-()	-()

注 () 内は事業所数

⑤ なお、今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間は、登録格付機関に対する指導・監督業務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対する

⑤ なお、今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間は、以下により、登録格付機関に対する指導・監督業務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対し

⑤ 改正前のJAS法に基づき平成21年2月28日までなおその効力を有する登録格付機関に対する指導・監督業務等を適正に行うため、次の取組を行った。

立入検査、任意調査等の業務を適正に行う。

する立入検査等の業務を適正に行う。

ア 登録格付機関の登録後において格付業務が適切に行われていることを確認するための、各登録格付機関に対する毎事業年度1回以上の定期的な調査の実施

ア 登録格付機関に対する調査を次のとおり各1回実施し、調査の結果、不適合が認められた機関に対して、文書により是正指導を行った。

年度	18	19	20
調査機関数	6(121)	4(116)	4(116)
指導機関数	3(6)	2(2)	3(6)

注 () 内は事業所数

イ 登録格付機関による格付業務が適切に行われていることを確認するための、登録格付機関が格付を行ったJAS製品の検査及び格付業務の調査の実施

イ 格付品検査及び格付業務の立会調査を次のとおり実施した。

年度	18	19	20
格付品検査	1	3	2
立会調査	6	9	6

ウ 農林水産省からの指示により認定事業者に対する立入検査等を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告

ウ 改正前のJAS法に係る認定事業者に対する立入検査等の指示はなかった。

⑥ 食品表示110番を通じて収集した情報のうち違法なJASマーク表示に関する情報をJAS規格の監視業務等に活用する。

⑥ 食品表示110番等を通じて収集した違法なJASマーク表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。

⑥ 食品表示110番等を通じて収集した違法なJASマーク表示に関する情報について、事務処理手順書に基づき、次のとおり迅速かつ的確に対応した。

○ 農林水産省から回付された情報に基づく事実関係の確認のための格付品の検査及び立入検査等を次のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
格付品検査件数	1	—	1	1	—
立入検査等	3(3)	21(35)	15(19)	12(20)	10(21)
協力調査	—	1(3)	—	—	—

⑦ JAS法に基づく有機食品の検査認証制度が米国国家有機計画の技術的基準(以下「NOP基準」という。)に適合することが米国により認証されたことから、NOP基準による有機食品の検査認証制度を国内において運用するに当たり必要となる機関の認定等に係る調査を、センターの有するISO/IEC17011に

⑦ JAS法に基づく有機食品の検査認証制度が米国国家有機計画の技術的基準(以下「NOP基準」という。)に適合することが米国により認証されたことから、国内においてその運用に必要とされる農林水産省からの機関の調査等の要請に対応するため、センターの有するISO/IEC17011に関する知見を活用した業務

⑦ 米国国家有機計画の技術的基準(以下「NOP基準」という。)による認証機関の認定等業務が的確に実施されるよう、以下の取組を行った。

○ NOP基準に基づく認証機関の調査を開始するに当たり、「米国農務省全米有機プログラム基準に基づく認証機関の調査に関する規程」、「NOP基準に基づく認証機関認定のための審査の手順」等の作成、調査員及び調査員補への教育訓練の実施等、体制の整備を図った。

関する知見を活用し、適切に実施する。
(平成21年度からの目標)

執行体制を整備し、要請があった場合は、適切に調査を実施する。
(平成21年度からの計画)

○ 農林水産省がNOP認定業務規則を制定して平成21年11月2日から認定申請の受付を開始したことに伴い、認証機関の依頼に基づく審査結果及び認定事項に係る変更届出内容の審査結果を農林水産省及び依頼者へ次のとおり報告した。

年度	21	22
認定申請件数	1	1
変更届出件数	—	9

(3) JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務

JAS規格及び品質表示基準の見直しに係る作業においては、消費者ニーズ等に即した適切な見直しを行うため、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を活用して見直し内容の素案について取りまとめる。

(3) JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務

① JAS規格の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。

(3) JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務

① 農林水産省から要請のあったJAS規格について、次のとおり定期見直しに係る調査及び検査等を実施し、飲食料品、農産物及び林産物について見直し内容の素案（意見書）等を作成し、農林水産省へ報告した。

年度	18	19	20	21	22
飲食料品	13(56)	22(42)	23(66)	17(59)	15(55)
農産物	—	—	1(1)	—	1(1)
林産物	6(9)	3(11)	3(11)	3(11)	4(13)

注 実数は品目数、()内はJAS規格数

① 消費者、製造業者等の見直しに関する要望等を把握するためのアンケート調査

② JAS規格の見直しにあつては、JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査(1規格当たりおおむね20件以上)

③ 品質表示基準の見直しにあつては、品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査(1基準当たりおおむね20件以上)

④ 国際規格との整合性を把握するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査

⑤ 消費者及び製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催

⑥ JAS規格の見直しにあつては、JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼

ア 消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するためのアンケート調査

イ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査(1規格当たりおおむね20件以上)

ア 消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる利用実態調査を、次のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
消費者団体	7(12)	11(21)	7(49)	10(38)	6(40)
実需者	8(17)	11(24)	11(60)	3(7)	10(49)
製造業者等	8(17)	14(28)	22(79)	15(62)	15(55)
流通業者等	8(17)	11(24)	9(55)	14(47)	8(44)

注 実数は品目数、()内はJAS規格数

イ 品質実態を把握するための市販品検査を、次のとおり実施した。また、検査を実施した規格のうち、市場での流通量が少ない等の製品を除いて、1規格当たり20件以上の検査を実施した。

年度	18	19	20	21	22
市販品検査件数	447	448	789	1,093	743
品目数	8	13	12	10	10
JAS規格数	17(17)	27(9)	47(21)	56(41)	39(29)

注 ()内は20件以上市販品検査を実施したJAS規格数で内数。

性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認

ウ JAS規格と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査

ウ JAS規格に対応する国際規格の内容やJAS規格との整合性についての調査及び国際規格に対応する市販品の品質実態に関する調査を次のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
品質実態調査件数	162	78	238	464	62
品目数	3	4	6	8	7
JAS規格数	5	4	23	29	7

エ 消費者、製造業者、実需者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催

エ 消費者団体に対する説明会並びに消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを次のとおり開催した。

年度	18	19	20	21	22
消費者団体説明会	6	4	6	6	1
ワーキンググループ	10	13	10	12	21

オ JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認

オ 分析法及び格付検査におけるサンプリング法について情報収集を行うとともに、JAS規格に規定する分析法についての妥当性確認試験及び従来の分析法と新たな分析法の同等性確認試験を次のとおり実施した。

また、学識経験者、業界関係者等で構成する分析法又はサンプリング方法に関する妥当性確認検討委員会を開催し、分析法の妥当性確認試験の設計及びその試験結果並びにサンプリング法の妥当性について検討を行うとともに、製品の製造実態及びサンプリングの実態について、平成18年度に現地調査を4回行った。

年度	18	19	20	21	22
文献調査品目数					
┆ 飲食料品	5(7)	10(10)	8(35)	8(18)	2(5)
┆ 林産物	—	5(31)	3(13)	1(11)	—
ヒアリング実施品目数					
┆ 飲食料品	16(54)	19(28)	31(21) 全般(1)	8(11)	3(13)
┆ 林産物	全般(5)	2(3)	7(3)	1(13)	—
妥当性確認のための共同分析試験実施品目数					
┆ 飲食料品	6(10)	9(9)	11(9)	3(6)	2(3)
┆ 林産物	全般(1)	—	—	—	—
測定方法確認のための分析試験実施品目数					
┆ 飲食料品	—	1(1)	—	—	—
┆ 林産物	—	5(2)	2(1)	—	—

測定方法の性能確認実施品目数	－	－	－	1(1)	－
従来手法と新たな手法の同等性確認実施品目数	1(1)	4(5)	4(5)	2(4)	1(1)
妥当性確認検討委員会開催回数	11	8	6	3	2

注 () 内は項目数。ただしヒアリング実施品目欄における () 内はヒアリング回数。

② 品質表示基準の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映した見直し内容の素案を作成する。

② 農林水産省から要請のあった品質表示基準について、次のとおり見直しに係る調査及び検査等を実施し、見直し内容の素案（意見書）等を作成し、農林水産省へ報告した。

年度	18	19	20	21	22
品質表示基準数	12	15	20	9	4

ア 消費者、製造業者等の品質表示基準の見直しの要望を把握するためのアンケート調査

ア 消費者の品質表示基準の認知の状況及び製造業者の品質表示基準の見直しに関する要望について把握するため、ヒアリング調査を次のとおり行った。

年度	18	19	20	21	22
品質表示基準数	6	7	18	7	4

イ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準当たりおおむね20件以上）

イ 品質実態を把握するための市販品検査を、次のとおり実施した。また、市場流通量が少ない等の製品を除き、1基準当たり20件以上の検査を実施した。

年度	18	19	20	21	22
市販品検査件数	444	340	629	1,026	585
品質表示基準数	9(9)	7(5)	8(8)	7(7)	4(4)

注 () 内は20件以上市販品検査を実施した品質表示基準数で内数。

ウ 品質表示基準と国際規格との整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査

ウ 品質表示基準に対応する国際規格の内容や品質表示基準との整合性についての調査及び国際規格に対応する市販品の品質実態に関する調査を次のとおり実施した。

年度	18	19	20	21	22
品質表示基準数	3	3	2	3	2
品質実態調査件数	183	177	194	444	62

エ 消費者、製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催

エ 消費者団体に対する説明会及び消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを次のとおり開催した。

年度	18	19	20	21	22
消費者団体説明会	6	4	6	4	1
ワーキンググループ	3	4	3	4	0

また、農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。

③ 農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。

③ 農林水産省の要請に基づき、JAS規格制定等のために、次のとおり調査を実施した。また、集成材等の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性確認審査委員会を開催し、その審査結果を農林水産省に報告した。

年度	調査内容
18	・有機加工食品のJAS規格見直しに関する調査
19	・牛由来原材料を使用した加工食品の表示実態調査
20	・林産物の揮発性有機化合物放散速度に関する実態調査

④ ①から③に係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行う。

④ 農林水産省が行ったJAS規格及び品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及び募集結果を受けて希望者を募り、説明会を開催した。なお、参加希望者がいない又は少人数であった場合は、説明会を開催せず、参加希望者には個別対応により見直しの内容の説明を行った。

年度	18	19	20	21	22
説明会開催数	11	0	7	0	—

(4) 農林物資の格付業務
 今般のJAS法の改正により、センターが自ら行う生系の格付業務が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、当該業務を行うこととされていることから、同日までの間は、当該業務を適正に行う。

(4) 農林物資の格付業務
 センターが自ら行う生系の格付業務については、生系の格付に関する基準文書に従い適正に行う。

(4) 農林物資の格付業務
 センターが自ら行う生系の格付業務については、生系の格付に関する基準文書に従い適正に実施した。
 なお、格付業務は平成21年2月28日をもって廃止した。

年度	18	19	20
格付件数	49	16	9

(5) 国際規格に係る業務
 ISO（国際標準化機構）のTC34、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。

(5) 国際規格に係る業務
 ISO（国際標準化機構）のTC34、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を行うため、必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。

(5) 国際規格に係る業務
 次に掲げる措置を講ずることにより、国際規格への我が国の意見の反映を図った。

① ISO（国際標準化機構）の以下の委員会の国内審議団体事務局として国際標準作成に関する活動を行った。

- ISO/TC34（食品専門委員会）
- ISO/TC34/SC10（動物用飼料分科委員会）
- ISO/TC34/SC12（官能分析分科委員会）
- ISO/TC34/SC16（分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会）
- ISO/TC34/SC17（食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会）
- ISO/TC89/SC3（木質パネル専門委員会/合板分科委員会）
- ISO/TC218（木材専門委員会）

また、農林水産省の要請があった場合には、食品、林産物等の分析の専門家として、各種の国際会議に出席する。

また、農林水産省から各種の国際会議への出席要請が行われる場合に備え、各種情報の収集・整理、国際規格に関する知見の蓄積等に努める。

- 国内委員会等の開催及び国際会議への役職員の派遣を行うとともに、各委員会で検討されている案件についての情報の収集を行い、委員へ提供した。

年度	18	19	20	21	22
国際会議	2	3	6	6	8
国内委員会	3	4	7	6	9
監訳部会	2	—	—	—	—

- ② 農林水産省からの国際会議への対応要請に備え、次に掲げる取組を行った。

- 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、国際規格、各国規格等に関する情報を収集、整理した。
また、コーデックス食品規格委員会（Codex）関連の国際会議及び国内会議に次のとおり出席し、Codex委員会総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。

年度	18	19	20	21	22
国際会議	2	—	1	—	—
国内会議	12	13	11	8	6

- Codexに提案されている発酵大豆ペースト（Fermented soybean paste:我が国の「みそ」に相当）の国際規格案について、当該規格案の分析法を検討するため、平成18年度に調査分析を行った。その結果、第15回コーデックスアジア地域調整部会で検討された発酵大豆ペースト規格原案において、センターの分析結果に基づく分析法の修正案が採用された。さらに、平成19年度には、発酵大豆ペースト、平成19年度及び20年度には、非発酵大豆製品（Non-Fermented soybean products：豆腐、油揚げ等に相当）について、当該規格案の品質要件及び分析法を検討するため市販品の調査分析を行い、結果を農林水産省に報告した。また、平成21年度には、非発酵大豆製品について、当該規格案の分析法を検討するため、提案されているAOAC法と国内の分析方法との比較試験を行った。

(6) 農林物資の検査技術に関する調査研究業務

- ① 農林物資の検査技術に関する調査研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発を積極的に行うとともに、大学又は研究機関との共同試験等により、調査研究の質の向上を

(6) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務

- ① 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発に重点化する。

(6) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務

- ① 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術として、生鮮食品、加工食品、遺伝子組換え食品の3分野の技術の開発に重点を置いて実施した。

図る。

また、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図り、検査に活用する。

また、他の試験研究機関等の有する知見を活用するため共同試験や、他機関で開発された判別技術の導入に取り組み、調査研究の水準の向上を図った。

年度	18	19	20	21	22
実施課題数	23	24	26	25	23
共同研究課題数	12	16	15	11	9

導入年度	導入した判別技術
18	・畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認
18	・貝類判別法の検討
19	・FRIP法を用いた魚介類の簡易種判別法の検討
20	・DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討
20	・FRIP法を用いたクモガニ科甲殻類の判別法の検討
20	・うなぎ加工品の原料魚種判別法の開発
22	・DNA分析によるコンブ属の種判別法の検討

○ 調査研究の実施に当たっては、食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、学会誌等から必要な情報を入手するほか、(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所及び(独)水産総合研究センター中央水産研究所等の主催する試験研究推進会議等への参画、各種学会における発表や情報収集を行うことにより、食品等の検査技術に関する技術開発の動向等を把握した。

年度	18	19	20	21	22
試験研究推進会議等への参加	8	5	7	15	16
学会発表	12	10	11	7	5

ア 生鮮食品については、品種及び原産地の判別技術の開発

ア 生鮮食品については、青果物や魚類等のうち外観から容易に判別がつかないものについて品種及び原産地の判別技術の開発

ア 生鮮食品の判別技術については、農産物、水産物及び畜産物について以下の課題を決定し検討を行った。

・農産物の元素分析による産地判別技術の開発

≪ゴボウ≫ (H18-20)

ICP-AES及びICP-MSを用いて5元素の濃度データを収集し判別関数を構築するとともに検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室による事前運用試験を行った結果、すべての試験室で異なる産地の試料が正しく判別できることが確認され実用可能となった。本成果についての論文が日本食品科学工学会誌(第57巻第2号 2010年)に掲載された。

≪サトイモ≫ (H18-21) [(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H20-21)]

ICP-AES及びICP-MSを用いて5元素の濃度データを収集し判別関数を構築するとともに検査・分析マニュアル案を作成し、5試験室による共同試験を行い分析法及び判別法の妥当性

が確認され実用可能となった。本成果については、平成21年度に日本食品科学工学会等において口頭発表を行った。

《サヤエンドウ》(H18-19)

ICP-MSを用いて元素組成を測定し、産地判別の指標となる元素の探索を行ったところ産地判別の可能性が示唆された。本成果についての論文が日本食品科学工学会誌(第56巻第10号 2009年)に掲載された。

《アスパラガス》(H18-20)

ICP-MSを用いて元素組成を測定し、産地判別の指標となる元素の探索を行ったところ産地判別の可能性が示唆された。本成果についての論文が日本食品科学工学会誌(第56巻第2号 2009年)に掲載された。

《ニンニク》(H18-19) [(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H19)]

ICP-MS及びICP-AESを用いて、5元素の濃度データを収集し判別関数を構築するとともに検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室による事前運用試験を行った。事前運用試験の結果明らかになった問題点を修正した上で検査・分析マニュアルを完成させ実用可能となった。また本検査法についてはホームページに掲載した。

《ショウガ》(H18-19) [(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H19)]

ICP-MS及びICP-AESを用いて7元素の濃度データを収集し、判別関数を構築するとともに検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室による事前運用試験を行った。事前運用試験の結果明らかになった問題点を修正した上で、検査・分析マニュアルを完成させ、実用可能となった。また本検査法はホームページに掲載した。

《タマネギ》(H18-19) [(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H18-19)]

ICP-MS及びICP-AESを用いて11元素の濃度データを収集し判別関数を構築するとともに検査・分析マニュアルを作成し実用可能となった。また本成果については平成18年度に日本分析化学会において口頭発表を行うとともに、論文がJournal of Agricultural and Food Chemistry誌(第55巻 2007年)等に掲載された。また、ホームページに掲載した。

《カボチャ》(H18-20) [(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H18-20)]

ICP-MS及びICP-AESを用いて8元素の濃度データを収集し、国産とニュージーランド産の判別関数を、また、6元素の濃度データを収集し国産とメキシコ産の判別関数を構築した。これらの判別関数を基に検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室による事前運用試験を行った。事前運用試験の結果明らかになった問題点を修正した上で、検査・分析マニユア

ルを完成させ実用可能となった。また、本成果については、表示・起源分析技術研究懇談会において口頭発表を行うとともに、論文が日本食品科学工学会誌（第55巻第12号 2008年、第57巻第2号 2010年）に掲載された。

《レンコン》（H21）

元素分析による原産国判別を検討したところ、レンコンは節により、また同一節内でも部位により含有する元素の濃度が大きく異なることや、水煮に加工すると不規則な濃度変化が見られることから、元素分析による判別は困難であることがわかった。

《生シイタケ》（H21-22）

元素組成から、栽培方法及び原産国を判別する技術を開発するため、乾燥粉碎法を検討し、21元素を測定する分析法の精度、真度を確認した。さらに国産原木栽培、国産菌床栽培、中国産菌床栽培の生シイタケそれぞれ35件についてICP-AES、ICP-MSを用いて13元素の濃度データを収集し、主成分分析を行った結果、原木栽培品群と菌床栽培品群の分布は概ね分かれており、栽培方法の判別は可能であると考えられた。（平成23年度継続）

《マツタケ》（H22）

元素組成をICP-AES、ICP-MSを用いて測定し、国産品と東アジア産品間の分類、判別が可能か検討するため、試料の調製法を検討し、21元素を測定する分析法の精度、真度を確認した。国産5件、中国産5件、韓国産4件を分析し、主成分分析を行った結果、国産品は群を形成する傾向が認められた。（平成23年度継続）

・窒素安定同位体比を用いた化学肥料使用判別法の開発（H18-19）

分析試料の乾燥方法等の前処理方法について検討を行うとともに、市販の有機農産物について安定同位体比の測定を行った。さらに、有機農産物と化学肥料使用農産物の安定同位体比の測定を行い、データを解析したところ、化学肥料使用の有無及び地域による有意差が認められた。

・照射食品の検知技術の開発及び妥当性確認（H19-22）〔(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H19-22）〕

照射食品の検知方法である熱ルミネッセンス法（TL法）の再照射に用いる小型のX線照射装置を開発し、単一試験室による妥当性の確認及び3試験室での共同試験による妥当性確認を行った。さらに6試験室での共同試験を行い、妥当性を確認するとともに、検査・分析マニュアル（案）を作成し、事前運用試験による検証を行った結果、すべて正しく判定され実用可能となった。本成果については、平成21年度に日本食品衛生学会等において口頭発表を行うとともに、論文が食品衛生学雑誌（第52巻第1号 2011年）に掲載された。

・超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた食品の産地判別の簡易・迅速測定法の検討（H20）

国産44件、中国産19件の黒大豆について、超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を

用いて17元素の濃度データを収集し、判別分析を行い4元素の濃度データによる判別関数を構築した。本成果については平成21年度に日本食品科学工学会において口頭発表を行った。なお、平成21年度以降は加工食品に係る調査として検討を行った。

・分析法開発及び品質管理における評価手法の検討<微量元素分析による生鮮野菜の産地判別法の精度の評価> (H21)

ICP-MSやICP-AESを用いた生鮮野菜等の産地表示の真正性を科学的に検証するための分析技術の開発に当たって、科学的検証の的確さをさらに安定的に確保・向上させるため、統一された精度管理基準(検量線直線性、検出・定量限界、精度、真度、操作ブランク値)を策定し、平成22年度に「技術開発初期における分析法の信頼性確認及び内部品質管理に関するガイドライン」を取りまとめ、ガイドラインに沿った対応をすることとした。

・畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認 (H18-22) [国立大学法人神戸大学との共同研究 (H19、21)]

国立大学法人神戸大学で開発された国産牛肉と外国産(豪州産及び米国産)牛肉の鑑別方法を基に簡便化・簡略化した判別法を開発し、17試験室による共同試験を行ったところ、妥当性が確認され、本成果を基にマニュアル案を作成した。本成果については平成19年度に日本食品衛生学会学術講演会等において口頭発表を行った。

・DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討 (H20-21) [国立大学法人神戸大学との共同研究 (H21)]

国立大学法人神戸大学が産地判別を目的として開発した雄性決定のY染色体に座乗しているマーカーを雄特異的マーカーとして転用して雌雄判別法を開発し、4試験室による事前運用試験を行った。この結果、開発した判別法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアルを作成した。

・安定同位体比を用いた豚の原産国判別法の検討 (H20)

国産、デンマーク産、米国産及びカナダ産の豚肉について、炭素及び窒素安定同位体比分析による産地判別の可能性について検討を行ったが、判別率は、国産が95%、デンマーク産が90%程度、米国産が60~70%であったが、カナダ産は30~40%程度にとどまった。

・DNA解析による水産物の名称表示の疑義判別法の開発

<<ブリ近縁種及び類似魚類>> (H18-20) [(独)水産総合研究センターとの共同研究 (H18-20)]

ブリ属4種、*Seriola*属3種及びスギ、メダイ及びイボダイについて、ミトコンドリアDNAチトクロムb遺伝子の全塩基配列の解析を行い、ブリ属4種、*Seriola*属3種、メダイ及びスギの計9魚種の判別方法を開発した。これを基に、検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室で事前運用試験を実施したところ、すべての試料について正しく判定され実用可能となった。また本成果については平成19年度に日本水産学会において口頭発表を行った。

<<貝>> (H18)

中国及び朝鮮半島西岸地域群又は日本及び朝鮮半島南岸地域群のアサリの判別法について、瀬戸内海区水産研究所から技術移転を受け、検査に活用可能な手順書を作成した。また、事前運用試験の結果に基づき、検査・分析マニュアルの改訂を行い実用可能となった。

・魚類の名称ガイドライン記載種を中心としたDNA解析及び種判別法の検討 (H19-21) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究 (H19-21)]

魚介類のミトコンドリアDNAチトクロム*b*遺伝子の部分配列並びに貝類、頭足類及び甲殻類のミトコンドリアDNA*COI*遺伝子の部分配列を解析し、日本DNAデータバンク (DDBJ) に登録した。また、マダコの系統群を判別することによる産地推定法を開発し、3試験室で事前運用試験により判別法に問題がないことを確認し、判別マニュアル (暫定版) を作成し実用可能となった。また本成果については平成19年度に日本水産学会等において口頭発表するとともに、日本DNA多型学会誌に論文発表を行った。

・FRIP法を用いた魚介類の簡易種判別法の検討 (H19-20) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究 (H19-20)]

国立大学法人九州大学で開発されたクモガニ科甲殻類3種 (ズワイガニ、ベニズワイガニ、オオズワイガニ) の判別法であるFRIP法の頑健性について検討した結果、それぞれの蛍光強度に有意差がなく、判別法の頑健性が低いことが明らかとなった。

・魚介類種判別法のDNA抽出法の検討 (H20、22)

マグロ及びアジ等の原産地判別の検査に使用しているDNA抽出キットは、DNA抽出に約4時間かかるため、作業時間の短い抽出キットが適用可能か調査した結果、現在使用しているキットと同程度のPCR産物を得られず、適用不可能であることが確認された。また、マグロ及びサケ・マスについて、従来の検査で使用しているDNA抽出法と多検体の処理が可能なDNA抽出法を比較検討し、多検体の処理が可能なDNA抽出法もマグロ及びサケ・マスの判別検査に使用できることを確認し実用可能となった。

・塩基配列決定法による魚種推定の検討 (H21-22) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究 (H21-22)]

ミトコンドリアDNAチトクロム*b*遺伝子の部分配列を決定する分析法について、魚類112種で分析が可能であることを確認し、その分析法を検査・分析マニュアル (案) として取りまとめ、2試験室での共同試験を実施し、分析法の頑健性・再現性の確認を行うとともに、新たに10種の魚介類を追加し、検査・分析マニュアル (暫定版) を作成し実用可能となった。また、30種の魚介類について、マニュアルによる分析法での解析が可能であることを確認した。(平成23年度継続)

・全自動電気泳動装置を用いた分析の導入検討 (H21)

サケ科魚類及びマグロ属魚類合計54試料を用い、従来の電気泳動と比較を行ったところ、本法は従来法に比べて分離能が高く、短い塩基長の断片の検出が可能であることが明らかになったため、本法を検査業務に使用できるように全自動電気泳動装置用の判定基準を作

イ 加工食品については、原材料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発

イ 加工食品については、消費者の関心が高い品目を中心に原材料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発

成した。

・元素分析による貝類の原産国判別法の開発 (H19-22) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究 (H19-22)]

日本産、韓国産、中国産、北朝鮮産のアサリについて、ICP-MS及びICP-AESを用いて元素濃度データを収集し、原産国を判別するための判別関数を構築した。この判別関数を基に3試験室による事前運用試験を行い、判別マニュアルを作成し実用可能となった。また本成果については、平成21年度に日本水産学会において口頭発表を行った。

また、シジミについては日本、ロシア、中国及び韓国産のシジミの殻を試料とし、ICP-MSを用いて15元素の濃度データを収集し、原産国間で含有量に差のある元素を明らかにした。さらに、日本の主要産地とロシア産のシジミの判別モデルを作成し、判別率を確認したところ、日本産を98%、ロシア産を71%の確率で判別することが可能であった。(シジミについては平成23年度継続)

・DNA分析によるシジミの原産地判別法の開発 (H22) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究 (H22)]

(独) 水産総合研究センターが開発したヤマトシジミ (日本、ロシア、朝鮮半島産)、朝鮮半島型シジミ (ロシア、朝鮮半島産)、セタシジミ (日本産)、中国太湖産シジミ (中国産) の判別法を基に検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室による事前運用試験を行った。この結果正しく判別できることが確認されたので検査・分析マニュアル (暫定版) を作成した。また、日本産 (網走湖、天塩川、十三湖、小川原湖、涸沼、荒川、木曾川、宍道湖) とロシア産シジミのミトコンドリアDNAの塩基配列を解析したところ、16S rRNAにおいて、茨城県 (涸沼) を境とする南北の産地で異なる塩基配列を発見した。(平成23年度継続)

・安定同位体比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発 (H18)

市販の天然及び養殖のマダイについて窒素及び炭素の安定同位体比を測定した結果、天然・養殖間での有意差は認められなかったものの、一部の富栄養化した海域の試料に特徴的な値が見られ、これを指標として原産地を判別できる可能性が示唆された。

・魚介類の凍結履歴の検証法の検討 (H18-19) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究 (H18-19)]

非凍結及び凍結後解凍したクロマグロを試料として近赤外分光光度計で吸光度を測定した。その結果、両試料群間の吸光度二次微分値で有意差が確認され、吸光度二次微分値による判別関数を構築した。

イ 加工食品の原料の判別技術については、次の検討を行った。

・農産加工品の元素分析による原料原産地判別等技術の開発

《乾しいたけ》 (H20)

現行の乾しいたけの判別法を改良するため、国産原木栽培、中国産原木栽培、中国産菌

床栽培の乾しいたけについて、ICP-MS及びICP-AESを用いて元素濃度データの収集及び解析を行い、現行法より中国産の判別率が10%程度高い、6元素の濃度による判別関数を構築し実用可能となった。

《いりさや落花生》(H21-22) [(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H21-22)]

国産及び中国産の落花生を試料として、ICP-AES及びICP-MSを用いて3元素の濃度データを収集し、判別関数を構築した。

・ 超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた食品のスクリーニング産地判別の簡易・迅速測定法の検討 (H19)

国産原木栽培、中国産原木栽培、中国産菌床栽培の乾しいたけについて測定した。ICP-AES及びICP-MSで測定困難な臭素、硫黄、塩素を超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いて測定し、データを収集・解析することにより、高い精度の判別関数を構築した。平成20年度は生鮮食品を対象として調査を実施した。

・ 超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた乾しいたけの産地判別のマニュアル化の検討 (H21-22)

乾しいたけについて超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いて元素濃度データを収集及び解析を行い原産地の違いを正分類率95%で判別する判別関数を構築し、乾しいたけの検査・分析マニュアル(案)を策定した。このマニュアル(案)に基づき3試験室による事前運用試験を行ったところ、精度よく判別することができなかったことから、新たな判別関数を再構築した。改良したマニュアル(案)により先に行った3試験室での事前運用試験のデータを用いて検証したところ、原木栽培と菌床栽培及び日本産原木栽培と中国産原木栽培について高い精度で判別ができた。本成果については、平成22年度に日本食品科学工業会において口頭発表を行った。

・ 近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法の検討 (H20-22) [(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H20-21)]

干しそばのそば粉と小麦粉の混合割合について、試料を粉砕せず市販品の干しそばの状態での近赤外スペクトルの測定技術を確立した。さらに、副原料(小麦タンパク、茶、トロロイモ、海藻粉末、海苔粉末等)を含むもの及び含まないものについて「干しそば」の検量線モデルを解析した結果、市販品検査に採用しているアミノ酸組成分析によるそば加工品検査のスクリーニングとして利用できることが確認され、水の吸収領域を除外した波長領域で作成した検量線によりそば粉混合割合を推定したところ、推定値とそば粉混合割合はほぼ良好な相関を示した。本成果については平成20年度にThe First Asian NIR Symposium、平成21年度に表示・起源分析技術研究懇談会において口頭発表を行った。(平成23年度継続)

・ 安定同位体比による果実飲料中の異性化液糖の検出(対象品目の拡張)(H21)

グレープフルーツ、うんしゅうみかん及びももについて、複数の産地の果実を収集し、その搾汁を試料とした炭素安定同位体比を測定し、異性化液糖が使用されているかの判別のための基準を設定し実用可能となった。これにより検査対象とする果実飲料の原料果実の種類が増えた。

・PCR法を用いた肉種鑑別法の検討 (H19)

センターが特許を出願した飼料中の動物由来のDNA検出用プライマーを用いて加工食品中の肉種鑑別法を検討した結果、高度に加工された食品においても肉種鑑別が可能であることが確認され実用可能となった。平成19年6月に発生した牛挽肉加工品偽装表示事案の際には、本成果を基に作成した暫定検査・分析マニュアルを用いて農林水産省の指示に基づく牛挽肉加工品についての肉種鑑別を緊急に実施した。

・水産加工品の元素分析による原料原産地判別法の開発

《ウナギ加工品》(H18-22) [(独)水産総合研究センターとの共同研究 (H18)]

主要各県産と中国産(4種)及び国産と中国産(1種)を判別するためICP-MSを用いて元素濃度データを収集し、5元素による判別関数を構築した。3試験室による事前運用試験を実施し、分析法に問題がないことを確認し、判別マニュアルを作成した。本成果についての論文が日本水産学会誌(第75巻第5号 2009年)に掲載された。(平成23年度継続)

《昆布》(H18-20)

ICP-MSを用いてマコンブ、リシリコンブ及びミツイシコンブの元素濃度データを収集し、3元素による判別関数を構築した。この判別関数を基に検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室で事前運用試験を行った結果、すべての試料について正しく判定され実用可能となった。また、作成した検査・分析マニュアルはホームページに掲載した。本成果についての論文が日本水産学会誌(第75巻第1号 2009年)に掲載された。

《湯通し塩蔵わかめ》(H20-21)

塩蔵わかめの判別法を改良するため、ICP-MSを用いて元素濃度データを収集し現行法より判別率が5%程度高い、三陸あるいは鳴門産と中国産(2種)及び国産と中国産(1種)を判別する2元素による判別関数を構築した。3試験室による事前運用試験において分析法に問題がないことを確認し、検査・分析マニュアルを作成し実用可能となった。本成果については日本水産学会において口頭発表を行い、論文が日本水産学会誌(第77巻第2号 2011年)に掲載された。

・DNA解析による水産物の原料魚種判別

《マダイ近縁種及び類似種》(H18) [(独)水産総合研究センターとの共同研究 (H18)]

タイ類及びその類似魚介類13種をはじめとした104魚種について、ミトコンドリアDNAチトクロームb遺伝子配列情報を収集し、魚種判別のためのデータベースを構築した。

《タラ類》(H18) [(独)水産総合研究センターとの共同研究 (H18)]

水産加工品の原料魚種判別のためスケトウダラ属1種、マダラ属2種、ミナミマダラ属1種、メルルーサ属4種、コイチ、シログチ、クロエソ、イトヨリダイ、チリマアジのミトコンドリアDNAの一部の塩基配列を解析した。

《タラ類以外のすり身原料魚種》(H19-21) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究(H19-21)]

水産練り製品に使用される可能性がある53魚種について、ミトコンドリアDNAの一部塩基配列を解析した。これを基にエソ属4種、キチジ属2種、スケトウダラ、ミナミダラ、ホキ、ハモ属2種、イトヨリダイ属3種について特異的検出PCR法を実施したところ、イトヨリダイ属3種を除く11魚種の特異性が確認され実用可能となった。

《辛子めんたいこ》(H18-20) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究(H18-20)]

スケトウダラ、マダラ属、ミナミマダラの特異的検出PCR法を開発し、検査・分析マニュアル案を作成して、3試験室による事前運用試験を行った結果、問題がないことを確認した。この結果を基に検査・分析マニュアルを作成し実用可能となった。また本成果については平成22年度に論文がFisheries Science誌に受理された。

《ウナギ加工品》(H20-21) [(独) 水産総合研究センターとの共同研究(H20-21)]

国立大学法人東京大学が開発したジャポニカ種とアンギラ種のウナギの判別法を改良し、3試験室で事前運用試験を行い、改良法に問題がないことを確認した。この結果を基に判別マニュアルを作成し実用可能となった。また本検査法についてはホームページに掲載した。

《サバ属及びサケ・マス》(H22)

缶詰等の高度な加工品にも適用可能となるように、サバ属及びサケ・マス類の種判別マニュアルを改良し、適用範囲の拡大が可能かを検討したところ、サバ属については魚種判別が可能であったが、サケ・マス類については、一部の試料で判別不可能であった。

・照射食品の検知方法の検討(H18) [(独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究(H18)]

照射食品の検知方法である熱ルミネッセンス法(TL法)の再照射線源である γ 線の代替線源を検討するため、再照射に用いる小型のX線照射装置を開発し、その性能評価を行った結果、照射食品の検知に使用できることが確認され実用可能となった。(平成19年度以降は生鮮食品を対象に課題を実施)

・ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別法への適用について(H22)

ゴボウ、ショウガ及びウナギ加工品について、ストロンチウム安定同位体比分析による産地判別の適用が可能かどうか検討した結果、ゴボウ及びショウガについては適用可能性が示唆された。また、ウナギ加工品については産地によっては適用可能性が示唆された。(平成23年度継続)

ウ 遺伝子組換え食品については、遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発

ウ 遺伝子組換え食品については、新たに遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品等、判別技術が確立されていないものを中心に遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発

・ イソマルトース分析による果実飲料への異性化液糖の検出法の検討 (H22)
果実飲料に添加された異性化液糖の検出法について、異性化液糖の製造工程中で生成するイソマルトースに着目し、異性化液糖、原料果汁及び市販ジュース中のイソマルトース含有量を測定した結果、異性化液糖の混入を判別することが可能と判断された。(平成23年度継続)

・ 炭素安定同位体比分析による米酢の原材料判別の検討 (H22)
米酢及び米酢の不揮発相を試料として炭素安定同位体比を測定することにより、炭素安定同位体比の違いから米以外の原材料の使用の有無の判別を行うことが可能と判断された。また、炭素安定同位体比を指標として氷酢酸の使用の有無の判別を行うことが可能と判断された。(平成23年度継続)

・ しょうゆ中に含まれるグリセリンを指標とした丸大豆使用の判定法の検討 (H22)
製造履歴の明確な丸大豆しょうゆ及び脱脂加工大豆使用しょうゆを試料として、グリセリン等を指標とした丸大豆使用の判別が可能であるかの検討を行ったところ、両試料間でグリセリン及び多環ピラジンの2成分の相関関係に差がみられたものの、誤判別率が高く、検査業務への活用は困難であると考えられた。

・ 安定同位体比分析による牛肉及びウナギ加工品の産地判別法の検討 (H22)
ウナギ加工品を試料とする場合の前処理(洗浄及び脱脂)の影響を確認するため、酸素安定同位体比の分析条件の検討を行った。また、ウナギ加工品(国産40件、中国産20件・台湾産3件)について炭素、窒素及び酸素の安定同位体比を測定し、炭素及び酸素の安定同位体比については、国産と中国産とで有意な差があることを確認した。(平成23年度継続)

・ DNA分析によるコンブ属の種判別法の検討 (H22)
公益財団法人函館地域産業振興財団北海道立工業技術センターが開発したコンブの品種判別法の技術移転を受けて、乾燥コンブの品種判別が可能であることを確認するとともに、検査業務に活用するために改良した分析法について、品種判別が可能であることを確認した。また、技術移転を受けた分析法の適用範囲を確認するため、コンブ加工品40件を試料として検討したところ、昆布巻き等の高度な加工が加えられた加工品については、適用が困難であることが明らかとなった。(平成23年度継続)

ウ 遺伝子組換え食品の分析技術については、次の検討を行った。
・ 農産物からの遺伝子組換え体の検知技術開発 <新規承認組換え農産物検知技術の開発>
《アルファルファ(定性)》(H18-19)〔(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究(H18)〕
GMアルファルファに導入されている発現カセットのDNA配列を解析し、その情報を基に定性PCR法を開発するとともに、種特異的内在性遺伝子を検知するプライマーを再設計し、判別精度を高めた。さらに単一試験室による妥当性確認試験を実施し、定性検知下限を明らかにした。

《テンサイ（定性）》（H20）〔（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H20）〕

EU公定分析法を改変して、GMテンサイDNAを特異的に検知する定性分析法を開発し、定性検知下限を明らかにした。

《トウモロコシ（スクリーニング定量）》（H18-20、22）〔（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H18-20、22）〕

GMトウモロコシのスクリーニング定量法の妥当性を確認するため、試料の確保及び手順書の作成を行い、12試験室で共同試験を実施した。この結果、定量検知下限が明らかとなり、定量法の妥当性が確認された。

なお、試料に含まれるGMの系統間に濃度差がある場合には、低濃度の系統の分析値に影響が出る可能性が示唆された。

＜GMトウモロコシMIR604系統の定量分析法＞（H21-22）〔（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H22）〕

GMトウモロコシMIR604系統の定量分析法について試験室間共同試験を実施するため、検査・分析マニュアルを作成し、14試験室による共同試験を実施した。この結果、定量検知下限が明らかとなり、分析法の妥当性が確認された。

《トウモロコシグループ間単位検査法（定量）》（H22）〔（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H22）〕

害虫抵抗性や除草剤耐性などの遺伝子組換え品種を複数掛け合わせたスタック品種の影響を受けずに、遺伝子組換え体の混入率を推定するための検査方法について、試験室間共同試験を行うための条件を検討し、試料とするトウモロコシの粒数、陽性試料の濃度区分数、必要な試験所数等を決定した。

《ダイズ（定性）》（H18）〔（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H18）〕

GMダイズの定性分析法の妥当性を確認するため、手順書の作成や試料の作製等を行い、14試験室による共同試験を実施した。この結果、定性検知下限が明らかとなり、本分析法の妥当性が確認された。

《トウモロコシ（定性）》（H19-21）〔（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H19-20）〕

GMトウモロコシ定性分析法（MON810、GA21、Bt11、P35S）の妥当性を確認するため、手順書作成や試料の作製等を行い、15試験室による共同試験を実施した。この結果、定性検知下限が明らかとなり、分析法の妥当性が確認された。

・表示対象ダイズ加工品からのDNA抽出法の検討（H18）

DNeasy Plant Mini Kitにより抽出したDNAを用いてPCRを行った結果、検査に使用しているDNeasy Plant Maxi Kitにより抽出した場合との差は確認されず、DNeasy Plant Mini Kitはダイズ加工品の検査に使用できることが確認された。

・加工食品からのDNA抽出法の効率化の検討 (H18)

食用大豆油からダイズ由来DNAの抽出の可能性を検討した結果、検討した抽出法ではPCRを行うのに十分な濃度・純度のDNAは得られなかった。

・表示対象トウモロコシ加工食品からのDNA抽出法の検討 (H21)

市販のトウモロコシ加工食品から2種類の抽出法でDNAを抽出し、トウモロコシ内在性遺伝子SSI1bについてPCRを実施し、電気泳動でSSI1bの増幅に抽出方法により差があるか検討したところ、両者の抽出法の間で、PCRの結果にほとんど差は見られなかった。

・パパイヤ加工品中のDNAの検出 (H21-22) (農林水産省からの依頼 (H21)) [国立医薬品食品衛生研究所との共同研究 (H22)]

パパイヤ加工品から既報の方法によりDNAを抽出し、PCRを実施してパパイヤ内在性遺伝子Papainの検出可能性を検討したが、既報の方法ではほとんどのパパイヤ加工品はDNAの抽出自体が困難で、内在性遺伝子の検出も難しいと考えられた。このため、国立医薬品食品衛生研究所と共同でパパイヤ内在性遺伝子chymopapain遺伝子の検出を指標とするリアルタイムPCR法を開発するとともに新たなDNA抽出法を開発した。

・分析法開発及び品質管理における評価手法の検討<GMO定量分析法の精度の評価> (H20)

GMO定量法の分析精度の傾向を明らかにするため、公表されていた7種類の農産物における50件の共同試験結果を解析した結果、GMO定量法の試験室間再現精度がGMO混入率(%)の関数で表せることが明らかとなり、分析法の開発、妥当性確認等、GMO分析の様々な場面で評価に利用可能な精度指標を得た。

エ その他の調査研究

重点3分野に関する調査研究のほか、次の検討を行った。

・生糸機械検査システムの開発に関する研究 (H18-19)

生糸機械検査システムで使用するソフトウェアの総合稼働試験を行うとともに、縦型検査装置を開発した。また国際的な生糸電子検査基準の策定に協力するため、日本及び中国において同一試料による比較試験を行った。

・主要な食用水産動植物とその加工食品に存在するヒ素の形態別濃度の解明 (H19) [(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究 (H19)]

生鮮水産物及び水産物加工品各6種類について、ICP-MSを用いて総ヒ素濃度及び7種類の形態別ヒ素化合物濃度を測定した結果、生鮮品及び加工品ともに検出されたヒ素の形態は毒性の低い化合物が多く、食品における危険性は認められなかった。本成果については第13

また、課題の選定に当たっては、外部の有識者からの客観的な意見を踏まえて決定する。

また、課題の選定・評価に当たっては、外部の有識者からの客観的な意見を踏まえて行い、毎事業年度20課題以上実施する。

回ヒ素シンポジウムにおいて口頭発表を行った。

・米中に存在する化学形態別ヒ素化合物の濃度と変動の解明（H20）〔（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所との共同研究（H20）〕

玄米認証標準物質を用いて総ヒ素濃度及び3種類の形態別ヒ素化合物濃度をICP-MSにより測定した結果、ヒ素の回収率は良好であった。また、同分析法で国産の玄米、白米、炊飯米のそれぞれの総ヒ素を測定した結果、玄米に比べ搗精により34%、更に炊飯により10%減少した。

・黒糖と加工黒糖の判別可能性の確認（農林水産省からの依頼）（H21）

還元糖、灰分、有機酸、抗酸化活性、しよ糖及び灰化物の元素組成を測定し、これらの結果を元に判別関数を構築したところ、判別の可能性が示唆された。

○ 外部の有識者を含む食品関係調査研究総合評価委員会を毎年度開催し、当該年度の調査研究成果の評価を行うとともに、翌年度の調査研究課題を選定した。

また、当該年度における調査研究の課題を追加して行う必要がある場合については、センター内に設置した食品関係調査研究推進委員会において検討を行い、課題追加の指示や進行管理の調整等を行った。

年度	18	19	20	21	22
実施課題数	23	24	26	25	23
重点3分野	22	22	25	24	23
生鮮食品	11	13	13	11	8
加工食品	6	6	8	8	11
遺伝子組換え食品	5	3	4	5	4
その他	1	2	1	1	—

② 調査研究の成果については、公開発表会を毎事業年度1回以上実施するとともに、検査・分析業務等に迅速に活用する。

② 調査研究の成果については、毎事業年度1回以上の公開発表会を開催するとともに、調査研究報告書、インターネット等により広く一般に公開する。

また、調査研究の成果については、検査・分析のためのマニュアルに反映し、検査・分析業務等に迅速に活用する。

○ 各年度の調査研究の成果を集録して「食品関係等調査研究報告」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載した。

また、毎年度、食品、肥飼料及び農薬の各分野の研究成果について公開調査研究発表会を開催した。

○ 調査研究の成果を基に検査・分析マニュアルを作成し、検査等業務に迅速に活用した。

(7) 依頼検査
製造業者等から依頼された農林物資

(7) 依頼検査
製造業者等から依頼された農林物資

(7) 依頼検査
製造業者等から依頼された農林物資の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準

<p>の品質、成分等に関する検査を適切に行う。</p>	<p>の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書を作成するとともに、依頼者の機密保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>文書の見直しを行うとともに、依頼された検査を基準文書に基づき次のとおり実施した。また、依頼者の機密保持を図るため、検査結果の厳正な管理を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1115 280 1720 408"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食料品</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生糸</td> <td>87</td> <td>46</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>林産物</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	飲食料品	2	0	16	0	0	生糸	87	46	16	—	—	林産物	0	1	0	0	0												
年度	18	19	20	21	22																																	
飲食料品	2	0	16	0	0																																	
生糸	87	46	16	—	—																																	
林産物	0	1	0	0	0																																	
<p>(8) 緊急時の要請に関する業務 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときは、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。</p>	<p>(8) 緊急時の要請に関する業務 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づく緊急時の調査等については、農林水産大臣からの要請に従い、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、最優先で迅速かつ的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 必要な分析方法、データを効率よく検索できるよう、調査研究結果や研究論文等の情報を収集し、体系的に整理する。</p>	<p>(8) 緊急時の要請に関する業務 次により、農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請のあったときに備え、迅速かつ的確に対応するための体制を整備した。</p> <p>○ 緊急の要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるよう、データベース化した。 また、旧3法人の統合に伴い緊急調査の実施体制を見直し、関係する規程を改正するとともに、同規程に基づく指示・連絡体制等の対応マニュアルを策定した。また、想定される要因及びその内容別分類ごとに専門的知見を有する職員及び使用する分析機器を登録した名簿を毎年度見直し、更新した。 なお、中期目標期間中、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。</p>																																				
<p>4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う科学的知見に基づく食品安全行政に資するため、食品等に含まれる有害物質の分析を実施するものとする。 その実施に当たっては、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査を実施する際には、評価・公表ガイドラインに従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。</p>	<p>4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務 (1) 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析については、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査を優先的に実施する。</p>	<p>4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務 (1) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理のための有害化学物質の分析に当たっては、次により、的確に実施した。</p> <p>○ 農林水産省の指示に基づき「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査を優先的に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1251 1957 1436"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>： 残留農薬</td> <td>1,925</td> <td>2,038</td> <td>1,379</td> <td>1,422</td> <td>1,432</td> </tr> <tr> <td>： かび毒（注1）</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>340</td> <td>440</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>飼料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>： かび毒（注2）</td> <td>460</td> <td>1,137</td> <td>1,007</td> <td>1,178</td> <td>1,587</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	農産物						： 残留農薬	1,925	2,038	1,379	1,422	1,432	： かび毒（注1）	210	210	340	440	440	飼料						： かび毒（注2）	460	1,137	1,007	1,178	1,587
年度	18	19	20	21	22																																	
農産物																																						
： 残留農薬	1,925	2,038	1,379	1,422	1,432																																	
： かび毒（注1）	210	210	340	440	440																																	
飼料																																						
： かび毒（注2）	460	1,137	1,007	1,178	1,587																																	

その際、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務と連携・調整を図るとともに、当該業務を通じて蓄積された知見等を活用し、生産現場等におけるリスク低減対策の支援等に資するよう、これらの資材の特性や使用実態等を踏まえつつ、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」の下で分析対象を選定するなど、中期目標期間中に4件以上の課題についてテーマを設定するとともに、その結果について取りまとめる。

(2) その際、検査等業務に従事する職員から成るプロジェクトチームを毎事業年度設置し、それぞれの情報や知見の活用、テーマの検討等を行うことにより、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務と連携・調整を図るとともに、当該業務を通じて蓄積された知見等を活用し、生産現場等におけるリスク低減対策の支援等に資するよう、これらの資材の特性や使用実態等を踏まえつつ、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」の下で分析対象を選定する。

具体的には、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務の有する生産資材の特性や使用実態等の情報を活用しつつ、

- ① 農薬が残留するおそれの高い作物
- ② 汚泥肥料の施用等により有害重金属を含むおそれのある作物
- ③ カビ毒の発生する可能性の高い地域の作物
- ④ 上記に掲げるもののほか、生産現場等におけるリスク低減対策の観点から必要な課題等、4件以上の課題について、中期目標期間中にテーマを設定して実施する。
(平成19年度からの計画)

(3) 有害物質の分析の実施に当たっては、評価・公表ガイドラインに従って迅速

有害金属(注3)	767	783	750	641	630
残留農薬	666	662	674	580	557
ダイオキシン類	33	37	30	30	25

注1 デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール及びゼアラレノン

注2 オクラトキシンA、アフラトキシン、ゼアラレノン及びDON(平成18年度はアフラトキシンのみ)

注3 カドミウム、総ヒ素(平成19年度、20年度は無機ヒ素)、水銀及び鉛

(2) 平成19年度以降、上記「サーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく分析を実施する際には、中期計画に定めた4課題の中でテーマの設置が可能であった「農薬が残留するおそれの高い作物」についてプロジェクトチームを設置し、生産現場等におけるリスク低減策の支援等に寄与した次の取組を行った。

○ 本プロジェクトチームにおいては、農薬残留基準にポジティブリスト制度が導入されたことを受け、前作の作物に使用された農薬の後作物への残留に係るリスク低減に資するためのデータを得ることを目的として、食品検査部門及び農薬検査部門の各部門が有する専門技術的知見データを活用して、分析対象農薬や分析方法等を選定した。

○ 分析については、農林水産省が毎年度策定する、「食品の安全性に関する有害物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく国産野菜の残留農薬分析の実施時に、通常使用される農薬の検査に加えて、土壌半減期の長い農薬を選定し効率的かつ効果的に分析した。また、平成21年度、平成22年度には、残留農薬基準の国際調和を一層推進することを目的として、国内基準とCodex基準で分析対象部位が異なる果実について部位別の残留状況の調査を行った。

(3) 有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めている評価・公表ガイドラインの要件に従って迅速かつ的確に実施し、その結果を農林水産省に報告した。

<p>さらに、分析結果の信頼性を客観的に保証することができるシステムを確立するものとする。</p>	<p>かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。</p> <p>(4) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、精度管理、分析法の妥当性の確認等を的確に実施する。</p> <p>また、当該業務に従事する要員の資格要件を定め、必要な教育及び訓練を行う。</p>	<p>(4) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、次に掲げる取組を行った。</p> <p>○ 内部精度管理として、分析の都度、添加回収試験等を行うことにより分析の精確さを管理するとともに、外部精度管理として、分析担当者に対して担当試験に係る外部技能試験に各年度1回以上参加させた。 また、残留農薬分析の迅速化のために改良を加えた分析法等について、共同試験により検証を行い、その妥当性について確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 528 1839 624"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部技能試験（回）</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>139</td> <td>86</td> <td>102</td> <td>87</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 平成18年度は旧センターの実績</p> <p>○ 「リスク管理分析担当者資格認定マニュアル」において当該業務に従事する要員の資格要件を定めるとともに、分析技術及び分析試験業務の品質管理・品質保証に関する教育訓練を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 810 1886 906"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理分析業務 資格取得研修（人）</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	18	19	20	21	22	外部技能試験（回）	14	14	20	13	15	参加人数	139	86	102	87	85	年度	18	19	20	21	22	リスク管理分析業務 資格取得研修（人）	30	22	10	14	12
年度	18	19	20	21	22																											
外部技能試験（回）	14	14	20	13	15																											
参加人数	139	86	102	87	85																											
年度	18	19	20	21	22																											
リスク管理分析業務 資格取得研修（人）	30	22	10	14	12																											
<p>5 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>5 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>5 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する体制を整備した。 第2期において、立入、収去及び検査のための大臣指示はなかったが、平成22年度、農林水産省がカルタヘナ法に基づく検査に使用可能な未承認遺伝子組換えパパイヤ種子の検査法を確立する過程で、当該検査法の妥当性確認のための共同試験への協力要請が農林水産省からなされた。これに対し、センターから3箇所が共同試験に参画し、データを提供した。これらの結果を踏まえ、農林水産省で当該種子の検査法が確立され、その内容等についてプレスリリースされるとともに、カルタヘナ法に基づく検査に活用された。</p>																														
<p>6 国際協力業務 可能な範囲において、研修生の受入れ、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。</p>	<p>6 国際協力業務 可能な範囲において、センターの技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。</p>	<p>6 国際協力業務 （独）国際協力機構（JICA）等からの国際技術協力等の要請を踏まえ、次の取組を行った。</p>																														

年度	18	19	20	21	22
技術団員派遣	—	1(1)	—	—	—
技術協力専門家の派遣	1(1)	2(2)	3(3)	8(8)	5(5)
受入研修	8(30)	7(46)	8(24)	8(53)	9(42)

注 () 内は派遣人数又は研修参加人数

また、平成21年5月に、センターのこれまでの家畜飼料・飼料添加物の検査実績と高い分析能力が認められ、01Eから「飼料の安全と分析分野」で世界で唯一のコラボレーティング・センターに指定された。また、平成22年7月には「第1回01E/FAO-APHCA共催 第1回飼料の安全性に関する地域ワークショップ」を東京で開催するなど、飼料の安全や分析等の情報収集・発信の活動を行った。

第4 財務内容の改善に関する事項

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

また、自己収入（JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）の増額を図る。
（平成19年度からの目標）

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。
また、自己収入（格付業務に係る収入を除く。）の増額を図る。
（平成18年度旧センターの目標）

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

自己収入（JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）を平成18年度予算を基準として、毎事業年度1%以上の増額を図る。
（平成19年度からの計画）

予算、収支計画及び資金計画については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。
また、自己収入（格付業務に係る収入を除く。）を平成18年度予算を基準として、毎年1%以上の増額を図る。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年度の予算の執行を適切に行い、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。年度当初及び年度途中において必要に応じた予算配付を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。

なお、予算の執行に当たっては、平成18年度には旧3法人とも随意契約の見直し等、契約事務の適正化について検討し、随意契約限度額を国の基準額と同額まで引き下げた、関係規程の改正を行った。また、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、明らかに競争の余地のないものを除き、原則として一般競争入札等による契約とした。また、随意契約とせざるを得なかった案件については、個別に本部の職員で構成する契約審査委員会に諮って審査した。

自己収入（JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成18年度予算を基準として、毎年度1%以上の増額を達成した。

年度	18	19	20	21	22
自己収入（千円）	6,980	9,086	8,381	6,426	6,071
予算額（千円）	4,484	4,529	4,574	4,620	4,666

注 平成18年度は旧センターの実績

<p>適切な業務運営を行うことにより、 収支の均衡を図る。 (平成18年度旧肥飼検旧農薬検の目標)</p>	<p>(平成18年度旧センターの計画)</p> <p>予算、収支計画及び資金計画については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。 (平成18年度旧肥飼検、旧農薬検の計画)</p>	
	1 予算 [略]	
	2 収支計画 [略]	
	3 資金計画 [略]	
	<p>第4 短期借入金の限度額 平成18年度 : 7億円 平成19年度～平成22年度 : 13億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ 神戸センターの移転・新築の際、現庁舎の跡地の売却収入が発生するまでの間、一時的に資金が不足した場合に業務活動に充当する経費及び移転・新築等に係る経費の借入れ</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入れの遅延等の短期借入を行う事態は生じなかった。</p>
<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 神戸センターの移転・新築に伴い不要となる現庁舎及び土地については処分する。その際、①庁舎の解体・撤去を行った上で土地を売却する、②庁舎の解体・撤去を行わず、庁舎と一体で土地を売却する、のいずれかの方法によるものとし、より有利な売却を図ることができるよう、十分に検討を行う。なお、現庁舎等</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ○ 神戸センターの移転・新築に伴い不要となる旧庁舎及び土地については、旧庁舎と土地を一体で神戸市（買主代理：神戸市土地開発公社）に平成21年3月31日付けで売却した。 なお、当該売却収入については、移転新築費用の一部に充当した。</p>	

	<p>を処分したことによる当該売却収入については、移転新築費用の一部に充当する。 土地：兵庫県神戸市中央区小野浜町1-4 （面積：7,292.12m²） 建物： 旧館 昭和2年築、RC-4-1造 延べ床面積4,401.18m² 新館 昭和6年築、SRC-4-1造 延べ床面積11,623.26m²</p> <p>（注）土地の面積、建物の延べ床面積については、独立行政法人への移行時に国から出資された面積を記載</p> <p>なお、第4に記述したとおり、当該売却収入が発生するまでの間、一時的に資金が不足した場合には、短期借入れを実施することとし、当該短期借入れの担保として現庁舎の土地及び建物を供する。 （平成19年度からの計画）</p>	<p>○ 重要な財産を担保に供する事案はなかった。</p>				
	<p>第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途 剰余金を使用する事案はなかった。</p>				
<p>第5 その他業務運営に関する事項 なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 業務の適切な実施を確保するため、老朽化が著しく耐震上問題のある神戸センターの現庁舎について、移転・新築することとし、併せて新築時に大阪及び岡山の両事務所の業務を移管し、これらの事務所を廃止する。</p> <p>また、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画に基づき、次の整備を行った。 老朽化が著しく耐震上問題のあった神戸センターの旧庁舎については、平成18年度から3か年度にわたり新庁舎建築工事を行い、平成21年2月20日に竣工した。</p> <p>平成18年度には、統合に向けた検討を行い、以下のとおり必要な施設及び設備の整備を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1115 1372 2016 1436"> <thead> <tr> <th>所名</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜（旧センター）</td> <td>DNA検査室等施設改修工事及びスクラバー改修工事</td> </tr> </tbody> </table>	所名	整備内容	横浜（旧センター）	DNA検査室等施設改修工事及びスクラバー改修工事
所名	整備内容					
横浜（旧センター）	DNA検査室等施設改修工事及びスクラバー改修工事					

備の整備・改修等を計画的に行う。
(平成19年度からの計画)

以下の事項については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

1 施設及び設備に関する計画
業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。
(平成18年度旧3法人共通の計画)

平成18年度
施設、設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財源
検査設備改修、スクラパー改修	100	施設整備費補助金
ドラフトチャンバー等改修	(36)	施設整備費補助金
R I 実験棟改修	(11)	運営費交付金

(注) () 内は、旧肥飼検の額である。
< > 内は、旧農薬検の額である。

平成19年度～平成22年度
施設、設備に関する計画

門司 (旧センター)	試料保管室等改修工事
札幌 (旧肥飼検)	ドラフトチャンバー等改修工事
旧農薬検	R I 実験棟改修工事

また、統合以降は、次のとおり必要な施設及び設備の整備を行った。

所名	整備内容	年度
本部	スクラパー等改修工事	20、21、22
	特殊ガス警報装置改修工事	21
本部 (農薬検査部)	農薬散布棟改修工事	19
	ドラフトチャンバー改修工事	22
札幌	検査設備等改修工事	19
	スクラパー改修工事	20
仙台	実験室ガス検知警報装置設置工事	22
	検査設備改修工事	20
名古屋	ドラフトチャンバー等改修工事	21

なお、平成19年度補正予算により本部及び福岡センターの遺伝子分析検査設備拡充工事、平成20年度補正予算により本部の愛がん動物用飼料検査施設設備工事が行われた。

(単位：百万円)

年度別	施設・設備の内容	予 定 額	財 源
19	検査施設の整備 検査設備の整備 その他業務運営上 必要な施設・設備 の整備及び改修	2,114 ± δ	施設整備 費補助金 及び売却 収入
	上記のうち (神戸センター新 庁舎建設)	(1,59 8)	(施設整 備費補助 金及び売 却収入)
22			
	19~22年度計	2,114 ± δ	

[注記]

- 1 δ：老朽化度合等を勘案して、各事業年度増減する施設、設備の整備等に要する経費
- 2 平成19年度～平成22年度予定額のうち神戸センター新庁舎建設に係る経費を除く予定額516百万円については、平成18年度予算額（旧肥飼検の施設整備費補助金及び旧農薬検の運営費交付金として予算措置された施設整備に要する経費を含む額とした。）を毎事業年度一定割合を削減するものとして、4か年分の合計額とした。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、食品、肥飼料、農薬の各検査等業務間の人事交流に努めるとともに、共通部門である一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置を行う。

組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。

（平成18年度旧3法人共通の計画）

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

平成18年度には、検査3法人統合準備委員会の下、旧3法人の担当者が共同で作業を行うための、統合準備作業室を設置し、統合事務の円滑かつ効率的な実施を図った。

さらに統合後は、食品、肥飼料、農薬の各検査等業務間の人事交流を行うとともに、次のとおり共通部門である一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置を行うことにより、業務の適切かつ効率的な実施を図った。

○ 地方組織の一般管理部門は各地域センターのみに設置し、本部横浜事務所及び各地域センターの事務所には設置しないことにより、一般管理部門の合理化を図った。

○ 旧3法人にそれぞれ設置していた企画調整部門をさいたま本部の企画調整部に一元化し、合理化を図った。

○ 肥飼料、農薬等の生産資材や食品等に関する情報を消費者、生産者、事業者等へ一元的に提供できるよう、各部門の業務等について専門的な知見を有する職員を情報提供部

門に配置し、情報提供体制の整備を行った。

(2) 人員に関する指標

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成18年度以降の5年間において、センター全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行うとともに、第1の1(5)の10%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人件費の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(参考)

平成17年度の人件費
5,175百万円
期初の常勤職員数 742人

(注) 平成19年4月1日に統合した旧肥飼検及び旧農薬検の平成17年度の人件費及び期初の常勤職員数（旧肥飼検1,081百万円、149人、旧農薬検540百万円、72人）を含む。なお、平成19年4月1日の統合時における常勤職員数は、700人である。

平成22年度の人件費見込み
4,641百万円
期末の常勤職員数 680人

(2) 人員に関する指標

業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点（※）の常勤職員722名を49名削減することにより、平成17年度決算額を基準として人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を7.4%削減した。

※ 独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。

なお、各年度ごとの常勤職員数等については第1-1(6)に記載。

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、俸給表の見直しや期末手当・勤勉手当の支給割合の引き下げ、55歳を超える職員の減額措置等の見直しを行った。

<p>農林水産行政との連携を図るため、行政部局との円滑な人事交流を図るとともに、センター職員の採用に当たっては、広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意する。 (平成18年度旧センターの目標)</p>	<p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。</p>																														
	<p>(3) 人材の確保についての計画 農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。</p> <p>また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品及び生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>	<p>(3) 人材の確保・育成 次に掲げる措置を講ずることにより、農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保した。</p> <p>○ 農林水産省消費・安全局等との人事交流を次のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 624 1767 719"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転出</td> <td>94</td> <td>42</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>転入</td> <td>70</td> <td>54</td> <td>60</td> <td>47</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 平成18年度における転出・転入者は旧3法人の実績を合計したものである。</p> <p>○ 農学、化学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から採用し、必要な人材を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="1117 874 1767 938"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用者数</td> <td>15</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 平成18年度における採用者数は旧3法人の実績を合計したものである。</p>	年度	18	19	20	21	22	転出	94	42	52	51	32	転入	70	54	60	47	35	年度	18	19	20	21	22	採用者数	15	5	7	12
年度	18	19	20	21	22																										
転出	94	42	52	51	32																										
転入	70	54	60	47	35																										
年度	18	19	20	21	22																										
採用者数	15	5	7	12	14																										
	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当した。</p>																													